

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金
算定等規則の一部を改正する省令の一部改正について

(諮問第3168号)

<目 次>

1	諮問書		1
2	改正概要		2
3	改正案		6

(公印・契印省略)

諮問第3168号
令和5年5月26日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 相田 仁 殿

総務大臣 松本 剛明

諮 問 書

電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第109条の規定による基礎的電気通信役務に係る省令委任事項を定めるため、別紙のとおり基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令（令和2年総務省令第53号）の一部を改正することとしたい。

ついては、法第169条第4号の規定に基づき、上記のことについて諮問する。

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を 改正する省令の一部を改正する省令案

— I P 網への移行に伴うユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填に係る規定の整備 —

概 要

令和5年5月26日

IP網への移行期間中のユニバーサルサービス補填額の算定に用いるLRIC（長期増分費用）モデルの反映【公布日施行】

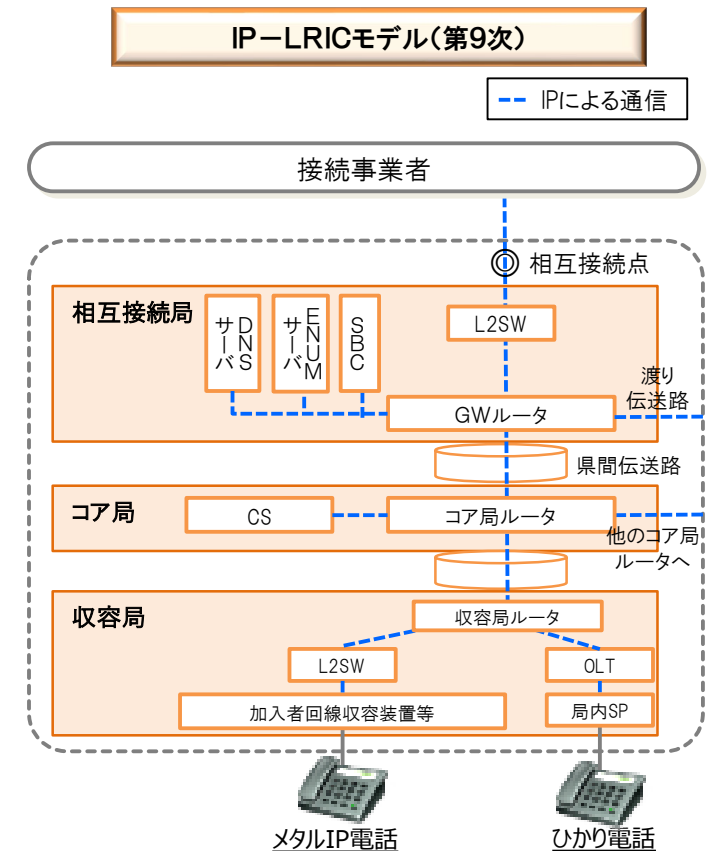
- ユニバーサルサービス補填額の算定に、PSTN－LRICモデルとIP－LRICモデルを併用する場合に用いられる規定のうち、IP－LRICモデルに基づく原価の算定を規定している、令和2年総務省令第53号（基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令）の附則別表を改正し、第9次IP－LRICモデルに対応したものとする。
- 第9次IP－LRICモデルにおける回線需要（メタルIP電話（加入電話）、ISDN、公衆電話及び光IP電話）や、ネットワーク構成（収容局、コア局及び相互接続局による構成）に対応するため、対象設備や固定資産価額の算定方法等を改正する。

※諮問第3159号（令和5年3月24日答申）において、IP網への移行期間中のユニバーサルサービス補填額の算定方法については、第8次PSTN－LRICモデルと第9次IP－LRICモデルによる各補填額算定値の加重平均値をとり、これを補填額とすること、また、加重平均の比率は、接続料算定時と同一の比率を適用することとしている。

< 令和2年総務省令第53号の附則別表の概要 >

附則別表第1	対象設備、附属設備等に係る設備等区分
附則別表第2	正味固定資産価額算定方法 設備区分ごとの投資額の算定方法
附則別表第3	固定資産明細表、固定資産帰属明細表
附則別表第4	費用区分ごとの費用算定方式 共通費等の配賦基準
附則別表第5	設備区分別費用明細表 (設備区分ごとの減価償却費、固定資産税、 施設保全費等を記載)

- ・SBC(Session Border Controller): 網内の信号を網間で流通可能なSIP信号に変換する装置
- ・ENUM(E.164 Number Mapping): 電話番号とインターネット上のIPアドレスの対応関係を管理するサーバ。
- ・CS(Call Server): 呼制御、加入者端末制御、経路選択、課金管理等の機能を持つ装置
- ・OLT(Optical Line Terminal): 電気通信事業者側に設置される光回線の終端装置
- ・L2SW(Layer 2 Switch): データリンク層におけるパケットの経路を判断し、転送する装置



令和5年5月26日

- ・ 情報通信行政・郵政行政審議会（電気通信事業部会）に、本改正について諮問

令和5年5月27日～同年6月26日

- ・ 本省令案の意見募集

令和5年7月上旬

- ・ 意見募集の結果を踏まえたユニバーサルサービス委員会における調査・検討

令和5年7月中

- ・ 情報通信行政・郵政行政審議会（電気通信事業部会）からの答申

令和5年8月

- ・ 改正省令を公布

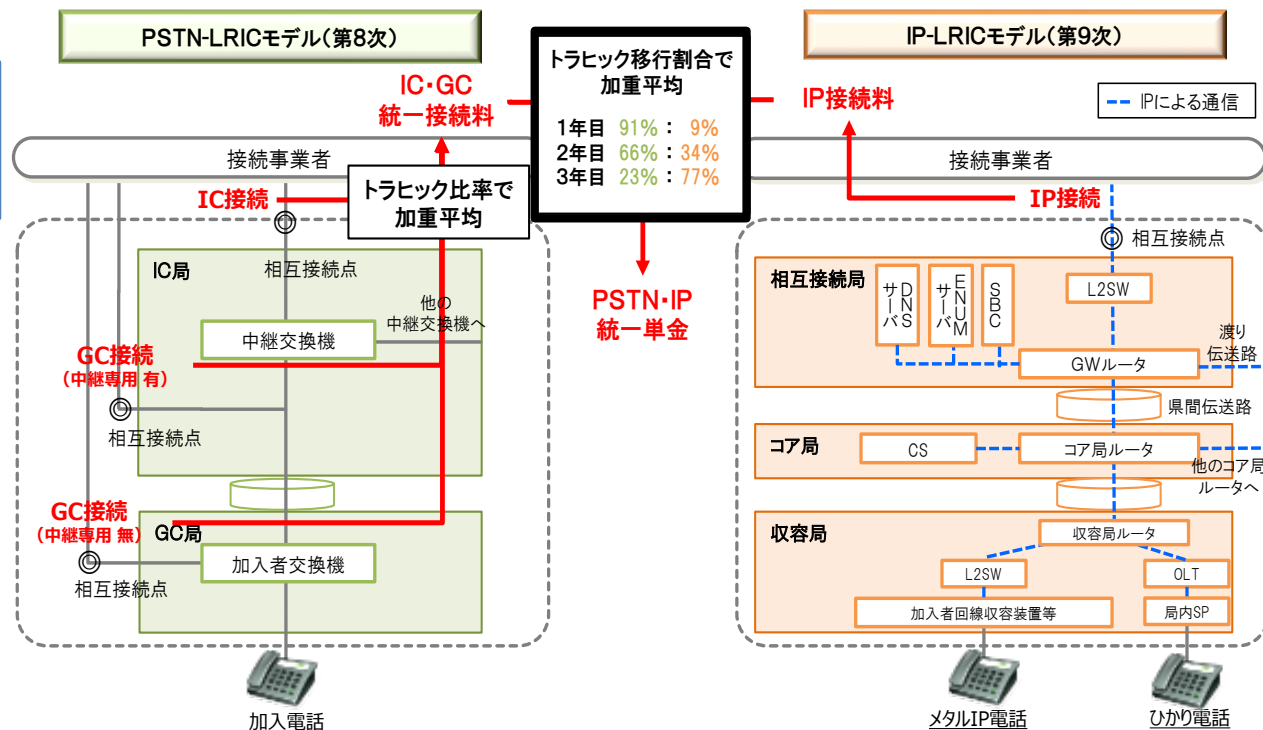
（参考）改正省令公布後

- ・ 総務大臣からN T T 東日本・西日本へユニバーサルサービス交付金算定に用いる資産及び費用の整理の手順を通知
- ・ N T T 東日本・西日本がユニバーサルサービス交付金算定に係る費用整理を行い、T C Aへ資料提出（令和4年度分）※令和5年8月まで
- ・ T C Aから総務大臣へ交付金の認可申請（令和4年度分）※令和5年9月まで
- ・ 情報通信行政・郵政行政審議会（電気通信事業部会）に認可に係る諮問・意見募集
- ・ 情報通信行政・郵政行政審議会（電気通信事業部会）からの答申
- ・ 総務大臣による認可

■ 接続料の算定（制度整備済）

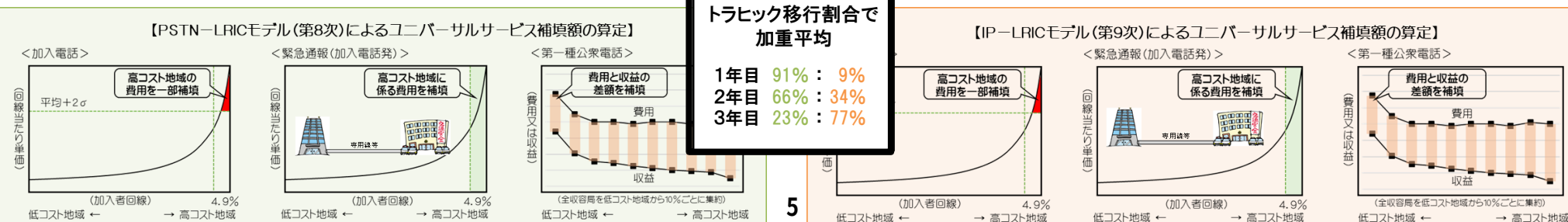
第8次PSTN-LRICモデルと
第9次IP-LRICモデルを組み合わせ使用。
（令和3年9月 情報通信審議会答申）

※加重平均の比率については、上記答申において、
「（前略）加重平均比率は、IP網への移行の計
画的・段階的实施を反映して、実際に予定されて
いる移行工程・スケジュールから予測される年度
ごとのトラフィック移行割合に基づき、あらかじめ
定めておくことが適当」とされており、トラフィック移行割合を予測して
規定されたもの。



■ ユニバーサルサービス補填額の算定（今般の改正事項）

接続料の算定との整合をとるため、第8次PSTN-LRICモデルと第9次IP-LRICモデルを組み合わせ使用。
（加重平均の比率も接続料の算定と同一）



○ 総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 松本 剛明

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令（令和二年総務省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののよう改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前

二頁

欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

名 出 源			名 出 源		
附則別表第 1（附則第 3 条関係）			附則別表第 1（附則第 3 条関係）		
第 1 対象設備に係る設備区分			第 1 対象設備に係る設備区分		
対 象 設 備	設 備 区 分		対 象 設 備	設 備 区 分	
端末系伝送路設備（加入者側終端装置及び端末系交換等設備との間に設置される伝送装置等を除く。）	〔略〕		端末系伝送路設備（加入者側終端装置及び端末系交換等設備との間に設置される伝送装置等を除く。）	〔同左〕	
	メタルケーブル	〔略〕 加入者側終端装置～メタル回線収容装置間（き線点遠隔収容装置を経由しない場合に限る。）に設置するもの		メタルケーブル	〔同左〕 加入者側終端装置～収容ルータ間（き線点遠隔収容装置を経由しない場合に限る。）に設置するもの
	加入系光ケーブル	き線点遠隔収容装置～メタル回線収容装置間に設置するもの		加入系光ケーブル	き線点遠隔収容装置～収容ルータ間に設置するもの
	加入系電柱	加入者側終端装置～メタル回線収容装置間に設置するもの		加入系電柱	加入者側終端装置～収容ルータ間に設置するもの
	加入系管路	加入者側終端装置～メタル回線収容装置間に設置するもの		加入系管路	加入者側終端装置～収容ルータ間に設置するもの
	加入系中口径管路	加入者側終端装置～メタル回線収容装置間に設置するもの		加入系中口径管路	加入者側終端装置～収容ルータ間に設置するもの
	加入系共同溝	加入者側終端装置～メタル回線収容装置間に設置するもの		加入系共同溝	加入者側終端装置～収容ルータ間に設置するもの
	加入系とう道	加入者側終端装置～メタル回線収容装置間に設置するもの		加入系とう道	加入者側終端装置～収容ルータ間に設置するもの
	電線共同溝	加入者側終端装置～メタル回線収容装置間に設置するもの		電線共同溝	加入者側終端装置～収容ルータ間に設置するもの
	自治体管路	加入者側終端装置～メタル回線収容装置間に設置するもの		自治体管路	加入者側終端装置～収容ルータ間に設置するもの
	情報ボックス	加入者側終端装置～メタル		情報ボックス	加入者側終端装置～収容ル

		回線収容装置間に設置するもの			ルータ間に設置するもの
	総合デジタル通信局内回線終端装置	〔略〕 き線点遠隔収容装置～メタル回線収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～メタル回線収容装置間（き線点遠隔収容装置を経由しない場合に限る。）に設置するもの		総合デジタル通信局内回線終端装置	〔同左〕 き線点遠隔収容装置～収容ルータ間に設置するもの 加入者側終端装置～収容ルータ間（き線点遠隔収容装置を経由しない場合に限る。）に設置するもの
	メタル回線収容装置等（端末系伝送路設備との間に設置される伝送装置等を含む。）	〔略〕 メタル回線収容装置 収容局に設置するもの（アナログ局内回線収容部及び総合デジタル通信局内回線終端装置を除く。） メタル回線収容装置用レイヤ 2 スイッチ（以下「メタル回線収容装置用 L 2 S W」という。） 収容局に設置するもの		収容ルータ（端末系伝送路設備との間に設置される伝送装置等を含む。）	〔同左〕 音声収容装置 収容局に設置するもの（アナログ局内回線収容部を除く。） 音声収容装置用レイヤ 2 スイッチ（以下「音声収容装置用 L 2 S W」という。） 収容局に設置するもの コールサーバ（以下「C S」という。） コア局に設置するもの 総合デジタル通信回線収容交換機 収容局に設置するもの（総合デジタル通信局内回線終端装置を除く。） 総合デジタル通信回線収容交換機用データベース（以下「総合デジタル通信回線収容交換機用 D B」という。） 収容局に設置するもの
メタル回線収容装置等に係る設備区分のうち、回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの	〔略〕		収容ルータに係る設備区分のうち、回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの	〔同左〕	
	アナログ局内回線収容部	〔略〕 き線点遠隔収容装置～メタル回線収容装置間に設置するもの 加入者側終端装置～メタル		アナログ局内回線収容部	〔同左〕 き線点遠隔収容装置～収容ルータ間に設置するもの 加入者側終端装置～収容ル

			回線収容装置間（き線点遠隔収容装置を経由しない場合に限る。）に設置するもの
		〔略〕	
	主配線盤		メタル回線収容装置等に属する部分に限る。
	光ケーブル成端架		メタル回線収容装置等に属する部分に限る。
関門系ルータ以外の共用コ アルータ	〔略〕		
	コア局用レイヤ２スイッチ （以下「コア局用 L 2 S W 」という。）		コア局に設置するもの
中継系伝送路設備であって、 メタル回線収容装置等と 関門系ルータ以外の共用コ アルータとの間に設置され るもの（中継系伝送路設備 の両端に対向して設置され る伝送装置等を含む。）	光ケーブル成端架		音声収容ルータ又は共用収 容ルータ～共用コアルータ 間に設置するもの
	伝送装置		音声収容ルータ又は共用収 容ルータ～共用コアルータ 間に設置するもの
		〔略〕	
	中間中継伝送装置		音声収容ルータ又は共用収 容ルータ～共用コアルータ 間に設置するもの
		〔略〕	
	中継系光ケーブル		音声収容ルータ又は共用収 容ルータ～共用コアルータ 間に設置するもの
		〔略〕	
	海底光ケーブル		音声収容ルータ又は共用収 容ルータ～共用コアルータ 間に設置するもの

			ータ間（き線点遠隔収容装 置を経由しない場合に限る 。）に設置するもの
		〔同左〕	
	主配線盤		収容ルータに属する部分に 限る。
	光ケーブル成端架		収容ルータに属する部分に 限る。
共用コアルータ	〔同左〕		
	コア局用レイヤ２スイッチ （以下「コア局用 L 2 S W 」という。）		コア局に設置するもの
	メディアゲートウェイ（以 下「MGW」という。）		コア局に設置するもの
	メディアゲートウェイコン トローラ（MGWを制御す る装置。以下「MGC」と いう。）		コア局に設置するもの
中継系伝送路設備等であっ て、収容ルータと共用コア ルータとの間に設置される もの（中継系伝送路設備等 の両端に対向して設置され る伝送装置等を含む。）及 び共用コアルータと他の電 気通信事業者の電気通信設 備との間に設置されるもの （共用コアルータと他の電 気通信事業者の電気通信設 備との間に設置される伝送 装置等を含む。）	光ケーブル成端架		収容ルータ～共用コアル ータ間に設置するもの
	伝送装置		収容ルータ～共用コアル ータ間に設置するもの
		〔同左〕	
	中間中継伝送装置		収容ルータ～共用コアル ータ間に設置するもの
		〔同左〕	
	中継系光ケーブル		収容ルータ～共用コアル ータ間に設置するもの
		〔同左〕	
	海底光ケーブル		収容ルータ～共用コアル ータ間に設置するもの

44

		〔略〕	
海底中間中継伝送装置		音声収容ルータ又は共用収 容ルータ～共用コアルータ 間に設置するもの	
		〔略〕	
無線伝送装置		音声収容ルータ又は共用収 容ルータ～共用コアルータ 間に設置するもの	
		〔略〕	
インタフェース変換装置		音声収容ルータ又は共用収 容ルータ～共用コアルータ 間に設置するもの	
		〔略〕	
無線アンテナ		音声収容ルータ又は共用収 容ルータ～共用コアルータ 間に設置するもの	
		〔略〕	
無線鉄塔		音声収容ルータ又は共用収 容ルータ～共用コアルータ 間に設置するもの	
		〔略〕	
衛星通信設備		音声収容ルータ又は共用収 容ルータ～共用コアルータ 間に設置するもの	
		〔略〕	
中継系電柱		音声収容ルータ又は共用収 容ルータ～共用コアルータ 間に設置するもの	
		〔略〕	
中継系管路		音声収容ルータ又は共用収 容ルータ～共用コアルータ 間に設置するもの	
		〔略〕	
中継系中口径管路		音声収容ルータ又は共用収 容ルータ～共用コアルータ 間に設置するもの	
		〔略〕	

		〔同左〕	
海底中間中継伝送装置		収容ルータ～共用コアル ータ間に設置するもの	
		〔同左〕	
無線伝送装置		収容ルータ～共用コアル ータ間に設置するもの	
		〔同左〕	
インタフェース変換装置		収容ルータ～共用コアル ータ間に設置するもの	
		〔同左〕	
無線アンテナ		収容ルータ～共用コアル ータ間に設置するもの	
		〔同左〕	
無線鉄塔		収容ルータ～共用コアル ータ間に設置するもの	
		〔同左〕	
衛星通信設備		収容ルータ～共用コアル ータ間に設置するもの	
		〔同左〕	
中継系電柱		収容ルータ～共用コアル ータ間に設置するもの	
		〔同左〕	
中継系管路		収容ルータ～共用コアル ータ間に設置するもの	
		〔同左〕	
中継系中口径管路		収容ルータ～共用コアル ータ間に設置するもの	
		〔同左〕	

45

	中継系共同溝	音声収容ルータ又は共用収容ルータへ共用コアラータ間に設置するもの
		〔略〕
	中継系とう道	音声収容ルータ又は共用収容ルータへ共用コアラータ間に設置するもの
		〔略〕
S I Pサーバ	コールサーバ（以下「C S」という。）	コア局に設置するもの
関門系ルータ	関門系ルータ	相互接続局に設置するもの
	相互接続局用レイヤ２スイッチ（以下「相互接続局用L 2 S W」という。）	相互接続局に設置するもの
セッションボーダコントローラ	セッションボーダコントローラ（以下「S B C」という。）	相互接続局に設置するもの
E N U Mサーバ	E N U Mサーバ	相互接続局に設置するもの
I P電話用D N Sサーバ	D N Sサーバ	相互接続局に設置するもの
〔略〕		

第２ 附属設備等に係る設備等区分

附 属 設 備 等	設 備 等 区 分
〔略〕	
無形固定資産（ソフトウェアを除く。）	無形固定資産（ソフトウェアを除く。）

附則別表第２（附則第３条関係） 正味固定資産価額算定方法

設 備 区 分	算 定 方 法
音声収容ルータ	１ 音声収容ルータの設置基準 収容局であつて、収容回線に光地域 I P 回線が含まれないもの又はコア局との間の伝送（離島設備の適用区間に限る。）を無線伝送装置又は衛星通信設備により行うもの（以下「<u>離島局</u>」という。）には、音声収容ルータを設置する。 ２ 設備量の算定 (1) 音声収容ルータ設置局ごとに、次のアからウまでにより求めたユニット数のうち最大のものを当該局の音声収容ルータユニット数とする。

	中継系共同溝	収容ルータへ共用コアラータ間に設置するもの
		〔同左〕
	中継系とう道	収容ルータへ共用コアラータ間に設置するもの
		〔同左〕
信号用伝送路設備及び信号用中継交換機	シグナリングゲートウェイ（以下「S G W」という。）	
	信号用中継交換機	
〔同左〕		

第２ 附属設備等に係る設備等区分

附 属 設 備 等	設 備 等 区 分
〔同左〕	
無形固定資産（ソフトウェアを除く。）	無形固定資産

附則別表第２（附則第３条関係） 正味固定資産価額算定方法

設 備 区 分	算 定 方 法
音声収容ルータ	１ 音声収容ルータの設置基準 収容局であつて、収容回線に光地域 I P 回線が含まれないもの又はコア局との間の伝送（離島設備の適用区間に限る。）を無線伝送装置又は衛星通信設備により行うものには、音声収容ルータを設置する。 ２ 設備量の算定 〔(1) 同左〕

㍻

ア	メタル回線収容装置用L 2 S W対向1 Gポート数、O L T（光回線終端装置をいう。以下同じ。）対向1 Gポート数（当該局が離島局の場合に限る。）、A D S L地域I P 1 Gポート数及び音声収容ルータP T N（パケット伝送装置をいう。以下同じ。）対向1 Gポート数の合計を音声収容ルータインタフェース数とし、これを音声収容ルータ1 ユニット当たり最大インタフェース数で除したもの（1 に満たない端数は、切り上げるものとする。）
イ	アナログ電話、総合デジタル通信サービス、A D S L地域I P サービス、光I P 電話及び光地域I P サービス（当該局が離島局の場合に限る。）の最繁時帯域の合計を音声収容ルータの最繁時帯域とし、これを音声収容ルータ収容率及び音声収容ルータ1 ユニット当たり最大処理最繁時帯域で除したもの（1 に満たない端数は、切り上げるものとする。）
ウ	アナログ電話、総合デジタル通信サービス、A D S L地域I P サービス、光I P 電話及び光地域I P サービス（当該局が離島局の場合に限る。）の最繁時パケット数の合計を音声収容ルータの最繁時パケット数とし、これを音声収容ルータ収容率及び音声収容ルータ1 ユニット当たり最大処理最繁時パケット数で除したもの（1 に満たない端数は、切り上げるものとする。） (2) (1)の音声収容ルータユニット数に音声収容ルータ冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後音声収容ルータユニット数とし、データ系サービスに係るもの（Q o s制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。）及び光I P 電話に係るもの（最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルI P 音声系冗長化後音声収容ルータユニット数とする。 ③ (1)アの音声収容ルータP T N対向1 Gポート数からデータ系サービスに係るもの（Q o s制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。）及び光I P 電話に係るもの（最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルI P 音声系音声収容ルータP T N対向1 Gポート数とする。

ア	音声1 Gポート数、A D S L地域I P 1 Gポート数及び音声収容ルータP T N（パケット伝送装置をいう。以下同じ。）対向1 Gポート数の合計を音声収容ルータ収容率で除したもの（1 に満たない端数は、切り上げるものとする。）を音声収容ルータインタフェース数とし、これを音声収容ルータ1 ユニット当たり最大インタフェース数で除したもの（1 に満たない端数は、切り上げるものとする。）
イ	アナログ電話及び総合デジタル通信サービスの最繁時呼量帯域（最繁時呼量に1 接続当たり音声帯域及び音声パケット優先係数を乗じたものをいう。以下同じ。）並びにA D S L地域I P サービスの最繁時呼量帯域の合計を音声収容ルータの最繁時呼量帯域とし、これを音声収容ルータ収容率及び音声収容ルータ1 ユニット当たり最大処理最繁時呼量帯域で除したもの（1 に満たない端数は、切り上げるものとする。）
ウ	アナログ電話及び総合デジタル通信サービスの最繁時呼量パケット数（最繁時呼量に1 接続1 秒当たり音声パケット数及び音声パケット優先係数を乗じたものをいう。以下同じ。）並びにA D S L地域I P サービスの最繁時呼量パケット数の合計を音声収容ルータの最繁時呼量パケット数とし、これを音声収容ルータ収容率及び音声収容ルータ1 ユニット当たり最大処理最繁時呼量パケット数で除したもの（1 に満たない端数は、切り上げるものとする。） (2) (1)の音声収容ルータユニット数に音声収容ルータ冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後音声収容ルータユニット数とし、A D S L地域I P サービスに係るもの（最繁時呼量帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系冗長化後音声収容ルータユニット数とする。
〔新設〕	

	<u>4)</u> (1)アの<u>メタル回線収容装置用L2SW対向1Gポート数</u>及び<u>3)のメタルIP音声系音声収容ルータPTN対向1Gポート数の合計</u>に音声収容ルータ冗長化係数を乗じたものを当該局の<u>メタルIP音声系冗長化後音声収容ルータインタフェース数</u>とする。 3 投資額の算定 次の算定式により局ごと音声収容ルータ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、音声収容ルータ投資額を算定する。 局ごと音声収容ルータ投資額 ＝メタルIP音声系冗長化後音声収容ルータユニット数 ×音声収容ルータユニット単価 ＋メタルIP音声系冗長化後音声収容ルータインタフェース数×音声収容ルータインタフェース単価 ＋メタルIP音声系冗長化後音声収容ルータユニット数×音声収容ルータソフトウェア単価	
共用収容ルータ	[1 略] 2 設備量の算定 (1) 共用収容ルータ設置局ごとに、次のアからエまでにより求めた共用収容ルータのユニット数のうち最大のものを当該局の共用収容ルータユニット数とする。 ア 共用収容ルータ1Gインタフェース数（<u>メタル回線収容装置用L2SW対向1Gポート数</u>、<u>OLT対向1Gポート数</u>及び<u>ADSL地域IP1Gポート数の合計</u>）を共用収容ルータ1Gボード当たり最大収容インタフェース数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を共用収容ルータ1Gボード数とし、これを共用収容ルータ1ユニット当たり最大1Gボード数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。） イ 共用収容ルータ10Gインタフェース数（共用収容ルータCWDM（波長分割多重装置をいう。以下同じ。）対向10Gポート数（当該局が収容局兼コア局以外の場合に限る。）及び共用収容ルータ共用コアルータ対向10Gポート数（当該局が収容局兼コア局の場合に限る。）の合計）を共用収容ルータ10Gボード当たり最大収容インタフェース数から共用収容ルータ間渡り10Gインタフェース数を減じたもの	<u>3)</u> (1)アの<u>音声収容ルータインタフェース数</u>に音声収容ルータ冗長化係数を乗じたものを当該局の<u>冗長化後音声収容ルータインタフェース数</u>とし、<u>ADSL地域IPサービスに係るもの（ポート数比及び最繁時呼量帯域比により算定するものとする。）</u>を控除したものを当該局の<u>音声系冗長化後音声収容ルータインタフェース数</u>とする。 3 投資額の算定 [同左] 局ごと音声収容ルータ投資額 ＝<u>音声系冗長化後音声収容ルータユニット数</u>×音声収容ルータユニット単価 ＋<u>音声系冗長化後音声収容ルータインタフェース数</u>×音声収容ルータインタフェース単価 ＋<u>音声系冗長化後音声収容ルータユニット数</u>×音声収容ルータソフトウェア単価
共用収容ルータ	[1 同左] 2 設備量の算定 (1) [同左] ア 共用収容ルータ1Gインタフェース数（<u>音声1Gポート数</u>及び<u>ADSL地域IP1Gポート数の合計</u>）を共用収容ルータ1Gボード当たり最大収容インタフェース数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を共用収容ルータ1Gボード数とし、これを共用収容ルータ1ユニット当たり最大1Gボード数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。） イ 共用収容ルータ10Gインタフェース数（<u>光地域IP10Gポート数</u>、<u>共用収容ルータCWDM（波長分割多重装置をいう。以下同じ。）</u>対向10Gポート数（当該局が収容局兼コア局以外の場合に限る。）及び共用収容ルータ共用コアルータ対向10Gポート数（当該局が収容局兼コア局の場合に限る。）及び<u>共用収容ルータ間渡り10Gポート数の合計</u>）を共用収容ルータ10Gボード当たり最大収容インタフェース	[1 同左] 2 設備量の算定 (1) [同左] ア 共用収容ルータ1Gインタフェース数（<u>音声1Gポート数</u>及び<u>ADSL地域IP1Gポート数の合計</u>）を共用収容ルータ1Gボード当たり最大収容インタフェース数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を共用収容ルータ1Gボード数とし、これを共用収容ルータ1ユニット当たり最大1Gボード数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。） イ 共用収容ルータ10Gインタフェース数（<u>光地域IP10Gポート数</u>、<u>共用収容ルータCWDM（波長分割多重装置をいう。以下同じ。）</u>対向10Gポート数（当該局が収容局兼コア局以外の場合に限る。）及び共用収容ルータ共用コアルータ対向10Gポート数（当該局が収容局兼コア局の場合に限る。）及び<u>共用収容ルータ間渡り10Gポート数の合計</u>）を共用収容ルータ10Gボード当たり最大収容インタフェース

九四

	で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を共用収容ルータ10Gボード数とし、これを共用収容ルータ1ユニット当たり最大10Gボード数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。） ウ アナログ電話、<u>総合デジタル通信サービス</u>、<u>ADSL地域IPサービス</u>、<u>光IP電話及び光地域IPサービスの最繁時帯域の合計</u>を共用収容ルータの<u>最繁時帯域</u>とし、これを共用収容ルータ収容率及び共用収容ルータ1ユニット当たり最大処理<u>最繁時帯域</u>で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。） エ アナログ電話、<u>総合デジタル通信サービス</u>、<u>ADSL地域IPサービス</u>、<u>光IP電話及び光地域IPサービスの最繁時パケット数の合計</u>を共用収容ルータの<u>最繁時パケット数</u>とし、これを共用収容ルータ収容率及び共用収容ルータ1ユニット当たり最大処理<u>最繁時パケット数</u>で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。） (2) (1)アの<u>メタル回線収容装置用L2SW対向1Gポート数</u>を冗長化考慮したものを<u>メタルIP音声系冗長化後共用収容ルータ1Gインタフェース数</u>とする。 (3) (1)アの共用収容ルータ1Gボード数を冗長化考慮したものを当該局の冗長化後共用収容ルータ1Gボード数とし、<u>データ系サービス及び光IP電話に係るもの（QoS制御係数を加味した最繁時帯域比及びポート数比により算定するものとする。）</u>を控除したものを当該局の<u>メタルIP音声系冗長化後共用収容ルータ1Gボード数</u>とする。 (4) (1)イの共用収容ルータ10Gインタフェース数を冗長化考慮したものを当該局の冗長化後共用収容ルータ10Gインタフェース数とし、<u>データ系サービスに係るもの（QoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。）及び光IP電話に係るもの（最繁時帯域比により算定するものとする。）</u>を控除したものを当該局の<u>メタルIP音声系冗長化後共用収容ルータ10Gインタフェース数</u>とする。 (5) (1)イの共用収容ルータ10Gボード数を冗長化考慮したものを	
	<u>ス数</u>で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を共用収容ルータ10Gボード数とし、これを共用収容ルータ1ユニット当たり最大10Gボード数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。） ウ アナログ電話及び<u>総合デジタル通信サービスの最繁時呼量帯域並びにADSL地域IPサービス及び光地域IPサービス（共用収容ルータに収容するものに限る。）の最繁時呼量帯域の合計</u>を共用収容ルータの<u>最繁時呼量帯域</u>とし、これを共用収容ルータ収容率及び共用収容ルータ1ユニット当たり最大処理<u>最繁時呼量帯域</u>で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。） エ アナログ電話及び<u>総合デジタル通信サービスの最繁時呼量パケット数並びにADSL地域IPサービス及び光地域IPサービス（共用収容ルータに収容するものに限る。）の最繁時呼量パケット数の合計</u>を共用収容ルータの<u>最繁時呼量パケット数</u>とし、これを共用収容ルータ収容率及び共用収容ルータ1ユニット当たり最大処理<u>最繁時呼量パケット数</u>で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。） (2) (1)アの<u>音声1Gポート数</u>を冗長化考慮したものを<u>音声系冗長化後共用収容ルータ1Gインタフェース数</u>とする。 (3) (1)アの共用収容ルータ1Gボード数を冗長化考慮したものを当該局の冗長化後共用収容ルータ1Gボード数とし、<u>ADSL地域IPサービスに係るもの（ポート数比により算定するものとする。）</u>を控除したものを当該局の<u>音声系冗長化後共用収容ルータ1Gボード数</u>とする。 (4) (1)イの共用収容ルータ10Gインタフェース数を冗長化考慮したものを当該局の冗長化後共用収容ルータ10Gインタフェース数とし、<u>これから光地域IP10Gポート数相当分を減じ、ADSL地域IPサービス及び光地域IPサービス（共用収容ルータに収容するものに限る。）に係るもの（最繁時呼量帯域比により算定するものとする。）</u>を控除したものを当該局の<u>音声系冗長化後共用収容ルータ10Gインタフェース数</u>とする。 (5) (1)イの共用収容ルータ10Gボード数を冗長化考慮したものを	<u>ス数</u>で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を共用収容ルータ10Gボード数とし、これを共用収容ルータ1ユニット当たり最大10Gボード数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。） ウ アナログ電話及び<u>総合デジタル通信サービスの最繁時呼量帯域並びにADSL地域IPサービス及び光地域IPサービス（共用収容ルータに収容するものに限る。）の最繁時呼量パケット数の合計</u>を共用収容ルータの<u>最繁時呼量パケット数</u>とし、これを共用収容ルータ収容率及び共用収容ルータ1ユニット当たり最大処理<u>最繁時呼量パケット数</u>で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。） (2) (1)アの<u>音声1Gポート数</u>を冗長化考慮したものを<u>音声系冗長化後共用収容ルータ1Gインタフェース数</u>とする。 (3) (1)アの共用収容ルータ1Gボード数を冗長化考慮したものを当該局の冗長化後共用収容ルータ1Gボード数とし、<u>ADSL地域IPサービスに係るもの（ポート数比により算定するものとする。）</u>を控除したものを当該局の<u>音声系冗長化後共用収容ルータ1Gボード数</u>とする。 (4) (1)イの共用収容ルータ10Gインタフェース数を冗長化考慮したものを当該局の冗長化後共用収容ルータ10Gインタフェース数とし、<u>これから光地域IP10Gポート数相当分を減じ、ADSL地域IPサービス及び光地域IPサービス（共用収容ルータに収容するものに限る。）に係るもの（最繁時呼量帯域比により算定するものとする。）</u>を控除したものを当該局の<u>音声系冗長化後共用収容ルータ10Gインタフェース数</u>とする。 (5) (1)イの共用収容ルータ10Gボード数を冗長化考慮したものを

十四

	を当該局の冗長化後共用収容ルータ10Gボード数とし、<u>データ系サービスに係るもの（QoS制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。）及び光IP電話に係るもの（最繁忙帯域比により算定するものとする。）を</u>除したものを当該局の<u>メタルIP音声系冗長化後共用収容ルータ10Gボード数</u>とする。 (6) (1)の共用収容ルータユニット数を冗長化考慮したものを当該局の冗長化後共用収容ルータユニット数とし、<u>データ系サービスに係るもの（QoS制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。）及び光IP電話に係るもの（最繁忙帯域比により算定するものとする。）を</u>除したものを当該局の<u>メタルIP音声系冗長化後共用収容ルータユニット数</u>とする。 3 投資額の算定 次の算定式により局ごと共用収容ルータ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、共用収容ルータ投資額を算定する。 局ごと共用収容ルータ投資額 $= \text{メタルIP音声系冗長化後共用収容ルータユニット数} \times \text{共用収容ルータユニット単価} \\ + \text{メタルIP音声系冗長化後共用収容ルータ10Gボード数} \times \text{共用収容ルータ10Gボード単価} \\ + \text{メタルIP音声系冗長化後共用収容ルータ10Gインタフェース数} \times \text{共用収容ルータ10Gインタフェース単価} \\ + \text{メタルIP音声系冗長化後共用収容ルータ1Gボード数} \times \text{共用収容ルータ1Gボード単価} \\ + \text{メタルIP音声系冗長化後共用収容ルータ1Gインタフェース数} \times \text{共用収容ルータ1Gインタフェース単価}$	を当該局の冗長化後共用収容ルータ10Gボード数とし、<u>ADSL地域IPサービス及び光地域IPサービス（共用収容ルータに収容するものに限る。）に係るもの（インタフェース数比により算定するものとする。）を</u>除したものを当該局の<u>音声系冗長化後共用収容ルータ10Gボード数</u>とする。 (6) (1)の共用収容ルータユニット数を冗長化考慮したものを当該局の冗長化後共用収容ルータユニット数とし、<u>ADSL地域IPサービス及び光地域IPサービス（共用収容ルータに収容するものに限る。）に係るもの（最繁忙呼量帯域比により算定するものとする。）を</u>除したものを当該局の<u>音声系冗長化後共用収容ルータユニット数</u>とする。 3 投資額の算定 〔同左〕 局ごと共用収容ルータ投資額 $= \text{音声系冗長化後共用収容ルータユニット数} \times \text{共用収容ルータユニット単価} \\ + \text{音声系冗長化後共用収容ルータ10Gボード数} \times \text{共用収容ルータ10Gボード単価} \\ + \text{音声系冗長化後共用収容ルータ10Gインタフェース数} \times \text{共用収容ルータ10Gインタフェース単価} \\ + \text{音声系冗長化後共用収容ルータ1Gボード数} \times \text{共用収容ルータ1Gボード単価} \\ + \text{音声系冗長化後共用収容ルータ1Gインタフェース数} \times \text{共用収容ルータ1Gインタフェース単価}$
<u>メタル回線収容装置</u>	1 設備量の算定 (1) <u>収容局ごとに、アナログ電話、第一種総合デジタル通信サービス及び第二種総合デジタル通信サービスの回線数を、それぞれ、メタル回線収容装置回線収容率及び当該サービスに係るボード1枚当たり最大収容回線数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局のアナログ電話用ボード数、第一種総合デジタル通信サービス用ボ</u>	音声収容装置 1 設備量の算定 (1) <u>収容局ごとに、アナログ電話回線数を音声収容装置回線収容率及び音声収容装置ラインカード当たり最大収容回線数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を音声収容装置ラインカード数とする。</u>

十 | 四

	<u>ード数及び第二種総合デジタル通信サービス用ボード数とする。</u> (2) (1)の<u>アナログ電話用ボード数、第一種総合デジタル通信サービス用ボード数及び第二種総合デジタル通信サービス用ボード数に、それぞれ当該サービスに係るボード当たり占用スロット数を乗じ、全てのサービスについて合計したものを当該局のメタル回線収容装置スロット数とし、これをメタル回線収容装置1ユニット当たり最大収容スロット数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局のメタル回線収容装置ユニット数とする。</u> 〔削る〕 2 投資額の算定 次の算定式により局ごとメタル回線収容装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算したものに、<u>メタル回線収容装置ソフトウェア投資額（(3)に係るものを除く。）を加え、メタル回線収容装置投資額を算定する。</u> (1) <u>メタル回線収容装置（回線収容部）投資額</u> $= \text{アナログ電話用ボード数} \times \text{アナログ電話用ボード単価} \\ + \text{第一種総合デジタル通信サービス用ボード数} \times \text{第二種総合デジタル通信サービス用ボード単価} \\ + \text{第二種総合デジタル通信サービス用ボード数} \times \text{第二種総合デジタル通信サービス用ボード単価}$ (2) <u>メタル回線収容装置（ユニット部）投資額</u> $= \text{メタル回線収容装置ユニット数} \times \text{メタル回線収容装置ユニット単価}$ (3) <u>メタル回線収容装置（ユニット部ソフトウェア）投資額</u> $= (\text{メタル回線収容装置ユニット数} \times \text{メタル回線収容装置ソフトウェア単価}) \times \text{メタル回線収容装置（ユニット部）投資額} \div (\text{メタル回線収容装置（回線収容部）投資額} + \text{メタル回線収容装置（ユニット部）投資額})$ (4) <u>局ごとメタル回線収容装置投資額</u> $= \text{メタル回線収容装置（ユニット部）投資額} + \text{メタル回線収容装置（ユニット部ソフトウェア）投資額}$	(2) (1)の音声収容装置ラインカード数を音声収容装置シェルフ当たり最大収容ラインカード数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を音声収容装置シェルフ数とする。 (3) (2)の音声収容装置シェルフ数を音声収容装置架当たり最大収容シェルフ数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を音声収容装置架数とする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごと音声収容装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、音声収容装置投資額を算定する。 (1) <u>音声収容装置（回線収容部）投資額</u> $= \text{音声収容装置ラインカード数} \times \text{音声収容装置ラインカード単価}$ (2) <u>音声収容装置（ユニット部）投資額</u> $= \text{音声収容装置シェルフ数} \times \text{音声収容装置シェルフ単価} + \text{音声収容装置架数} \times \text{音声収容装置架単価}$ (3) <u>音声収容装置（ソフトウェアユニット部相当）投資額</u> $= (\text{音声収容装置シェルフ数} \times \text{音声収容装置ソフトウェア単価}) \times \text{音声収容装置（ユニット部）投資額} \div (\text{音声収容装置（回線収容部）投資額} + \text{音声収容装置（ユニット部）投資額})$ (4) <u>局ごと音声収容装置投資額</u> $= \text{音声収容装置（ユニット部）投資額} + \text{音声収容装置（ソフトウェアユニット部相当）投資額}$
--	--	--

十 | 四

メタル回線収容装置用 L 2 SW	1 設備量の算定 (1) 収容局ごとに、次のア及びイにより求めたユニット数のうちいずれか大きいものを当該局のメタル回線収容装置用 L 2 SW ユニット数とする。 ア メタル回線収容装置 100M インタフェース数をメタル回線収容装置用 L 2 SW ポート収容率で除したものをメタル回線収容装置用 L 2 SW 100M インタフェース数とし、これをメタル回線収容装置用 L 2 SW 1 ユニット当たり最大インタフェース数からメタル回線収容装置用 L 2 SW 1 ユニット当たり音声収容ルータ接続数を減じたもので除したもの（1 に満たない端数は、切り上げるものとする。） イ アナログ電話及び総合デジタル通信サービスの最繁時呼量に 1 接続 1 秒当たり音声パケット数を乗じ、メタル回線収容装置用 L 2 SW 収容率及びメタル回線収容装置用 L 2 SW 最大処理最繁時パケット数で除したもの（1 に満たない端数は、切り上げるものとする。） (2) (1) のメタル回線収容装置用 L 2 SW ユニット数にメタル回線収容装置用 L 2 SW 冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後メタル回線収容装置用 L 2 SW ユニット数とする。 (3) (1) のメタル回線収容装置用 L 2 SW ユニット数にメタル回線収容装置用 L 2 SW 1 ユニット当たり音声収容ルータ接続数及びメタル回線収容装置用 L 2 SW 冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後メタル回線収容装置用 L 2 SW 1 G インタフェース数とする。 (4) (1) アのメタル回線収容装置用 L 2 SW 100M インタフェース数にメタル回線収容装置用 L 2 SW 冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後メタル回線収容装置用 L 2 SW 100M インタフェース数とする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごとメタル回線収容装置用 L 2 SW 投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、メタル回線収容装置用 L 2 SW 投資額を算定する。 局ごとメタル回線収容装置用 L 2 SW 投資額 $= \text{冗長化後メタル回線収容装置用 L 2 SW ユニット数} \times \text{メタル回線収容装置用 L 2 SW ユニット単価} + \text{冗長化後メタル回線収容装置用 L 2 SW 100M インタフェース数} \times \text{メタル回線収容装置用 L 2 SW 100}$
音声収容装置用 L 2 SW	1 音声収容装置用 L 2 SW の設置基準 収容局に設置する音声収容装置シェルフ数が 3 以上の場合には、当該局には音声収容装置用 L 2 SW を設置する。 2 設備量の算定 (1) 音声収容装置用 L 2 SW 設置局ごとに、次のア及びイにより求めたユニット数のうちいずれか大きいものを当該局の音声収容装置用 L 2 SW ユニット数とする。 ア 音声収容装置シェルフ数及び収容ルータユニット数の合計を音声収容装置用 L 2 SW ポート収容率及び音声収容装置用 L 2 SW 1 ユニット当たり最大インタフェース数で除したもの（1 に満たない端数は、切り上げるものとする。） イ アナログ電話の最繁時呼量に 1 接続当たり音声パケット数を乗じ、音声収容装置用 L 2 SW ポート収容率及び音声収容装置用 L 2 SW 最大処理最繁時呼量パケット数で除したもの（1 に満たない端数は、切り上げるものとする。） (2) (1) の音声収容装置用 L 2 SW ユニット数に音声収容装置用 L 2 SW 冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後音声収容装置用 L 2 SW ユニット数とする。 3 投資額の算定 次の算定式により局ごと音声収容装置用 L 2 SW 投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、音声収容装置用 L 2 SW 投資額を算定する。 局ごと音声収容装置用 L 2 SW 投資額 $= \text{冗長化後音声収容装置用 L 2 SW ユニット数} \times \text{音声収容装置用 L 2 SW ユニット単価}$

十 四 四

M インタフェース単価 ＋冗長化後メタル回線収容装置用 L 2 SW 1 G インタフェース数 × メタル回線収容装置用 L 2 SW 1 G インタフェース単価	
C S	1 C S の設備量の算定 (1) 中継区域ごとに、アナログ電話回線数を当該中継区域に属するコア局数で除したものを当該区域に属する局ごと C S 収容アナログ電話回線数とし、これを C S 収容率及び C S 1 ユニット当たり最大処理回線数で除したもの（1 に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該区域に属する局ごと C S ユニット数とする。 (2) (1) の C S ユニット数に冗長化係数を乗じたものを当該区域に属する局ごと冗長化後 C S ユニット数とする。 2 C S 用データベース（以下「C S 用 DB」という。）の設備量の算定 (1) 中継区域ごとに、アナログ電話の最繁時呼数を当該中継区域に属するコア局数で除したものを当該区域に属する局ごと C S アナログ電話最繁時呼数とし、これを C S 用 DB 収容率及び C S 用 DB 1 ユニット当たり最大処理最繁時呼数で除したもの（1 に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該区域に属する局ごと C S 用 DB ユニット数とする。 (2) (1) の C S 用 DB ユニット数に冗長化係数を乗じたものを当該区域に属する局ごと冗長化後 C S 用 DB ユニット数とする。 3 投資額の算定 次の算定式により局ごと C S 投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、C S 投資額を算定する。 局ごと C S 投資額 $= \text{冗長化後 C S ユニット数} \times \text{C S ユニット単価} + \text{C S 収容アナログ電話回線数} \times \text{C S 1 回線当たり単価} + \text{C S ソフトウェア投資額} + \text{冗長化後 C S 用 DB ユニット数} \times \text{C S 用 DB ユニット単価}$
総合デジタル通信回線収容交換機	1 設備量の算定 (1) 収容局ごと及びサービスごとに、総合デジタル通信サービス回線数を総合デジタル通信回線収容交換機回線収容率及び

十 四 四

			総合デジタル通信用ボード1枚当たり最大収容回線数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局のサービスごと総合デジタル通信用ボード数とする。 (2) (1)のサービスごと総合デジタル通信用ボード数に総合デジタル通信用ボード当たり占用スロット数を乗じ、全てのサービスについて合計したものを当該局の総合デジタル通信回線収容交換機スロット数とし、これを総合デジタル通信回線収容交換機1ユニット当たりスロット数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の総合デジタル通信回線収容交換機ユニット数とする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごと総合デジタル通信回線収容交換機投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、総合デジタル通信回線収容交換機投資額を算定する。 (1) サービスごと総合デジタル通信回線収容交換機（回線収容部）投資額 ＝当該サービス総合デジタル通信用ボード数×当該サービス総合デジタル通信用ボード単価 (2) 総合デジタル通信回線収容交換機（ユニット部）投資額 ＝総合デジタル通信回線収容交換機ユニット数×総合デジタル通信回線収容交換機ユニット単価 (3) 総合デジタル通信回線収容交換機（ソフトウェアユニット部相当）投資額 ＝（総合デジタル通信回線収容交換機ユニット数×総合デジタル通信回線収容交換機ソフトウェア単価）×総合デジタル通信回線収容交換機（ユニット部）投資額 ÷（総合デジタル通信回線収容交換機（回線収容部）投資額＋総合デジタル通信回線収容交換機（ユニット部）投資額） (4) 局ごと総合デジタル通信回線収容交換機投資額 ＝総合デジタル通信回線収容交換機（ユニット部）投資額 ＋総合デジタル通信回線収容交換機（ソフトウェアユニット部相当）投資額	
	総合デジタル通信回線収容交換機用	1 設備量の算定	収容局ごとに、総合デジタル通信サービスの最繁時呼数を総	

十円圓

		D B	合デジタル通信回線収容交換機用D Bの収容率及び1ユニット当たり最大処理最繁時呼数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の総合デジタル通信回線収容交換機用D Bユニット数とし、これに冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後総合デジタル通信回線収容交換機用D Bユニット数とする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごと総合デジタル通信回線収容交換機用D B投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、総合デジタル通信回線収容交換機用D B投資額を算定する。 局ごと総合デジタル通信回線収容交換機用D B投資額 ＝冗長化後総合デジタル通信回線収容交換機用D Bユニット数 ×総合デジタル通信回線収容交換機用D Bユニット単価	
消防警察トランク	1 設備量の算定 (1) 消防警察トランク設置収容局ごとの消防警察トランク数は、局別収容回線数が2万回線未満の場合は2とし、局別収容回線数が2万回線以上の場合は、当該回線数から2万を減じた後、1万で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に2を加えた値とする。当該局の収容回線に異行政収容回線が含まれる場合は、消防警察トランク数を1加算する。 〔2〕 略	消防警察トランク	1 設備量の算定 (1) 消防警察トランク設置収容局ごとの消防警察トランク数は、局別収容回線数が2万回線未満の場合は2とし、局別収容回線数が2万回線以上の場合は、当該回線数から2万を減じた後、1万で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に2を加えた値とする。当該局の収容回線に他の単位料金区域における消防警察トランク設置収容局の収容回線が含まれる場合は、当該他の単位料金区域における消防警察トランク設置収容局1局につき消防警察トランク数を1加算する。さらに、当該局の収容回線に異行政収容回線が含まれる場合は、消防警察トランク数を1加算する。 〔2〕 同左 〔2 同左〕	
〔略〕		〔同左〕		
き線点遠隔収容装置	1 回線数の算定 国勢調査の調査区ごとの各サービスの回線数を次により算定する。なお、各（県、調査区）につき、世帯自県案分率、就業者自県案分率を算定する。県境の調査区以外では、自県案分率は1となる。 世帯自県案分率（県、調査区）＝世帯数（県、調査区）÷総世帯数（調査区） 就業者自県案分率（県、調査区）＝就業者数（県、調査区）	き線点遠隔収容装置	1 回線数の算定 〔同左〕	

十円圓

	÷総就業者数（調査区） [(1)・(2) 略] <u>③ 住宅用光地域 I P 回線数</u> =局ごと住宅用光地域 I P 回線数÷調査区ごと世帯数の局ごと合計 ×調査区ごとの世帯数×世帯自県案分率 <u>④ 事務用光地域 I P 回線数</u> =局ごと事務用光地域 I P 回線数÷調査区ごと就業区数の局ごと合計 ×調査区ごとの就業区数×世帯自県案分率 <u>⑤～⑬</u> [略] [2～4 略] 5 投資額の算定 次の算定式(1)及び(2)により求めた局ごとき線点遠隔収容装置投資額のうちいずれか小さいものを当該局のき線点遠隔収容装置投資額とし、全ての局について当該投資額を合算し、き線点遠隔収容装置投資額を算定する。 (1) 局ごとき線点遠隔収容装置投資額 = (き線点遠隔収容装置ユニット数×(き線点遠隔収容装置ユニット単価+き線点遠隔収容装置ユニット災害対策増分単価) +専用線収容装置ユニット数×専用線ユニット単価) ×き線点遠隔収容装置収容回線数 ÷(き線点遠隔収容装置収容回線数+専用線遠隔収容装置収容回線数) (2) 局ごとき線点遠隔収容装置投資額 =き線点遠隔収容装置ユニット数×(き線点遠隔収容装置ユニット単価+き線点遠隔収容装置ユニット災害対策増分単価)
総合デジタル通信局内回線終端装置	1 設備量の算定 (1) <u>メタル回線収容装置の設備量の算定において求めたメタル回線収容装置ユニット数を局ごとのメタル回線収容装置ユニット数とする。</u> (2) 収容局ごとに、当該局が<u>き線点遠隔収容装置ごとに収容する</u>第一種総合デジタル通信サービス回線数の合計を当該局のき線点遠隔収容装置収容総合デジタル通信サービス回線数とする。

	[(1)・(2) 同左] [新設] [新設] <u>(3)～(3)</u> [同左] [2 ～ 4 同左] 5 投資額の算定 [同左] (1) 局ごとき線点遠隔収容装置投資額 = (き線点遠隔収容装置ユニット数×<u>き線点遠隔収容装置ユニット単価</u> +専用線収容装置ユニット数×専用線ユニット単価) ×き線点遠隔収容装置収容回線数 ÷ (き線点遠隔収容装置収容回線数+専用線遠隔収容装置収容回線数) (2) 局ごとき線点遠隔収容装置投資額 = き線点遠隔収容装置ユニット数×<u>き線点遠隔収容装置ユニット単価</u>
総合デジタル通信局内回線終端装置	1 設備量の算定 (1) 総合デジタル通信回線収容交換機の設備量の算定において求めた総合デジタル通信回線収容交換機ユニット数を局ごとの総合デジタル通信回線収容交換機ユニット数とする。 (2) 収容局ごとに、当該局が収容するき線点ごとの第一種総合デジタル通信サービス回線数の合計を当該局のき線点遠隔収容装置収容総合デジタル通信サービス回線数とする。

	2 投資額の算定 次の算定式により局ごと総合デジタル通信局内回線終端装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、総合デジタル通信局内回線終端装置投資額を算定する。 <u>(1) メタル回線収容装置（総合デジタル通信サービス回線収容部）投資額</u> $= \text{第一種総合デジタル通信サービス用ボード数} \times \text{第一種総合デジタル通信サービス用ボード単価} \\ + \text{第二種総合デジタル通信サービス用ボード数} \times \text{第二種総合デジタル通信サービス用ボード単価}$ <u>(2) メタル回線収容装置（総合デジタル通信サービス回線収容部ソフトウェア）投資額</u> $= (\text{メタル回線収容装置ユニット数} \times \text{メタル回線収容装置ソフトウェア単価}) \\ \times \text{メタル回線収容装置（総合デジタル通信サービス回線収容部）投資額} \\ \div (\text{メタル回線収容装置（回線収容部）投資額} + \text{メタル回線収容装置（ユニット部）投資額})$ <u>(3) 局ごと総合デジタル通信局内回線終端装置投資額</u> $= \text{き線点遠隔収容装置収容総合デジタル通信サービス回線数} \\ \times \text{き線点遠隔収容装置総合デジタル通信サービス回線単価} \\ + \text{メタル回線収容装置（総合デジタル通信サービス回線収容部）投資額} \\ + \text{メタル回線収容装置（総合デジタル通信サービス回線収容部ソフトウェア）投資額}$
アナログ局内回線収容部	1 設備量の算定 (1) <u>メタル回線収容装置の設備量の算定において求めたメタル回線収容装置ユニット数を局ごとのメタル回線収容装置ユニット数とする。</u> (2) 収容局ごとに、当該局がき線点遠隔収容装置ごとに収容するアナログ電話回線数の合計を当該局のき線点遠隔収容装置収容アナログ電話回線数とする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごとアナログ局内回線収容部投資額を求

	2 投資額の算定 [同左] [新設] (1) <u>総合デジタル通信回線収容交換機（ソフトウェア回線収容部相当）投資額</u> $= (\text{総合デジタル通信回線収容交換機ユニット数} \times \text{総合デジタル通信回線収容交換機ソフトウェア単価}) \times \text{総合デジタル通信回線収容交換機（回線収容部）投資額}$ $\div (\text{総合デジタル通信回線収容交換機（回線収容部）投資額} + \text{総合デジタル通信回線収容交換機（ユニット部）投資額})$ (2) 局ごと総合デジタル通信局内回線終端装置投資額 $= \text{き線点遠隔収容装置収容総合デジタル通信サービス回線数} \times \text{き線点遠隔収容装置総合デジタル通信サービス回線単価}$ $+ \text{総合デジタル通信回線収容交換機（回線収容部）投資額}$ $+ \text{総合デジタル通信回線収容交換機（ソフトウェア回線収容部相当）投資額}$
アナログ局内回線収容部	1 設備量の算定 (1) <u>音声収容装置の設備量の算定において求めた音声収容装置シェルフ数を局ごとの音声収容装置シェルフ数とする。</u> (2) 収容局ごとに、当該局が収容するき線点ごとのアナログ電話回線数の合計を当該局のき線点遠隔収容装置収容アナログ電話回線数とする。 2 投資額の算定 [同左]

	め、全ての局について当該投資額を合算し、アナログ局内回線収容部投資額を算定する。 <u>(1) メタル回線収容装置（アナログ電話回線収容部）投資額</u> ＝アナログ電話用ボード数×アナログ電話用ボード単価 <u>(2) メタル回線収容装置（アナログ電話回線収容部ソフトウェア）投資額</u> ＝（メタル回線収容装置ユニット数×メタル回線収容装置ソフトウェア単価） ×メタル回線収容装置（アナログ電話回線収容部）投資額 ÷（メタル回線収容装置（回線収容部）投資額＋メタル回線収容装置（ユニット部）投資額） <u>(3) 局ごとアナログ局内回線収容部投資額</u> ＝き線点遠隔収容装置収容アナログ電話回線数 ×き線点遠隔収容装置アナログ電話回線単価 ＋メタル回線収容装置（アナログ電話回線収容部）投資額 ＋メタル回線収容装置（アナログ電話回線収容部ソフトウェア）投資額	
アナログ・デジタル回線共通部	1 設備量の算定 収容局ごとに、当該局がき線点遠隔収容装置ごとに収容する第一種総合デジタル通信サービス回線数及びアナログ電話回線数の合計を当該局のき線点遠隔収容装置収容回線数とする。 [2 略]	
[略]		
光ケーブル成端架	1 設備量の算定 (1) 局ごとに、次のア及びイにより求めた心線数の合計を当該局の光ケーブル成端架心線数とする。 ア 当該局に直接光回線で収容される回線数に1回線当たり心線数を乗じたものにき線回線予備率分の心線数を加えたもの及び当該局に帰属するき線点遠隔収容装置数にき線点遠隔収容装置1ユニット当たり心線数を乗じたものに当該局に帰属する光信号分離装置（通信用建物外に設置されるものに限る。）ユニット数及び光子予備心線数を加えたものの合計を光ケーブル成端架収容率で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）	
		[同左] 光ケーブル成端架 1 設備量の算定 (1) [同左] ア 当該局に直接光回線で収容される回線数に1回線当たり心線数を乗じたものにき線回線予備率分の心線数を加えたもの及び当該局に帰属するき線点遠隔収容装置数にき線点遠隔収容装置1ユニット当たり心線数を乗じたものに光子予備心線数を加えたものの合計を光ケーブル成端架収容率で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）

十九四

	[イ 略] [(2)～(7) 略] (8) (1)から(7)までにより求めた架数及び心線数から、種別ごとにデータ系サービスに係るもの（心数比により算定するものとする。）を控除し、心数比により階梯ごとに配賦したものを当該局の階梯ごと及び種別ごと音声系光ケーブル成端架架数及び音声系光ケーブル成端架心線数とする。 <u>(9) 階梯ごと及び種別ごと音声系光ケーブル成端架架数及び音声系光ケーブル成端架心線数から、光 I P 電話に係るもの（心数比により算定するものとする。）を控除したものを、メタル I P 音声系光ケーブル成端架架数及びメタル I P 音声系光ケーブル成端架心線数とする。</u> 2 投資額の算定 次の算定式により局ごとに階梯ごと光ケーブル成端架投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、光ケーブル成端架投資額を算定する。 階梯ごと光ケーブル成端架投資額 ＝当該階梯メタル I P 音声系光ケーブル成端架（大型）架数×光ケーブル成端架（大型）架当たり単価 ＋当該階梯メタル I P 音声系光ケーブル成端架（中型）架数×光ケーブル成端架（中型）架当たり単価 ＋当該階梯メタル I P 音声系光ケーブル成端架（小型 2）架数×光ケーブル成端架（小型 2）架当たり単価 ＋当該階梯メタル I P 音声系光ケーブル成端架（小型 1）架数×光ケーブル成端架（小型 1）架当たり単価 ＋当該階梯メタル I P 音声系光ケーブル成端架（大型）心線数×光ケーブル成端架（大型）心線当たり単価 ＋当該階梯メタル I P 音声系光ケーブル成端架（中型）心線数×光ケーブル成端架（中型）心線当たり単価 ＋当該階梯メタル I P 音声系光ケーブル成端架（小型 2）心線数×光ケーブル成端架（小型 2）心線当たり単価 ＋当該階梯メタル I P 音声系光ケーブル成端架（小型 1）心線数×光ケーブル成端架（小型 1）心線当たり単価	
		[イ 同左] [(2)～(7) 同左] (8) (1)から(7)までにより求めた架数及び心線数から、階梯ごとにデータ系サービスに係るもの（心線数比により算定するものとする。）を控除したものをそれぞれ当該局の階梯ごと及び種別ごと音声系光ケーブル成端架架数及び音声系光ケーブル成端架心線数とする。 [新設] 2 投資額の算定 [同左] 階梯ごと光ケーブル成端架投資額 ＝当該階梯音声系光ケーブル成端架（大型）架数×光ケーブル成端架（大型）架当たり単価 ＋当該階梯音声系光ケーブル成端架（中型）架数×光ケーブル成端架（中型）架当たり単価 ＋当該階梯音声系光ケーブル成端架（小型 2）架数×光ケーブル成端架（小型 2）架当たり単価 ＋当該階梯音声系光ケーブル成端架（小型 1）架数×光ケーブル成端架（小型 1）架当たり単価 ＋当該階梯音声系光ケーブル成端架（大型）心線数×光ケーブル成端架（大型）心線当たり単価 ＋当該階梯音声系光ケーブル成端架（中型）心線数×光ケーブル成端架（中型）心線当たり単価 ＋当該階梯音声系光ケーブル成端架（小型 2）心線数×光ケーブル成端架（小型 2）心線当たり単価 ＋当該階梯音声系光ケーブル成端架（小型 1）心線数×光ケーブル成端架（小型 1）心線当たり単価

二十四

	１ 心線数×光ケーブル成端架（小型１）心線当たり単価		×光ケーブル成端架（小型１）心線当たり単価
共用コアルータ	１ 設備量の算定 <u>(1) コア局ごとに、次のアからエまで（共用コアルータが100Gインタフェースを有しない場合は、アを除く。）により求めた共用コアルータのユニット数のうち最大のものを当該局の共用コアルータユニット数とする。</u> ア データ系ＩＰ装置対向100Gインタフェース数を共用コアルータ100Gボード当たり最大収容インタフェース数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を共用コアルータ100Gボード数とし、これを共用コアルータ１ユニット当たり最大100Gボード数で除したものの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。） イ 共用コアルータ10Gインタフェース数（CWDM10Gインタフェース数、共用収容ルータ対向10Gインタフェース数（当該局が収容局兼コア局の場合に限る。）、コア局用L2SW対向10Gインタフェース数、データ系ＩＰ装置対向10Gインタフェース数（共用コアルータが100Gインタフェースを有する場合を除く。）及び閉門系ルータ対向10Gインタフェース数の合計）を共用コアルータ10Gボード当たり最大収容インタフェース数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を共用コアルータ10Gボード数とし、これを共用コアルータ１ユニット当たり最大10Gボード数で除したものの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。） ウ 共用コアルータを経由するアナログ電話、総合デジタル通信サービス、ADSL地域ＩＰサービス、光ＩＰ電話及び光地域ＩＰサービスの最繁時帯域の合計を共用コアルータ最繁時帯域とし、これを共用コアルータ収容率及び共用コアルータ１ユニット当たり最大処理最繁時帯域で除したものの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。） エ 共用コアルータを経由するアナログ電話、総合デジタル	共用コアルータ	１ 設備量の算定 <u>(1) コア局ごとに、CWDM10Gインタフェース数、共用収容ルータ対向10Gインタフェース数（当該局が収容局兼コア局の場合に限る。）、コア局用L2SW対向10Gインタフェース数及びデータ系ＩＰ装置対向10Gインタフェース数の合計を共用コアルータ10Gインタフェース数とする。また、接続する伝送装置（CWDM）、共用収容ルータ、コア局用L2SW及びデータ系ＩＰ装置の最繁時呼量帯域及び最繁時呼量パケット数から、共用コアルータ最繁時呼量帯域及び共用コアルータ最繁時呼量パケット数を算定する。</u>

11+1冊

	通信サービス、ADSL地域ＩＰサービス、光ＩＰ電話及び光地域ＩＰサービスの最繁時パケット数の合計を共用コアルータ最繁時パケット数とし、これを共用コアルータ収容率及び共用コアルータ１ユニット当たり最大処理最繁時パケット数で除したものの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。） <u>(2) (1)のCWDM10Gインタフェース数、共用収容ルータ対向10Gインタフェース数（当該局が収容局兼コア局の場合に限る。）及びコア局用L2SW対向10Gインタフェース数から、それぞれデータ系サービスに係るもの（QoS制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。）及び光ＩＰ電話に係るもの（最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除したものの合計をメタルＩＰ音声系共用コアルータ（ユニット部）10Gインタフェース数とする。</u> <u>(3) (1)の閉門系ルータ対向10Gインタフェースから光ＩＰ電話に係るもの（最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除したものをメタルＩＰ音声系共用コアルータ（閉門系ルータ対向部）10Gインタフェース数とする。</u> <u>(4) (1)の共用コアルータ10Gボード数からデータ系サービスに係るもの（QoS制御係数を加味した最繁時帯域比）及び光ＩＰ電話に係るもの（最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除し、インタフェース数比によりユニット部及び閉門系ルータ対向部に配賦したものを、メタルＩＰ音声系共用コアルータ（ユニット部）10Gボード数及びメタルＩＰ音声系共用コアルータ（閉門系ルータ対向部）10Gボード数とする。</u>		<u>(2) (1)の共用コアルータ10Gインタフェース数を共用コアルータ10Gボード当たり最大収容インタフェース数で除したものの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を共用コアルータ10Gボード数とし、次のアからウまでにより求めたユニット数のうち最大のものを当該局の共用コアルータユニット数とする。</u> ア 共用コアルータ10Gボード数を共用コアルータ１ユニット当たり最大10Gボード数で除したものの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。） イ 共用コアルータ最繁時呼量帯域を共用コアルータ収容率及び共用コアルータ１ユニット当たり最大処理最繁時呼量帯域で除したものの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。） ウ 共用収容ルータ最繁時呼量パケット数を共用コアルータ収容率及び共用コアルータ１ユニット当たり最大処理最繁時呼量パケット数で除したものの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。） <u>(3) (2)の共用コアルータユニット数から１を減じたものを共用コアルータ渡り10Gインタフェース数とし、これを共用コアルータ10Gインタフェース数に加える。</u> <u>(4) (1)から(3)までにより求めた共用コアルータ10Gインタフェース数、共用コアルータ10Gボード数及び共用コアルータユニット数のそれぞれについて冗長化考慮した後、データ系に係るもの（最繁時呼量帯域比により算定するものとする。）を控除したものをそれぞれ当該局の音声系冗長化後共用コアルータ10Gインタフェース数、音声系冗長化後共用コアルータ10Gボード数及び音声系冗長化後共用コアルータユニット数とする。</u>
--	--	--	--

11+1冊

	2 投資額の算定 次の算定式により、局ごと共用コアルータ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、共用コアルータ投資額を算定する。 局ごと共用コアルータ投資額 $= \text{メタル I P 音声系共用コアルータユニット数} \times \text{共用コアルータユニット単価}$ $+ \frac{(\text{メタル I P 音声系共用コアルータ (ユニット部)})}{10\text{G ボード数} + \text{メタル I P 音声系共用コアルータ (関門系ルータ対向部)} 10\text{G ボード数}} \times \text{共用コアルータ} 10\text{G ボード単価}$ $+ \frac{(\text{メタル I P 音声系共用コアルータ (ユニット部)})}{10\text{G インタフェース数} + \text{メタル I P 音声系共用コアルータ (関門系ルータ対向部)} 10\text{G インタフェース数}} \times \text{共用コアルータ} 10\text{G インタフェース単価}$ $+ \text{メタル I P 音声系共用コアルータユニット数} \times \text{共用コアルータソフトウェア単価}$		2 投資額の算定 [同左] 局ごと共用コアルータ投資額 $= \text{音声系冗長化後共用コアルータユニット数} \times \text{共用コアルータユニット単価}$ $+ \text{音声系冗長化後共用コアルータ} 10\text{G ボード数} \times \text{共用コアルータ} 10\text{G ボード単価}$ $+ \text{音声系冗長化後共用コアルータ} 10\text{G インタフェース数} \times \text{共用コアルータ} 10\text{G インタフェース単価}$ $+ \text{音声系冗長化後共用コアルータユニット数} \times \text{共用コアルータソフトウェア単価}$
コア局用 L 2 S W	1 設備量の算定 (1) コア局ごとに、PTN 1 G ポート数及び CS 1 G ポート数の合計をコア局用 L 2 S W 1 G インタフェース数とし、共用コアルータにおけるコア局用 L 2 S W 対向 10G インタフェース数をコア局用 L 2 S W 10G インタフェース数とする。 (2) (1) のコア局用 L 2 S W 1 G インタフェース数及びコア局用 L 2 S W 10G インタフェース数の合計をコア局用 L 2 S W 1 ユニット当たり最大収容インタフェース数で除したものの (1 に満たない端数は、切り上げるものとする。) をコア局用 L 2 S W ユニット数とする。 (3) (1) 及び (2) で算定したコア局用 L 2 S W 1 G インタフェース数、コア局用 L 2 S W 10G インタフェース数及びコア局用 L 2 S W ユニット数のそれぞれについて冗長化考慮し、PTN 経由のデータ系サービスに係るもの (QoS 制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。) 及び光 I P 電話に係るもの (最繁忙帯域比により算定するものとする。) を控除したものを、当該局のメタル I P 音声系冗長化後コア局用 L 2 S W 1 G インタフェース数、メタル I P 音声系冗長化後コア局用 L 2 S W 10G インタフェース数及びメタル I P 音声系冗長化後コア局用 L 2 S W ユニット数とする。	コア局用 L 2 S W	1 設備量の算定 (1) コア局ごとに、PTN 1 G ポート数、CS 1 G ポート数、MGW 1 G ポート数、SGW 1 G ポート数及び MGC 1 G ポート数の合計をコア局用 L 2 S W 1 G インタフェース数とし、共用コアルータにおけるコア局用 L 2 S W 対向 10G インタフェース数をコア局用 L 2 S W 10G インタフェース数とする。 (2) (1) のコア局用 L 2 S W 1 G インタフェース数及びコア局用 L 2 S W 10G インタフェース数の合計をコア局用 L 2 S W 1 ユニット当たり最大収容インタフェース数で除したものの (1 に満たない端数は、切り上げるものとする。) をコア局用 L 2 S W ユニット数とする。 (3) (1) 及び (2) で算定したコア局用 L 2 S W 1 G インタフェース数、コア局用 L 2 S W 10G インタフェース数及びコア局用 L 2 S W ユニット数のそれぞれについて冗長化係数を乗じ、PTN 経由の ADSL 地域 I P サービスに係るもの (最繁忙呼量帯域比により算定するものとする。) を控除したものをそれぞれ当該局の音声系冗長化後コア局用 L 2 S W 1 G インタフェース数、音声系冗長化後コア局用 L 2 S W 10G インタフェース数及び音声系冗長化後コア局用 L 2 S W ユニット数とする。

1 | 11 | 画

	2 投資額の算定 次の算定式により局ごとコア局用 L 2 S W 投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、コア局用 L 2 S W 投資額を算定する。 局ごとコア局用 L 2 S W 投資額 $= \text{メタル I P 音声系冗長化後コア局用 L 2 S W ユニット数} \times \text{コア局用 L 2 S W ユニット単価}$ $+ \text{メタル I P 音声系冗長化後コア局用 L 2 S W 10G インタフェース数} \times \text{コア局用 L 2 S W 10G インタフェース単価}$ $+ \text{メタル I P 音声系冗長化後コア局用 L 2 S W 1 G インタフェース数} \times \text{コア局用 L 2 S W 1 G インタフェース単価}$		する。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごとコア局用 L 2 S W 投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、コア局用 L 2 S W 投資額を算定する。 局ごとコア局用 L 2 S W 投資額 $= \text{音声系冗長化後コア局用 L 2 S W ユニット数} \times \text{コア局用 L 2 S W ユニット単価}$ $+ \text{音声系冗長化後コア局用 L 2 S W 10G インタフェース数} \times \text{コア局用 L 2 S W 10G インタフェース単価}$ $+ \text{音声系冗長化後コア局用 L 2 S W 1 G インタフェース数} \times \text{コア局用 L 2 S W 1 G インタフェース単価}$
		MGW	1 設備量の算定 (1) コア局ごとに、コア局ごと I C 接続回線数から定まる MGW STM-1 ポート数について冗長化考慮したものを冗長化後 MGW STM-1 ポート数とする。 (2) (1) の冗長化後 MGW STM-1 ポート数を MGW 収容率及び MGW 1 ユニット当たり最大 STM-1 ポート数で除したものの (1 に満たない端数は、切り上げるものとする。) を冗長化後 MGW ユニット数とする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごと MGW 投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、MGW 投資額を算定する。 局ごと MGW 投資額 $= (\text{MGW ユニット部投資額} + \text{MGW ユニット部ソフトウェア投資額})$ $+ (\text{MGW 回線依存部投資額} + \text{MGW 回線依存部ソフトウェア投資額})$ $= (\text{冗長化後 MGW ユニット数} \times \text{MGW ユニット単価} + \text{冗長化後 MGW ユニット数} \times \text{MGW ユニットソフトウェア単価})$ $+ (\text{冗長化後 MGW STM-1 ポート数} \times \text{MGW STM-1 ポート単価} + \text{冗長化後 MGW STM-1 ポート数} \times \text{MGW STM-1 ポートソフトウェア単価})$
		MGC	1 設備量の算定 (1) コア局が属する中継区域内の接続呼の最繁忙呼数を当該区

1 | 10 | 画

		域内のコア局数で除したものをコア局当たり接続呼最繁時呼数とし、これをMGC収容率及びMGC1ユニット当たり最大処理最繁時呼数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）をMGCユニット数とする。 (2) (1)のMGCユニット数を冗長化考慮したものを冗長化後MGCユニット数とする。 (3) (1)のコア局当たり接続呼最繁時呼数をMGC用データベース（以下「MGC用DB」という。）収容率及びMGC用DB1ユニット当たり最大処理最繁時呼数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）をMGC用DBユニット数とし、これに冗長化係数を乗じたものを冗長化後MGC用DBユニット数とする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごとMGC投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、MGC投資額を算定する。 局ごとMGC投資額 $= \text{冗長化後MGCユニット数} \times \text{MGCユニット単価} \\ + \text{冗長化後MGCユニット数} \times \text{MGCソフトウェア単価} \\ + \text{冗長化後MGC用DBユニット数} \times \text{MGC用DBユニット単価}$
SGW	1 設備量の算定	(1) コア局が属する中継区域内の接続呼の最繁時信号数を当該区域内のコア局数で除したものをコア局当たり接続呼最繁時信号数とし、これをSGW1リンク当たり信号数で除し（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）、信号区域間リンク分散数を乗じたものをコア局当たり信号リンク数とする。 (2) コア局ごとに、次のア及びイにより算定したユニット数のうちいずれか大きいものを当該局のSGWユニット数とし、これに冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後SGWユニット数とする。 ア (1)のコア局当たり信号リンク数をSGW収容率及びSGW1ユニット当たり最大リンク数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）、 イ 冗長化後MGWユニット数をコア局当たりポイントコード数とし、これをSGW収容率及びSGW1ユニット当た

11十四画

		り最大処理ポイントコード数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）、 2 投資額の算定 次の算定式により局ごとSGW投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、SGW投資額を算定する。 局ごとSGW投資額 $= \text{冗長化後SGWユニット数} \times \text{SGWユニット単価} \\ + \text{冗長化後SGWユニット数} \times \text{SGWソフトウェア単価}$
信号用中継交換機	1 設備量の算定	(1) 局ごとに、アナログ電話及び総合デジタル通信サービスの最繁時呼数にそれぞれ1呼当たり信号数を乗じたものの合計を最繁時信号数とし、これに接続呼比率を乗じたものをIC接続呼最繁時信号数とする。 (2) (1)のIC接続呼最繁時信号数にICTランジット呼最繁時信号数を加え、東西別に全ての局について合計し、信号区域数で除したものをSTP（信号用中継交換機をいう。以下同じ。）最繁時信号数とする。 (3) コア局当たり接続呼最繁時信号数から算定したコア局当たり信号リンク数を東西別に全てのコア局について合計し、信号区域数で除したものをSTP渡り以外リンク数とする。 (4) STP設置局ごとに、次のア及びイにより求めたユニット数のうちいずれか大きいものを当該局のSTPユニット数とする。 ア 当該局が属する信号区域のSTP渡り以外リンク数をSTP収容率及びSTP1ユニット当たり最大リンク数（STP対当たり渡りリンク数を減じたもの。）で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）、 イ 当該局が属する信号区域のSTP最繁時信号数をSTP1ユニット当たり処理信号数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）、 (5) STP設置局ごとに、STPユニット数にSTP対当たり渡りリンク数を乗じたものを当該局のSTP渡りリンク数とする。 (6) STP設置局がコア局以外の場合は、当該局が属する信号区域のSTP渡り以外リンク数及びSTP渡りリンク数の合計を当該局のSTPリンク数とする。STP設置局がコア局

11十六画

			の場合は、当該局が属する信号区域のＳＴＰ渡り以外リンク数及びＳＴＰ渡りリンク数の合計から当該コア局のコア局当たり信号リンク数を減じたものをＳＴＰリンク数とする。 ２ 投資額の算定 次の算定式により局ごとＳＴＰ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、ＳＴＰ投資額を算定する。 局ごとＳＴＰ投資額 $= \text{ＳＴＰユニット数} \times \text{ＳＴＰユニット単価} + \text{ＳＴＰリンク数} \times \text{ＳＴＰリンク単価}$
伝送装置	〔１〕 略〕 ２ ＰＴＮの設備量算定 (1) <u>ＰＴＮ設置局ごとに、当該局に収容されるアナログ電話、総合デジタル通信サービス、ＡＤＳＬ地域ＩＰサービス、専用線サービス、光ＩＰ電話及び光地域ＩＰサービス（ＰＴＮ設置局が離島局又は離島局と対向するコア局である場合に限る。）の最繁時帯域から算定されるＰＴＮ低速インタフェース混在ボード数に冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後ＰＴＮ低速インタフェース混在ボード数とし、データ系サービスに係るもの（ポート容量比及びＱｏＳ制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。）及び光ＩＰ電話に係るもの（最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルＩＰ音声系冗長化後ＰＴＮ低速インタフェース混在ボード数とする。</u> 〔２〕 略〕 (3) 〔２〕のＰＴＮユニット数に冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後ＰＴＮユニット数とし、<u>データ系サービス及び光ＩＰ電話に係るもの（当該局が属するループごとにポート容量比及びＱｏＳ制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルＩＰ音声系冗長化後ＰＴＮユニット数とする。</u> 〔４〕 略〕 (5) 〔４〕のＰＴＮ10G高速インタフェース数及びＰＴＮ2.4G高速インタフェース数のそれぞれに冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後ＰＴＮ10G高速インタフェース数及び冗長化後ＰＴＮ2.4G高速インタフェース数とし、これらからそれぞれデータ系サービス及び光ＩＰ電話に係るもの（当該局が属するループごとにポート容量比及びＱｏＳ制御係数を加	伝送装置	〔１〕 同左〕 ２ ＰＴＮの設備量算定 (1) <u>ＰＴＮ設置局ごとに、当該局に収容されるアナログ電話、総合デジタル通信サービス、ＡＤＳＬ地域ＩＰサービス及び専用線サービスの最繁時呼量帯域から算定されるＰＴＮ低速インタフェース混在ボード数に冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後ＰＴＮ低速インタフェース混在ボード数とし、データ系に係るもの（ポート容量比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系冗長化後ＰＴＮ低速インタフェース混在ボード数とする。</u> 〔２〕 同左〕 (3) 〔２〕のＰＴＮユニット数に冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後ＰＴＮユニット数とし、<u>ＡＤＳＬ地域ＩＰサービス及び専用線サービスに係るもの（最繁時呼量帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系冗長化後ＰＴＮユニット数とする。</u> 〔４〕 同左〕 (5) 〔４〕のＰＴＮ10G高速インタフェース数及びＰＴＮ2.4G高速インタフェース数のそれぞれに冗長化係数を乗じたものを当該局の冗長化後ＰＴＮ10G高速インタフェース数及び冗長化後ＰＴＮ2.4G高速インタフェース数とし、これらからそれぞれ<u>ＡＤＳＬ地域ＩＰサービス及び専用線サービスに係るもの（最繁時呼量帯域比により算定するものとする。）を控</u>

1114頁

	味した最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除したものを、<u>当該局のメタルＩＰ音声系冗長化後ＰＴＮ10G高速インタフェース数及びメタルＩＰ音声系冗長化後ＰＴＮ2.4G高速インタフェース数とする。</u> ３ 収容局設置ＣＷＤＭの設備量算定 (1) <u>ＣＷＤＭ設置収容局ごとに、ＣＷＤＭが接続する共用収容ルータ及び光地域ＩＰ装置の設備量からＣＷＤＭ10Gインタフェース数及びＣＷＤＭ低速10Gカード数を算定する。また、当該ＣＷＤＭが接続する専用線装置の設備量からＣＷＤＭＳＴＭ－１インタフェース数及びＣＷＤＭ低速ＳＴＭ－１カード数を算定する。ＣＷＤＭ低速10Gカード数及びＣＷＤＭ低速ＳＴＭ－１カード数の合計に２を乗じたものを当該局のＣＷＤＭ高速インタフェース波長数とする。</u> 〔２〕 略〕 (3) 〔２〕のＣＷＤＭユニット数からデータ系サービスに係るもの（<u>ＱｏＳ制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。）</u>、<u>光ＩＰ電話に係るもの（最繁時帯域比により算定するものとする。）</u>及び<u>専用線サービスに係るもの（波長数比により算定するものとする。）</u>を控除したものを当該局のメタルＩＰ音声系ＣＷＤＭユニット数とし、これに冗長化考慮したものを当該局のメタルＩＰ音声系冗長化後ＣＷＤＭユニット数とする。 (4) 〔１〕のＣＷＤＭ低速10Gカード数からデータ系サービスに係るもの（<u>ＱｏＳ制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。）</u>及び<u>光ＩＰ電話に係るもの（最繁時帯域比により算定するものとする。）</u>を控除したものを当該局のメタルＩＰ音声系ＣＷＤＭ低速10Gカード数とし、これに冗長化考慮したものを当該局のメタルＩＰ音声系冗長化後ＣＷＤＭ低速10Gカード数とする。 (5) 〔１〕のＣＷＤＭ10Gインタフェース数からデータ系サービスに係るもの（<u>ＱｏＳ制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。）</u>及び<u>光ＩＰ電話に係るもの（最繁時帯域比により算定するものとする。）</u>を控除したものを当該		除したものをそれぞれ当該局の音声系冗長化後ＰＴＮ10G高速インタフェース数及び音声系冗長化後ＰＴＮ2.4G高速インタフェース数とする。 ３ 収容局設置ＣＷＤＭの設備量算定 (1) <u>ＣＷＤＭ設置収容局ごとに、ＣＷＤＭが接続する共用収容ルータ及び光地域ＩＰ装置の設備量からＣＷＤＭ10Gインタフェース数及びＣＷＤＭ低速10Gカード数を算定する。また、当該ＣＷＤＭが接続する専用線装置の設備量からＣＷＤＭＳＴＭ－１インタフェース数及びＣＷＤＭ低速ＳＴＭ－１カード数を算定する。ＣＷＤＭ低速10Gカード数及びＣＷＤＭ低速ＳＴＭ－１カード数の合計に２を乗じたものを当該局のＣＷＤＭ高速インタフェース波長数とする。</u> 〔２〕 同左〕 (3) 〔２〕のＣＷＤＭユニット数を冗長化考慮したものを当該局の冗長化後ＣＷＤＭユニット数とし、これから光地域ＩＰ装置（音声非共用分に限る。）及び専用線装置に係るもの（波長数比により算定するものとする。）を控除し、さらにＡＤＳＬ装置及び光地域ＩＰ装置（音声共用分に限る。）に係るもの（最繁時呼量帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系冗長化後ＣＷＤＭユニット数とする。 (4) 〔１〕のＣＷＤＭ低速10Gカード数及びＣＷＤＭ10Gインタフェース数についてそれぞれ冗長化考慮したものを当該局の冗長化後ＣＷＤＭ低速10Gカード数及び冗長化後ＣＷＤＭ10Gインタフェース数とし、これらからそれぞれ光地域ＩＰ装置（音声非共用分に限る。）に係るもの（インタフェース数比により算定するものとする。）を控除し、さらにＡＤＳＬ装置及び光地域ＩＰ装置（音声共用分に限る。）に係るもの（最繁時呼量帯域比により算定するものとする。）を控除したものをそれぞれ当該局の音声系冗長化後ＣＷＤＭ低速10Gカード数及び音声系冗長化後ＣＷＤＭ10Gインタフェース数とする。 〔新設〕
--	---	--	--

1118頁

	局のメタル I P 音声系 C W D M 10 G インタフェース数とし、これに冗長化考慮したものを当該局のメタル I P 音声系冗長化後 C W D M 10 G インタフェース数とする。 4 コア局設置 C W D M の設備量算定 (1) コア局ごとに、当該局に属する C W D M 設置収容局のメタル I P 音声系 C W D M 10 G インタフェース数、メタル I P 音声系 C W D M 低速 10 G カード数及びメタル I P 音声系 C W D M ユニット数（当該コア局設置 C W D M に対向するものに限る。）を、それぞれ全ての当該局に属する C W D M 設置収容局について合算したものを、当該局のメタル I P 音声系収容局対向 C W D M 10 G インタフェース数、メタル I P 音声系収容局対向 C W D M 低速 10 G カード数及びメタル I P 音声系収容局対向 C W D M ユニット数とする。 (2) コア局渡り区間ごとに、コア局間で伝送されるアナログ電話、総合デジタル通信サービス、A D S L 地域 I P サービス、光 I P 電話及び光地域 I P サービスの最繁時帯域から定まるコア局渡り C W D M 10 G インタフェース数を C W D M 低速 10 G カード当たり最大収容インタフェース数で除したものの（1 に満たない端数は、切り上げるものとする。）をコア局渡り C W D M 低速 10 G カード数とする。 (3) コア局間で伝送される専用線サービスの最繁時帯域から定まるコア局渡り C W D M S T M－1 インタフェース数を C W D M 低速 S T M－1 カード当たり最大収容 S T M－1 インタフェース数で除したものの（1 に満たない端数は、切り上げるものとする。）をコア局渡り C W D M 低速 S T M－1 カード数とする。 〔4〕 略 (5) 〔2〕のコア局渡り C W D M 10 G インタフェース数からデータ系サービスに係るもの（Q o S 制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。）及び光 I P 電話に係るもの（最繁時帯域比により算定するものとする。）を除外したものをメタル I P 音声系コア局渡り C W D M 10 G インタフェース数とし、これに〔1〕のメタル I P 音声系収容局対向 C W D M 10 G インタフェース数を加えたものを、当該局のメタル I P 音声系冗長化後 C W D M 10 G インタフェース数とする。 (6) 〔2〕のコア局渡り C W D M 低速 10 G カード数からデータ系サービスに係るもの（Q o S 制御係数を加味した最繁時帯域比	
	局のメタル I P 音声系 C W D M 10 G インタフェース数とし、これに冗長化考慮したものを当該局のメタル I P 音声系冗長化後 C W D M 10 G インタフェース数とする。 4 コア局設置 C W D M の設備量算定 (1) C W D M 設置収容局は 2 つのコア局に帰属するものとし、コア局間で伝送を行う冗長構成とする。コア局ごとに、当該局に属する C W D M 設置収容局の C W D M 10 G インタフェース数、C W D M 低速 10 G カード数及び C W D M ユニット数についてそれぞれデータ系排除後に合計したものを音声系収容局対向 C W D M 10 G インタフェース数、音声系収容局対向 C W D M 低速 10 G カード数及び音声系収容局対向 C W D M ユニット数とする。 (2) コア局渡り区間ごとに、コア局間で伝送されるアナログ電話、総合デジタル通信サービス、A D S L 地域 I P サービス及び光地域 I P サービスの最繁時呼量帯域から定まるコア局渡り C W D M 10 G インタフェース数を C W D M 低速 10 G カード当たり最大収容インタフェース数で除したものの（1 に満たない端数は、切り上げるものとする。）をコア局渡り C W D M 低速 10 G カード数とする。 (3) コア局間で伝送される専用線サービスの最繁時呼量帯域から定まるコア局渡り C W D M S T M－1 インタフェース数を C W D M 低速 S T M－1 カード当たり最大収容 S T M－1 インタフェース数で除したものの（1 に満たない端数は、切り上げるものとする。）をコア局渡り C W D M 低速 S T M－1 カード数とする。 〔4〕 同左 (5) 〔2〕及び〔4〕で算定したコア局渡り C W D M 10 G インタフェース数、コア局渡り C W D M 低速 10 G カード数及びコア局渡り C W D M ユニット数からそれぞれデータ系に係るもの（インタフェース数比及び最繁時呼量帯域比により算定するものとする。）を除外したものを音声系コア局渡り C W D M 10 G インタフェース数、音声系コア局渡り C W D M 低速 10 G カード数及び音声系コア局渡り C W D M ユニット数とする。 (6) 局ごとに、〔1〕及び〔5〕で算定した音声系 C W D M 10 G インタフェース数、音声系 C W D M 低速 10 G カード数及び音声系 C	

1114 頁

	により算定するものとする。）及び光 I P 電話に係るもの（最繁時帯域比により算定するものとする。）を除外したものをメタル I P 音声系コア局渡り C W D M 低速 10 G カード数とし、これに〔1〕のメタル I P 音声系収容局対向 C W D M 低速 10 G カード数を加えたものを、当該局のメタル I P 音声系冗長化後 C W D M 低速 10 G カード数とする。 (7) 〔4〕のコア局渡り C W D M ユニット数からデータ系サービスに係るもの（Q o S 制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。）、光 I P 電話に係るもの（最繁時帯域比により算定するものとする。）及び専用線サービスに係るもの（波長数比により算定するものとする。）を除外したものをメタル I P 音声系コア局渡り C W D M ユニット数とし、これに〔1〕のメタル I P 音声系収容局対向 C W D M ユニット数を加えたものを、当該局のメタル I P 音声系冗長化後 C W D M ユニット数とする。 〔削る〕	
	5 投資額の算定 次の算定式により局ごと P T N 投資額及び局ごと C W D M 投資額を求め、全ての局についてそれら投資額を合算し、P T N 投資額及び C W D M 投資額を算定する。 局ごと P T N 投資額 $= \frac{\text{メタル I P 音声系冗長化後 P T N 低速インタフェース混在ボード数} \times \text{P T N 低速混在インタフェースボ}$	
	W D M ユニット数についてそれぞれ合計したものを当該局の音声系冗長化後 C W D M 10 G インタフェース数、音声系冗長化後 C W D M 低速 10 G カード数及び音声系冗長化後 C W D M ユニット数とする。 〔新設〕 5 X C M（クロスコネクタ装置をいう。以下同じ。）の設備量算定 (1) コア局ごとに、加入者交換機接続回線数に 0.5 を乗じたものの及び中継交換機接続回線数の合計を当該局の I C 接続回線数とし、これをチャネル切上単位（52M）、伝送装置収容率及び X C M 1 ユニット当たり 52M バス数で除したものの（1 に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の X C M ユニット数とする。 (2) 〔1〕の I C 接続回線数及び X C M ユニット数を基に、X C M 局内 156M インタフェース数、X C M 局間 52M インタフェース数、X C M 局間 156M インタフェース数、X C M 増設リンク数、X C M 空間スイッチユニット数、X C M 基本架数及び X C M 接続架数を算定する。 6 投資額の算定 次の算定式により局ごと P T N 投資額、局ごと C W D M 投資額及び局ごと X C M 投資額を求め、全ての局についてそれら投資額を合算し、P T N 投資額、C W D M 投資額及び X C M 投資額を算定する。 局ごと P T N 投資額 $= \frac{\text{音声系冗長化後 P T N 低速インタフェース混在ボード数} \times \text{P T N 低速混在インタフェースボ}}$	

1114 頁

		ード単価 + <u>メタル I P 音声系冗長化後 P T Nユニット数× P T Nユニット単価</u> + <u>メタル I P 音声系冗長化後 P T N2.4G 高速インタフェース数× P T N2.4G 高速インタフェースポート単価</u> + <u>メタル I P 音声系冗長化後 P T N10G 高速インタフェース数× P T N10G 高速インタフェースポート単価</u> × (1+クロック供給装置投資額加算率) 局ごと C W D M投資額 = (メタル I P 音声系冗長化後 C W D Mユニット数× C W D Mユニット単価 +メタル I P 音声系冗長化後 C W D M低速10G カード数× C W D M低速10G カード単価 +メタル I P 音声系冗長化後 C W D M10G インタフェース数× C W D M10G インタフェース単価) × (1+クロック供給装置投資額加算率)			+ 音声系冗長化後 P T Nユニット数× P T Nユニット単価 + 音声系冗長化後 P T N2.4G 高速インタフェース数× P T N2.4G 高速インタフェースポート単価 + 音声系冗長化後 P T N10G 高速インタフェース数× P T N10G 高速インタフェースポート単価) × (1+クロック供給装置投資額加算率) 局ごと C W D M投資額 = (音声系冗長化後 C W D Mユニット数× C W D Mユニット単価 + 音声系冗長化後 C W D M低速10G カード数× C D W M低速10G カード単価 + 音声系冗長化後 C W D M10G インタフェース数× C W D M10G インタフェース単価) × (1+クロック供給装置投資額加算率) 局ごと X C M投資額 = X C M基本架数× X C M基本架単価 + X C M接続架数× X C M接続架単価 + X C M局内156Mインタフェース数× X C M局内156Mインタフェース単価 + X C M局間52Mインタフェース数× X C M局間52Mインタフェース単価 + X C M局間156Mインタフェース数× X C M局間156Mインタフェース単価 + X C M増設リンク数× X C M増設リンク単価 + X C M空間スイッチユニット数× X C M空間スイッチユニット単価 + <u>X C Mユニット数× X C Mユニット単価</u>	
中間中継伝送装置	1	収容局とコア局間に設置する C W D M用中間中継伝送装置の設備量の算定 C W D Mを設置する収容局ごとに、収容局とコア局間の伝送距離を C W D M用中間中継伝送装置平均距離で除した中間中継伝送装置設置箇所数 (1に満たない端数は、切り捨てるものとする。) に、メタル I P 音声系冗長化後 C W D Mユニット数を	中間中継伝送装置	1	収容局とコア局間に設置する C W D M用中間中継伝送装置の設備量の算定 C W D Mを設置する収容局ごとに、収容局とコア局間の伝送距離を C W D M用中間中継伝送装置平均距離で除した中間中継伝送装置設置箇所数 (1に満たない端数は、切り捨てるものとする。) に、音声系冗長化後 C W D Mユニット数を乗じたもの	

11|+1|Ⅲ

		乗じたものを当該局のメタル I P 音声系冗長化後 C W D M用中間中継伝送装置ユニット数とする。 2 コア局間に設置する C W D M用中間中継伝送装置の設備量の算定 C W D Mを設置するコア局間の区間ごとに、コア局間の伝送距離を C W D M用中間中継伝送装置平均距離で除した中間中継伝送装置設置箇所数（1に満たない端数は、切り捨てるものとする。）に、当該区間のメタル I P 音声系コア局渡り C W D Mユニット数を乗じたものを当該区間のメタル I P 音声系 C W D M用中間中継伝送装置ユニット数とし、当該区間の両端に位置するコア局のうち片側の局に設置するものとみなす。 3 P T N用中間中継伝送装置の設備量の算定 P T Nによる伝送の経路となるループごとに、ループ延長を P T N用中間中継伝送装置平均距離で除した中間中継伝送装置設置箇所数（1に満たない端数は、切り捨てるものとする。）から当該ループに属する P T N設置局数を減じ、当該ループに係る中継伝送用光回線の心線数（データ系サービスに係るもの（Q o S制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。）及び光 I P 電話に係るもの（最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除したものとする。）を乗じたものを当該ループのメタル I P 音声系 P T N用中間中継伝送装置ユニット数とし、当該ループ内に P T N設置局がある場合には当該ループ内 P T N設置局のうち収容回線数が最も多い局に、当該ループ内に P T N設置局がない場合には当該ループ内の局のうち収容回線数が最も多い局に設置するものとみなす。 4 中間中継伝送装置の設備量の算定 1から3までにより求めた中間中継伝送装置ユニット数の局ごとの合計を当該局のメタル I P 音声系中間中継伝送装置ユニット数とする。 5 投資額の算定 次の算定式により局ごと中間中継伝送装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、中間中継伝送装置投資額を算定する。 局ごと中間中継伝送装置投資額 ＝メタル I P 音声系中間中継伝送装置ユニット数×中間中継伝送装置ユニット単価			を当該局の音声系冗長化後 C W D M用中間中継伝送装置ユニット数とする。 2 コア局間に設置する C W D M用中間中継伝送装置の設備量の算定 C W D Mを設置するコア局間の区間ごとに、コア局間の伝送距離を C W D M用中間中継伝送装置平均距離で除した中間中継伝送装置設置箇所数（1に満たない端数は、切り捨てるものとする。）に、当該区間の音声系コア局渡り C W D Mユニット数を乗じたものを当該区間の音声系 C W D M用中間中継伝送装置ユニット数とし、当該区間の両端に位置するコア局のうち片側の局に設置するものとみなす。 3 P T N用中間中継伝送装置の設備量の算定 P T Nを設置するループごとに、ループ延長を P T N用中間中継伝送装置平均距離で除した中間中継伝送装置設置箇所数（1に満たない端数は、切り捨てるものとする。）から当該ループに属する P T N局数を減じ、当該ループの P T Nリング心線数（音声系に係るものに限る。）を乗じたものを当該ループの音声系 P T N用中間中継伝送装置ユニット数とし、当該ループ内の P T N局のうち収容回線数が最も多い局に設置するものとみなす。 4 中間中継伝送装置の設備量の算定 1から3までにより求めた中間中継伝送装置ユニット数の局ごとの合計を当該局の音声系中間中継伝送装置ユニット数とする。 5 投資額の算定 次の算定式により局ごと中間中継伝送装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、中間中継伝送装置投資額を算定する。 局ごと中間中継伝送装置投資額 ＝音声系中間中継伝送装置ユニット数×中間中継伝送装置ユニット単価	
C S	1	C Sの設備量の算定				

11|+1|Ⅲ

	(1) 中継区域ごとに、音声サービス回線数（音声サービス（アナログ電話、総合デジタル通信サービス及び光 I P 電話をいう。）の回線数の合計をいう。）を当該中継区域に属するコア局数で除したものを当該区域に属するコア局の C S 収容音声サービス回線数とし、これを C S 収容率及び C S 1 ユニット当たり最大処理回線数で除したもの（1 に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該区域に属するコア局の C S ユニット数とする。 (2) (1)の C S ユニット数に C S 冗長化係数を乗じたものを当該区域に属するコア局の冗長化後 C S ユニット数とし、光 I P 電話に係るもの（回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該区域に属するコア局のメタル I P 音声系冗長化後 C S ユニット数とする。 (3) 中継区域ごとに、メタル I P 電話回線数（アナログ電話及び総合デジタル通信サービスの回線数の合計をいう。）を当該中継区域に属するコア局数で除したものを当該区域に属するコア局の C S 収容メタル I P 電話回線数とし、これに C S 冗長化係数を乗じたものを当該区域に属するコア局の冗長化後 C S 収容メタル I P 電話回線数とする。 2 C S 用データベース（以下「C S 用 D B」という。）の設備量の算定 (1) 中継区域ごとに、音声サービスの最繁忙時呼数を当該中継区域に属するコア局数で除したものを当該区域に属するコア局の C S 音声サービス最繁忙時呼数とし、これを C S 用 D B 収容率及び C S 用 D B 1 ユニット当たり最大処理最繁忙時呼数で除したもの（1 に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該区域に属するコア局の C S 用 D B ユニット数とする。 (2) (1)の C S 用 D B ユニット数に C S 用 D B 冗長化係数を乗じたものを当該区域に属するコア局の冗長化後 C S 用 D B ユニット数とし、光 I P 電話に係るもの（最繁忙時呼数比により算定するものとする。）を控除したものを当該区域に属するコア局のメタル I P 音声系冗長化後 C S 用 D B ユニット数とする。 3 投資額の算定 次の算定式により局ごと C S 投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算したものに、C S ソフトウェア投資額（光 I P 電話に係るものを控除したもの。）を加え、C S 投資額を	
--	---	--

	算定する。 局ごと C S 投資額 ＝メタル I P 音声系冗長化後 C S ユニット数×C S ユニット単価 ＋冗長化後 C S 収容メタル I P 電話回線数×C S 1 回線当たり単価 ＋メタル I P 音声系冗長化後 C S 用 D B ユニット数×C S 用 D B ユニット単価	
関門系ルータ	1 設備量の算定 (1) 相互接続局ごとに、次のアからウまでにより求めた関門系ルータのユニット数のうち最大のものを当該局の関門系ルータユニット数とする。 ア 関門系ルータ 10 G インタフェース数（コア局対向 10 G インタフェース数、同一局内共用コアルータ対向 10 G インタフェース数、相互接続局渡り 10 G インタフェース数、S B C 対向 10 G インタフェース数、E N U M サーバ対向 10 G インタフェース数、D N S サーバ対向 10 G インタフェース数及び相互接続局用 L 2 S W 対向 10 G インタフェース数の合計をいう。）を関門系ルータ 10 G ボード当たり最大収容インタフェース数で除したもの（1 に満たない端数は、切り上げるものとする。）を関門系ルータ 10 G ボード数とし、関門系ルータ 1 ユニット当たり最大 10 G ボード数で除したもの（1 に満たない端数は、切り上げるものとする。） イ 当該相互接続局の最繁忙帯域を関門系ルータ収容率及び関門系ルータ 1 ユニット当たり最大処理最繁忙帯域で除したもの（1 に満たない端数は、切り上げるものとする。） ウ 当該相互接続局の最繁忙パケット数を関門系ルータ収容率及び関門系ルータ 1 ユニット当たり最大処理最繁忙パケット数で除したもの（1 に満たない端数は、切り上げるものとする。） (2) (1)アのコア局対向 10 G インタフェース数、共用コアルータ対向 10 G インタフェース数、相互接続局渡り 10 G インタフェース数、S B C 対向 10 G インタフェース数、E N U M サーバ対向 10 G インタフェース数、D N S サーバ対向 10 G インタフェース数及び相互接続局用 L 2 S W 対向 10 G インタフェース数から、それぞれ光 I P 電話に係るもの（最繁忙帯域比により算定するものとする。）を控除し、合計したものを、当該	

	局のメタル I P 音声系閉門系ルータ10G インタフェース数とする。 (3) (1)アの閉門系ルータ10G ボード数から光 I P 電話に係るもの（インタフェース数比により算定するものとする。）を控除したものを、メタル I P 音声系閉門系ルータ10G ボード数とする。 (4) (1)の閉門系ルータユニット数から光 I P 電話に係るもの（最繁忙帯域比により算定するものとする。）を控除したものを、メタル I P 音声系閉門系ルータユニット数とする。 2 投資額の算定 次の算定式により、局ごと閉門系ルータ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、閉門系ルータ投資額を算定する。 局ごと閉門系ルータ投資額 $= \text{メタル I P 音声系閉門系ルータユニット数} \times \text{閉門系ルータユニット単価}$ $+ \text{メタル I P 音声系閉門系ルータ10G ボード数} \times \text{閉門系ルータ10G ボード単価}$ $+ \text{メタル I P 音声系閉門系ルータ10G インタフェース数} \times \text{閉門系ルータ10G インタフェース単価}$ $+ \text{メタル I P 音声系閉門系ルータユニット数} \times \text{閉門系ルータソフトウェア単価}$
相互接続局用 L 2 S W	1 設備量の算定 (1) 相互接続局ごとに、当該局の相互接続用 1 G インタフェース数に相互接続局用 L 2 S W 予備 1 G インタフェース数を加えたものを当該局の相互接続局用 L 2 S W 1 G インタフェース数とし、光 I P 電話に係るもの（最繁忙帯域比により算定するものとする。）を控除したものを、当該局のメタル I P 音声系相互接続局用 L 2 S W 1 G インタフェース数とする。 (2) 相互接続局ごとに、当該局の相互接続用10G インタフェース数及び閉門系ルータ対向10G インタフェース数の合計に相互接続局用 L 2 S W 予備10G インタフェース数を加えたものを当該局の相互接続局用 L 2 S W10G インタフェース数とし、光 I P 電話に係るもの（最繁忙帯域比により算定するものとする。）を控除したものを、当該局のメタル I P 音声系相互接続局用 L 2 S W10G インタフェース数とする。 (3) (1)及び(2)で算定した相互接続局用 L 2 S W 1 G インタフェ

三十四頁

	ース数及び相互接続局用 L 2 S W10G インタフェース数の合計を相互接続局用 L 2 S W 1 ユニット当たり最大インタフェース数で除したもの（1 に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の相互接続局用 L 2 S W ユニット数とし、光 I P 電話に係るもの（最繁忙帯域比により算定するものとする。）を控除したものを、当該局のメタル I P 音声系相互接続局用 L 2 S W ユニット数とする。 2 投資額の算定 次の算定式により、局ごと相互接続局用 L 2 S W 投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、相互接続局用 L 2 S W 投資額を算定する。 局ごと相互接続局用 L 2 S W 投資額 $= \text{メタル I P 音声系相互接続局用 L 2 S W ユニット数} \times \text{相互接続局用 L 2 S W ユニット単価}$ $+ \text{メタル I P 音声系相互接続局用 L 2 S W 1 G インタフェース数} \times \text{相互接続局用 L 2 S W 1 G インタフェース単価}$ $+ \text{メタル I P 音声系相互接続局用 L 2 S W10G インタフェース数} \times \text{相互接続局用 L 2 S W10G インタフェース単価}$
S B C	1 設備量の算定 (1) 相互接続局ごとに、当該局の最繁忙呼数（接続呼に係るものに限る。）を S B C 収容率及び S B C 呼処理部 1 ユニット当たり最大処理最繁忙呼数で除したものを、当該局の S B C ユニット（呼処理部）数とする。ただし、当該局に設置する S B C の設備量が S B C 1 ユニット当たり最大処理セッション数により決定する場合には、S B C ユニット（呼処理部）数は 0 とする。 (2) 相互接続局ごとに、当該局の最繁忙呼量（接続呼に係るものに限る。）から算定した S B C 同時接続数を S B C 収容率及び S B C セッション管理部 1 ユニット当たり最大処理同時接続数で除したものを、当該局の S B C ユニット（セッション管理部）数とする。ただし、当該局に設置する S B C の設備量が S B C 1 ユニット当たり最大処理セッション数により決定する場合には、S B C ユニット（セッション管理部）数は 0 とする。 (3) 相互接続局ごとに、当該局の最繁忙呼量（接続呼に係るも

三十五頁

	のに限る。)をSBCセッション数とし、これをSBC収容率及びSBC1ユニット当たり最大処理セッション数で除したものを、当該局のSBCユニット数とする。ただし、当該局に設置するSBCの設備量がSBC1ユニット当たり最大処理最繁忙呼数及びSBC1ユニット当たり最大処理同時接続数により決定する場合には、SBCユニット数は0とする。 (4) (1)のSBCユニット(呼処理部)数から光IP電話に係るもの(当該局の最繁忙呼数比により算定するものとする。)を控除したものを、当該局のメタルIP音声系SBCユニット(呼処理部)数とする。 (5) (2)のSBCユニット(セッション管理部)数及び(3)のSBCユニット数から、それぞれ光IP電話に係るもの(当該局の最繁忙帯域比により算定するものとする。)を控除したものを、メタルIP音声系SBCユニット(セッション管理部)数及びメタルIP音声系SBCユニット数とする。 2 投資額の算定 次の算定式により、局ごとSBC投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、SBC投資額を算定する。 局ごとSBC投資額 $= (\text{メタルIP音声系SBCユニット(呼処理部)数} \times \text{SBCユニット(呼処理部)単価} + \text{メタルIP音声系SBCユニット(セッション管理部)数} \times \text{SBCユニット(セッション管理部)単価} + \text{メタルIP音声系SBCユニット数} \times \text{SBCユニット単価}) \times (1 + \text{相互接続局共通設備投資額加算率}) + (\text{メタルIP音声系SBCユニット(呼処理部)数} \times \text{SBCユニット(呼処理部)ソフトウェア単価} + \text{メタルIP音声系SBCユニット(セッション管理部)数} \times \text{SBCユニット(セッション管理部)ソフトウェア単価} + \text{メタルIP音声系SBCユニット数} \times \text{SBCユニットソフトウェア単価} + \text{SBC同時接続数} \times \text{SBC同時接続数当たりソフトウェア単価})$	
--	--	--

	×(1+相互接続局共通設備ソフトウェア投資額加算率)	
ENUMサーバ	1 設備量の算定 (1) 相互接続局ごとに、当該局の最繁忙呼数(接続呼に係るものに限る。)から算定したENUMクエリ数をENUMサーバ1ユニット当たり最大処理クエリ数で除したものを、当該局のENUMサーバユニット数とする。ただし、当該局にENUM・DNS共通サーバを設置する場合には、ENUMサーバユニット数は0とする。 (2) 相互接続局ごとに、当該局の最繁忙呼数(接続呼に係るものに限る。)から算定したENUMクエリ数及びDNSクエリ数を合計したものをENUM・DNS共通サーバ1ユニット当たり最大処理クエリ数で除したものを、当該局のENUM・DNS共通サーバユニット数とする。ただし、当該局にENUMサーバ及びDNSサーバを設置する場合には、ENUM・DNS共通サーバユニット数は0とする。 (3) (1)のENUMサーバユニット数から光IP電話に係るもの(当該局の最繁忙呼数比により算定するものとする。)を控除したものを、当該局のメタルIP音声系ENUMサーバユニット数とする。 (4) (2)のENUM・DNS共通サーバユニット数からDNSに係るもの(クエリ数比により算定するものとする。)及び光IP電話に係るもの(当該局の最繁忙呼数比により算定するものとする。)を控除したものを、メタルIP音声系ENUM・DNS共通サーバユニット数(ENUM相当分)とする。 2 投資額の算定 次の算定式により、局ごとENUMサーバ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、ENUMサーバ投資額を算定する。 局ごとENUMサーバ投資額 $= (\text{メタルIP音声系ENUMサーバユニット数} \times \text{ENUMユニット単価} + \text{メタルIP音声系ENUM・DNS共通サーバユニット数(ENUM相当分)} \times \text{ENUM・DNS共通サーバユニット単価}) \times (1 + \text{相互接続局共通設備投資額加算率})$	

	$ \begin{aligned} & + (\text{メタル I P 音声系 E N U M サーバユニット数} \times \text{E N U M ユニット当たりソフトウェア単価} \\ & + \text{メタル I P 音声系 E N U M} \cdot \text{D N S 共通サーバ} \\ & \text{ユニット数 (E N U M 相当分)} \times \text{E N U M} \cdot \text{D} \\ & \text{N S 共通サーバユニットソフトウェア単価} \\ & + \text{E N U M クエリ数} \times \text{E N U M クエリ当たりソフト} \\ & \text{ウェア単価}) \\ & \times (1 + \text{相互接続局共通設備ソフトウェア投資額加} \\ & \text{算率}) \end{aligned} $	
D N S サーバ	1 設備量の算定 (1) 相互接続局ごとに、当該局の最繁時呼数（接続呼に係るものに限る。）から算定した D N S クエリ数を D N S サーバ 1 ユニット当たり最大処理クエリ数で除したものを、当該局の D N S サーバユニット数とする。ただし、当該局に E N U M ・ D N S 共通サーバを設置する場合には、D N S サーバユニット数は 0 とする。 (2) (1) の D N S サーバユニット数から光 I P 電話に係るもの（当該局の最繁時呼数比により算定するものとする。）を控除したものを、当該局のメタル I P 音声系 D N S サーバユニット数とする。 (3) E N U M サーバの設備量の算定において求めた E N U M ・ D N S 共通サーバユニット数から E N U M に係るもの（クエリ数比により算定するものとする。）及び光 I P 電話に係るもの（当該局の最繁時呼数比により算定するものとする。）を控除したものを、メタル I P 音声系 E N U M ・ D N S 共通サーバユニット数（D N S 相当分）とする。 2 投資額の算定 次の算定式により、局ごと D N S サーバ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、D N S サーバ投資額を算定する。 局ごと D N S サーバ投資額 $ \begin{aligned} & = (\text{メタル I P 音声系 D N S サーバユニット数} \times \text{D N S} \\ & \text{ユニット単価} \\ & + \text{メタル I P 音声系 E N U M} \cdot \text{D N S 共通サーバ} \\ & \text{ユニット数 (D N S 相当分)} \times \text{E N U M} \cdot \text{D N} \\ & \text{S 共通サーバユニット単価}) \\ & \times (1 + \text{相互接続局共通設備投資額加算率}) \end{aligned} $	

三十九画

	$ \begin{aligned} & + (\text{メタル I P 音声系 D N S サーバユニット数} \times \text{D N} \\ & \text{S ユニット当たりソフトウェア単価} \\ & + \text{メタル I P 音声系 E N U M} \cdot \text{D N S 共通サーバ} \\ & \text{ユニット数 (D N S 相当分)} \times \text{E N U M} \cdot \text{D N} \\ & \text{S 共通サーバユニットソフトウェア単価} \\ & + \text{D N S クエリ数} \times \text{D N S クエリ当たりソフトウ} \\ & \text{ェア単価}) \\ & \times (1 + \text{相互接続局共通設備ソフトウェア投資額加} \\ & \text{算率}) \end{aligned} $	
メタルケーブル	1 配線設備として設置するメタルケーブルの設備量の算定 〔(1)～(3) 略〕 (4) 局ごとに、架空メタルケーブル及び地下メタルケーブルの延長 km 及び対 km のそれぞれの合計からデータ系サービス及び光 I P 電話に係るものを控除したものを当該局の種別ごとのメタル I P 音声系架空メタルケーブル対 km、メタル I P 音声系架空メタルケーブル延長 km、メタル I P 音声系地下メタルケーブル対 km 及びメタル I P 音声系地下メタルケーブル延長 km とする。 2 き線設備として設置するメタルケーブルの設備量の算定 〔(1)～(5) 略〕 (6) 局ごとに、架空メタルケーブル及び地下メタルケーブルの延長 km 及び対 km のそれぞれの合計からデータ系サービス及び光 I P 電話に係るものを控除したものを当該局の種別ごとのメタル I P 音声系架空メタルケーブル対 km、メタル I P 音声系架空メタルケーブル延長 km、メタル I P 音声系地下メタルケーブル対 km 及びメタル I P 音声系地下メタルケーブル延長 km とする。 3 投資額の算定 次の算定式により局ごとのメタルケーブル投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、メタルケーブル投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該局が属する都道府県の値とする。 局ごと種別ごとメタルケーブル投資額 $ \begin{aligned} & = \text{当該種別メタル I P 音声系架空メタルケーブル対 km} \times \\ & \text{当該種別架空メタルケーブル対 km 単価} \\ & + \text{当該種別メタル I P 音声系架空メタルケーブル延長} \\ & \text{km} \times \text{当該種別架空メタルケーブル延長 km 単価} \end{aligned} $	メタルケーブル 1 配線設備として設置するメタルケーブルの設備量の算定 〔(1)～(3) 同左〕 (4) 局ごとに、架空メタルケーブル及び地下メタルケーブルの延長 km 及び対 km のそれぞれの合計からデータ系に係るものを控除したものを当該局の種別ごとの音声系架空メタルケーブル対 km、音声系架空メタルケーブル延長 km、音声系地下メタルケーブル対 km 及び音声系地下メタルケーブル延長 km とする。 2 き線設備として設置するメタルケーブルの設備量の算定 〔(1)～(5) 同左〕 (6) 局ごとに、架空メタルケーブル及び地下メタルケーブルの延長 km 及び対 km のそれぞれの合計からデータ系に係るものを控除したものを当該局の種別ごとの音声系架空メタルケーブル対 km、音声系架空メタルケーブル延長 km、音声系地下メタルケーブル対 km 及び音声系地下メタルケーブル延長 km とする。 3 投資額の算定 〔同左〕 局ごと種別ごとメタルケーブル投資額 $ \begin{aligned} & = \text{当該種別音声系架空メタルケーブル対 km} \times \text{当該種別架} \\ & \text{空メタルケーブル対 km 単価} \\ & + \text{当該種別音声系架空メタルケーブル延長 km} \times \text{当該種} \\ & \text{別架空メタルケーブル延長 km 単価} \end{aligned} $

四十画

	+当該種別<u>メタル I P 音声系</u>地下メタルケーブル対 km×当該種別地下メタルケーブル対 km 単価 +当該種別メタル I P 音声系地下メタルケーブル延長 km×当該種別地下メタルケーブル延長 km 単価
加入系光ケーブル	[1 略] 2 き線設備に設置する光ケーブルの設備量の算定 [(1)～(5) 略] (6) 局ごとに、架空光ケーブル及び地下光ケーブルの延長 km 及び心 km のそれぞれの合計からデータ系サービス及び光 I P 電話に係るものを控除したものを当該局の種別ごとの<u>メタル I P 音声系</u>架空光ケーブル心 km、<u>メタル I P 音声系</u>架空光ケーブル延長 km、<u>メタル I P 音声系</u>地下光ケーブル心 km 及び<u>メタル I P 音声系</u>地下光ケーブル延長 km とする。 3 投資額の算定 次の算定式により局ごとの光ケーブル投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、光ケーブル投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該局が属する都道府県の値とする。 局ごと光ケーブル投資額 $= \text{メタル I P 音声系加入系架空光ケーブル心 km} \times \text{加入系架空光ケーブル心 km 単価}$ $+ \text{メタル I P 音声系加入系架空光ケーブル延長 km} \times \text{〔加入系架空光ケーブル延長 km 単価} + \text{加入系光ケーブル延長 km 災害対策増分単価〕}$ $+ \text{メタル I P 音声系加入系地下光ケーブル心 km} \times \text{加入系地下光ケーブル心 km 単価}$ $+ \text{メタル I P 音声系加入系地下光ケーブル延長 km} \times \text{〔加入系地下光ケーブル延長 km 単価} + \text{加入系光ケーブル延長 km 災害対策増分単価〕}$
中継系光ケーブル	1 設備量の算定 (1) 収容局ごとに、収容局とコア局間の伝送で経由する全てのループについて、<u>当該収容局の C W D M ユニット数に C W D M 1 ユニット当たり心線数及び 0.5 を乗じた心線数を算定する。</u> [(2)・(3) 略] (4) ループごとに、P T N リング数に P T N 高速インタフェース当たり心線数を乗じたものを当該ループの P T N リング心

	+当該種別<u>音声系</u>地下メタルケーブル対 km×当該種別地下メタルケーブル対 km 単価 +当該種別音声系地下メタルケーブル延長 km×当該種別地下メタルケーブル延長 km 単価
加入系光ケーブル	[1 同左] 2 き線設備に設置する光ケーブルの設備量の算定 [(1)～(5) 同左] (6) 局ごとに、架空光ケーブル及び地下光ケーブルの延長 km 及び心 km のそれぞれの合計からデータ系に係るものを控除したものを当該局の種別ごとの<u>音声系</u>架空光ケーブル心 km、<u>音声系</u>架空光ケーブル延長 km、<u>音声系</u>地下光ケーブル心 km 及び<u>音声系</u>地下光ケーブル延長 km とする。 3 投資額の算定 [同左] 局ごと光ケーブル投資額 $= \text{音声系加入系架空光ケーブル心 km} \times \text{加入系架空光ケーブル心 km 単価}$ $+ \text{音声系加入系架空光ケーブル延長 km} \times \text{加入系架空光ケーブル延長 km 単価}$ $+ \text{音声系加入系地下光ケーブル心 km} \times \text{加入系地下光ケーブル心 km 単価}$ $+ \text{音声系加入系地下光ケーブル延長 km} \times \text{加入系地下光ケーブル延長 km 単価}$
中継系光ケーブル	1 設備量の算定 (1) 収容局ごとに、収容局とコア局間の伝送で経由する全てのループについて、<u>冗長化後 C W D M ユニット数に C W D M 1 ユニット当たり心線数及び 0.5 を乗じた心線数を算定する。</u> [(2)・(3) 同左] (4) ループごとに、P T N リング数に P T N 高速インタフェース当たり心線数を乗じたものを当該ループの P T N リング心

図十 | Ⅲ

	線数とする。 [新設] (5) (3)の C W D M 心線数、(4)の P T N リング心線数、中継ダークファイバ分の心線数及び光予備心線数を合計したものを当該ループの必要心線数とし、これを光ケーブル最大規格心線数で除したものの（1 に満たない端数は、切り上げるものとする。）を光ケーブル条数とする。 (6) (5)の光ケーブル条数から 1 を減じたものに光ケーブル最大規格心線数を乗じ、これと(5)の必要心線数との差分である余り心線数から選定される直近上位の規格心線数を加えたものを光ケーブル心線数とする。 (7) ループごとに、(5)及び(6)で算定した光ケーブル心線数及び光ケーブル条数にそれぞれループ延長 km を乗じたものを当該ループの光ケーブル心 km 及び光ケーブル延長 km とする。 (8) (7)の光ケーブル心 km 及び光ケーブル延長 km からそれぞれ離島設備に係るものを控除し、中継線路架空比率により架空と地下に割り当てたものを中継系架空光ケーブル心 km、中継系架空光ケーブル延長 km、中継系地下光ケーブル心 km 及び中継系地下光ケーブル延長 km とする。 (9) ループごとに、(8)の中継系架空光ケーブル心 km、中継系架空光ケーブル延長 km、中継系地下光ケーブル心 km 及び中継系地下光ケーブル延長 km からそれぞれデータ系サービス及び光 I P 電話に係るもの（心数比及び Q o S 制御係数を加味した最繁忙帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該ループのメタル I P 音声系中継系架空光ケーブル心 km、メタル I P 音声系中継系架空光ケーブル延長 km、メタル I P 音声系中継系地下光ケーブル心 km 及びメタル I P 音声系中継系地下光ケーブル延長 km とする。 2 投資額の算定 次の算定式によりループごと光ケーブル投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、光ケーブル投資額を算定する。 ループごと光ケーブル投資額
--	---

	線数とし、これら心線数と、P T N を共有しないデータ系心線数、(3)の C W D M 心線数、中継ダークファイバ分の心線数及び光予備心線数を合計したものを当該ループの必要心線数とする。 [新設] (5) (4)の必要心線数を光ケーブル最大規格心線数で除したものの（1 に満たない端数は、切り上げるものとする。）を光ケーブル条数とする。光ケーブル条数から 1 を減じたものに光ケーブル最大規格心線数を乗じ、これと(4)の必要心線数との差分である余り心線数から選定される直近上位の規格心線数を加えたものを光ケーブル心線数とする。 (6) ループごとに、(5)の光ケーブル心線数及び光ケーブル条数にそれぞれループ延長 km を乗じたものを当該ループの光ケーブル心 km 及び光ケーブル延長 km とする。 (7) (6)の光ケーブル心 km 及び光ケーブル延長 km からそれぞれ離島設備に係るものを控除し、設備中継線路架空比率により架空と地下に割り当てたものを中継系架空光ケーブル心 km、中継系架空光ケーブル延長 km、中継系地下光ケーブル心 km 及び中継系地下光ケーブル延長 km とする。 (8) ループごとに、(7)の中継系架空光ケーブル心 km、中継系架空光ケーブル延長 km、中継系地下光ケーブル心 km 及び中継系地下光ケーブル延長 km からそれぞれデータ系に係るもの（心線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該ループの音声系中継系架空光ケーブル心 km、音声系中継系架空光ケーブル延長 km、音声系中継系地下光ケーブル心 km 及び音声系中継系地下光ケーブル延長 km とする。 2 投資額の算定 [同左] ループごと光ケーブル投資額
--	---

図十 | Ⅲ

	$= \text{メタル I P 音声系中継系架空光ケーブル心km} \times \text{中継系架空光ケーブル心km単価}$ $+ \text{メタル I P 音声系中継系架空光ケーブル延長km} \times \text{中継系架空光ケーブル延長km単価}$ $+ \text{メタル I P 音声系中継系地下光ケーブル心km} \times \text{中継系地下光ケーブル心km単価}$ $+ \text{メタル I P 音声系中継系地下光ケーブル延長km} \times \text{中継系地下光ケーブル延長km単価}$
海底光ケーブル	1 設備量の算定 〔1〕～〔5〕 略〕 (6) ループごとに、〔2〕及び〔5〕で算定した有中継海底光ケーブル心km、有中継海底光ケーブル延長km、無中継海底光ケーブル心km及び無中継海底光ケーブル延長km（それぞれ当該ループが属する全ての区間について合計したもの。）からそれぞれデータ系サービスに係るもの及び光 I P 電話に係るもの（<u>心数比及びQ o S制御係数を加味した最繁時帯域比</u>により算定するものとする。）を控除したものを当該ループのメタル I P 音声系有中継海底光ケーブル心km、メタル I P 音声系有中継海底光ケーブル延長km、<u>メタル I P 音声系無中継海底光ケーブル心km及びメタル I P 音声系無中継海底光ケーブル延長km</u>とする。 2 投資額の算定 次の算定式によりループごと海底光ケーブル投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、海底光ケーブル投資額を算定する。 ループごと海底光ケーブル投資額 $= \text{メタル I P 音声系有中継海底光ケーブル心km} \times (\text{有中継海底光ケーブル心km当たり単価} + \text{海底光ケーブル心km当たり漁業補償費})$ $+ \text{メタル I P 音声系有中継海底光ケーブル延長km} \times \text{有中継海底光ケーブル延長km当たり単価}$ $+ \text{メタル I P 音声系無中継海底光ケーブル心km} \times (\text{無中継海底光ケーブル心km当たり単価} + \text{海底光ケーブル心km当たり漁業補償費})$ $+ \text{メタル I P 音声系無中継海底光ケーブル延長km} \times \text{無中継海底光ケーブル延長km当たり単価}$
海底中間中継伝送	1 設備量の算定

	$= \text{音声系中継系架空光ケーブル心km} \times \text{中継系架空光ケーブル心km単価}$ $+ \text{音声系中継系架空光ケーブル延長km} \times \text{中継系架空光ケーブル延長km単価}$ $+ \text{音声系中継系地下光ケーブル心km} \times \text{中継系地下光ケーブル心km単価}$ $+ \text{音声系中継系地下光ケーブル延長km} \times \text{中継系地下光ケーブル延長km単価}$
海底光ケーブル	1 設備量の算定 〔1〕～〔5〕 同左〕 (6) ループごとに、〔2〕及び〔5〕で算定した有中継海底光ケーブル心km、有中継海底光ケーブル延長km、無中継海底光ケーブル心km及び無中継海底光ケーブル延長km（それぞれ当該ループが属する全ての区間について合計したもの。）からそれぞれデータ系に係るもの（<u>心線数比</u>により算定するものとする。）を控除したものを当該ループの音声系有中継海底光ケーブル心km、音声系有中継海底光ケーブル延長km、音声系無中継海底光ケーブル心km及び<u>音声系無中継海底光ケーブル延長km</u>とする。 2 投資額の算定 〔同左〕 ループごと海底光ケーブル投資額 $= \text{音声系有中継海底光ケーブル心km} \times (\text{有中継海底光ケーブル心km当たり単価} + \text{海底光ケーブル心km当たり漁業補償費})$ $+ \text{音声系有中継海底光ケーブル延長km} \times \text{有中継海底光ケーブル延長km当たり単価}$ $+ \text{音声系無中継海底光ケーブル心km} \times (\text{無中継海底光ケーブル心km当たり単価} + \text{海底光ケーブル心km当たり漁業補償費})$ $+ \text{音声系無中継海底光ケーブル延長km} \times \text{無中継海底光ケーブル延長km当たり単価}$
海底中間中継伝送	1 設備量の算定

図十111 Ⅲ

装置	〔1〕 略〕 (2) ループごとに、〔1〕の海底中間中継伝送装置数（当該ループが属する全ての区間について合計したもの。）からデータ系サービス及び光 I P 電話に係るもの（<u>心数比及びQ o S制御係数を加味した最繁時帯域比</u>により算定するものとする。）を控除したものを当該ループのメタル I P 音声系海底中間中継伝送装置数とする。 〔3〕 略〕 (4) 局ごとに、〔3〕の海底中間中継伝送装置用給電装置数（当該局が属する全てのループについて合計したもの。）からデータ系サービス及び光 I P 電話に係るもの（<u>ループごとに心数比及びQ o S制御係数を加味した最繁時帯域比</u>により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタル I P 音声系海底中間中継伝送装置用給電装置数とする。 2 投資額の算定 次の算定式によりループごと海底中間中継伝送装置投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、海底中間中継伝送装置投資額を算定する。また、局ごと海底中間中継伝送装置用給電装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、海底中間中継伝送装置用給電装置投資額を算定する。 ループごと海底中間中継伝送装置投資額 $= \text{メタル I P 音声系海底中間中継伝送装置数} \times \text{海底中間中継伝送装置単価}$ 局ごと海底中間中継伝送装置用給電装置投資額 $= \text{メタル I P 音声系海底中間中継伝送装置用給電装置数} \times \text{海底中間中継伝送装置用給電装置単価}$
無線伝送装置	1 設備量の算定 〔1〕・〔2〕 略〕 (3) 局ごとに、〔1〕及び〔2〕で算定した変復調回線切替装置ユニット数、変復調回線切替装置架数、無線送受信装置ユニット数及び無線送受信装置架数からそれぞれデータ系サービス及び光 I P 電話に係るもの（<u>ループごとにQ o S制御係数を加味した最繁時帯域比</u>により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタル I P 音声系変復調回線切替装置ユニット数、メタル I P 音声系変復調回線切替装置架数、メタル I P 音声系無線送受信装置ユニット数及びメタル I P 音声系無線送受信装置架数とする。

装置	〔1〕 同左〕 (2) ループごとに、〔1〕の海底中間中継伝送装置数（当該ループが属する全ての区間について合計したもの。）からデータ系に係るもの（<u>心線数比</u>により算定するものとする。）を控除したものを当該ループの海底中間中継伝送装置数とする。 〔3〕 同左〕 (4) 局ごとに、〔3〕の海底中間中継伝送装置用給電装置数（当該局が属する全てのループについて合計したもの。）からデータ系に係るもの（<u>心線数比</u>により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系海底中間中継伝送装置用給電装置数とする。 2 投資額の算定 〔同左〕 ループごと海底中間中継伝送装置投資額 $= \text{音声系海底中間中継伝送装置数} \times \text{海底中間中継伝送装置単価}$ 局ごと海底中間中継伝送装置用給電装置投資額 $= \text{音声系海底中間中継伝送装置用給電装置数} \times \text{海底中間中継伝送装置用給電装置単価}$
無線伝送装置	1 設備量の算定 〔1〕・〔2〕 同左〕 (3) 局ごとに、〔1〕及び〔2〕で算定した変復調回線切替装置ユニット数、変復調回線切替装置架数、無線送受信装置ユニット数及び無線送受信装置架数からそれぞれデータ系に係るもの（<u>最繁時呼量帯域比</u>により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系変復調回線切替装置ユニット数、音声系変復調回線切替装置架数、音声系無線送受信装置ユニット数及び<u>音声系無線送受信装置架数</u>とする。

図十112 Ⅲ

	2 投資額の算定 次の算定式により局ごと無線伝送装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、無線伝送装置投資額を算定する。 局ごと無線伝送装置投資額 $= \text{メタル I P 音声系変復調回線切替装置ユニット数} \times \text{変復調回線切替装置ユニット単価}$ $+ \text{メタル I P 音声系変復調回線切替装置架数} \times \text{変復調回線切替装置架・共通部単価}$ $+ \text{メタル I P 音声系無線送受信装置ユニット数} \times \text{無線送受信装置ユニット単価}$ $+ \text{メタル I P 音声系無線送受信装置架数} \times \text{無線送受信装置架・共通部単価}$	
インタフェース変換装置	1 設備量の算定 (1) 区間設備として無線伝送装置又は衛星通信設備が指定されている区間の両端の局ごとに、当該局間の通信量を勘案して求められた52Mパス数をインタフェース変換装置ポート収容率で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）をインタフェース変換装置インタフェース数とする。 〔2〕 略〕 (3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定したインタフェース変換装置インタフェース数及びインタフェース変換装置ユニット数（それぞれ当該局が属する全てのループについて合計したもの。）からそれぞれデータ系サービス及び光 I P 電話に係るもの（ループごとに Q o S 制御係数を加味した最整時帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタル I P 音声系インタフェース変換装置ユニット数及びメタル I P 音声系インタフェース変換装置インタフェース数とする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごとインタフェース変換装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、インタフェース変換装置投資額を算定する。 局ごとインタフェース変換装置投資額 $= \text{メタル I P 音声系インタフェース変換装置ユニット数} \times \text{インタフェース変換装置ユニット単価}$ $+ \text{メタル I P 音声系インタフェース変換装置インタフェース数} \times \text{インタフェース変換装置インタフェース}$	2 投資額の算定 〔同左〕 局ごと無線伝送装置投資額 $= \text{音声系変復調回線切替装置ユニット数} \times \text{変復調回線切替装置ユニット単価}$ $+ \text{音声系変復調回線切替装置架数} \times \text{変復調回線切替装置架・共通部単価}$ $+ \text{音声系無線送受信装置ユニット数} \times \text{無線送受信装置ユニット単価}$ $+ \text{音声系無線送受信装置架数} \times \text{無線送受信装置架・共通部単価}$

図十 十四

	ポート単価	
無線アンテナ	1 設備量の算定 〔(1) 略〕 (2) 局ごとに、(1)の無線アンテナ数（当該局が属する全てのループについて合計したもの。）からデータ系サービス及び光 I P 電話に係るもの（ループごとに Q o S 制御係数を加味した最整時帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタル I P 音声系無線アンテナ数とする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごと無線アンテナ投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、無線アンテナ投資額を算定する。 局ごと無線アンテナ投資額＝メタル I P 音声系無線アンテナ数×アンテナ単価	2 投資額の算定 〔同左〕 局ごと無線アンテナ投資額＝音声系無線アンテナ数×アンテナ単価
無線鉄塔	1 設備量の算定 〔(1) 略〕 (2) (1)の地上設置用無線鉄塔数及び屋上設置用無線鉄塔数からそれぞれデータ系サービス及び光 I P 電話に係るもの（ループごとに Q o S 制御係数を加味した最整時帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタル I P 音声系地上設置用無線鉄塔数及びメタル I P 音声系屋上設置用無線鉄塔数とする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごと無線鉄塔投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、無線鉄塔投資額を算定する。 局ごと無線鉄塔投資額 $= \text{メタル I P 音声系地上設置用無線鉄塔数} \times \text{地上設置用鉄塔単価}$ $+ \text{メタル I P 音声系屋上設置用無線鉄塔数} \times \text{屋上設置用鉄塔単価}$	1 設備量の算定 〔(1) 同左〕 (2) (1)の地上設置用無線鉄塔数及び屋上設置用無線鉄塔数からそれぞれデータ系に係るもの（最整時呼量帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系地上設置用無線鉄塔数及び音声系屋上設置用無線鉄塔数とする。 2 投資額の算定 〔同左〕 局ごと無線鉄塔投資額 $= \text{音声系地上設置用無線鉄塔数} \times \text{地上設置用鉄塔単価}$ $+ \text{音声系屋上設置用無線鉄塔数} \times \text{屋上設置用鉄塔単価}$
衛星通信設備	1 設備量の算定 〔(1)～(3) 略〕 (4) 局ごとに、(1)から(3)までにより求めた必要トランスポンダ数、T D M A 装置架数、衛星送受信装置架数、衛星アンテナ数及び衛星回線制御装置架数（それぞれ当該局が属する全てのループについて合計したもの。）からそれぞれデータ系サービス及び光 I P 電話に係るもの（ループごとに Q o S 制御	1 設備量の算定 〔(1)～(3) 同左〕 (4) 局ごとに、(1)から(3)までにより求めた必要トランスポンダ数、T D M A 装置架数、衛星送受信装置架数、衛星アンテナ数及び衛星回線制御装置架数（それぞれ当該局が属する全てのループについて合計したもの。）からそれぞれデータ系に係るもの（最整時呼量帯域比により算定するものとする。）

図十 十六

	係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタル I P 音声系トランスポンダ数、メタル I P 音声系 T D M A 装置架数、メタル I P 音声系衛星送受信装置架数、<u>メタル I P 音声系衛星アンテナ数及びメタル I P 音声系衛星回線制御装置架数とする。</u> 2 投資額の算定 次の算定式により局ごと衛星通信設備投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、衛星通信設備投資額を算定する。 局ごと衛星通信設備投資額 $= \text{メタル I P 音声系トランスポンダ数} \times \text{トランスポンダ単価}$ $+ \text{メタル I P 音声系 T D M A 装置架数} \times \text{T D M A 装置架単価}$ $+ \text{メタル I P 音声系衛星送受信装置架数} \times \text{衛星送受信装置架単価}$ $+ \text{メタル I P 音声系衛星アンテナ数} \times \text{衛星アンテナ単価}$ $+ \text{メタル I P 音声系衛星回線制御装置架数} \times \text{衛星回線制御装置架単価}$	
加入系電柱	1 設備量の算定 局ごとに、架空メタルケーブル及び架空光ケーブルの敷設区間里程の総和を加入系電柱間隔で除したものを当該局の加入系電柱本数とし、データ系サービス及び光 I P 電話に係るものを控除したものを当該局のメタル I P 音声系加入系電柱本数とする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごと加入系電柱投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系電柱投資額を算定する。 局ごと加入系電柱投資額＝メタル I P 音声系加入系電柱本数×電柱単価×電柱共架率	を控除したものを当該局の音声系トランスポンダ数、音声系 T D M A 装置架数、音声系衛星送受信装置架数、音声系衛星アンテナ数及び音声系衛星回線制御装置架数とする。 2 投資額の算定 [同左] 局ごと衛星通信設備投資額 $= \text{音声系トランスポンダ数} \times \text{トランスポンダ単価}$ $+ \text{音声系 T D M A 装置架数} \times \text{T D M A 装置架単価}$ $+ \text{音声系衛星送受信装置架数} \times \text{衛星送受信装置架単価}$ $+ \text{音声系衛星アンテナ数} \times \text{衛星アンテナ単価}$ $+ \text{音声系衛星回線制御装置架数} \times \text{衛星回線制御装置架単価}$
中継系電柱	1 設備量の算定 ループごとに、中継系管路互長km(離島設備の適用区間を除く。)に中継線路架空比率を乗じて中継系電柱間隔で除したものの(1に満たない端数は、切り捨てるものとする。)を当該ループの中継系電柱本数とし、データ系サービス及び光 I P 電話に係るもの(心数比及びQ o S 制御係数を加味した最繁時帯域	1 設備量の算定 局ごとに、架空メタルケーブル及び架空光ケーブルの敷設区間里程の総和を電柱間隔で除したものを当該局の電柱本数とする。 2 投資額の算定 [同左] 局ごと加入系電柱投資額＝音声系加入系電柱本数×加入系電柱単価×電柱共架率
	1 設備量の算定 ループごとに、中継系管路互長km(離島設備の適用区間を除く。)に中継線路架空比率を乗じて電柱間隔で除したものの(1に満たない端数は、切り捨てるものとする。)を当該ループの中継系電柱本数とし、データ系サービス及び光 I P 電話に係るもの(心数比及びQ o S 制御係数を加味した最繁時帯域	1 設備量の算定 ループごとに、中継系管路互長km(離島設備の適用区間を除く。)に中継線路架空比率を乗じて電柱間隔で除したものの(1に満たない端数は、切り捨てるものとする。)を当該ループの中継系電柱本数とし、データ系に係るもの(心線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該ループの音声系中

四十四頁

	比により算定するものとする。)を控除したものを当該ループのメタル I P 音声系中継系電柱本数とする。 2 投資額の算定 次の算定式によりループごと中継系電柱投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、中継系電柱投資額を算定する。 ループごと中継系電柱投資額＝メタル I P 音声系中継系電柱本数×電柱単価	
加入系管路	1 設備量の算定 [(1)～(3) 略] (4) (3)の加入系管路条km、加入系管路互長km及び(2)のインナーパイプ延長kmからそれぞれデータ系サービス及び光 I P 電話に係るもの(メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該局のメタル I P 音声系加入系管路条km、メタル I P 音声系加入系管路互長km及びメタル I P 音声系インナーパイプ延長kmとする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごと加入系管路投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系管路投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該局が属する都道府県の値とする。 局ごと加入系管路投資額 $= \text{メタル I P 音声系加入系管路条km} \times (\text{加入系管路条km 当たり単価} + \text{管路条km 当たり災害対策増分単価})$ $+ \text{メタル I P 音声系加入系管路互長km} \times \text{加入系管路互長km 当たり単価}$ $+ \text{メタル I P 音声系インナーパイプ延長km} \times \text{インナーパイプ延長km 当たり単価}$	中継系電柱本数とする。 2 投資額の算定 [同左] ループごと中継系電柱投資額＝音声系中継系電柱本数×中継系電柱単価
加入系管路	1 設備量の算定 [(1)～(3) 同左] (4) (3)の加入系管路条km、加入系管路互長km及び(2)のインナーパイプ延長kmからそれぞれデータ系に係るもの(メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の音声系加入系管路条km、音声系加入系管路互長km及び音声系インナーパイプ延長kmとする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごと加入系管路投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系管路投資額を算定する。 局ごと加入系管路投資額 $= \text{音声系加入系管路条km} \times (\text{加入系管路条km 当たり単価} + \text{管路条km 当たり災害対策増分単価})$ $+ \text{音声系加入系管路互長km} \times \text{加入系管路互長km 当たり単価}$ $+ \text{音声系インナーパイプ延長km} \times \text{インナーパイプ延長km 当たり単価}$	1 設備量の算定 [(1)～(3) 同左] (4) (3)の加入系管路条km、加入系管路互長km及び(2)のインナーパイプ延長kmからそれぞれデータ系に係るもの(メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。)を控除したものを当該局の音声系加入系管路条km、音声系加入系管路互長km及び音声系インナーパイプ延長kmとする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごと加入系管路投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系管路投資額を算定する。 局ごと加入系管路投資額 $= \text{音声系加入系管路条km} \times (\text{加入系管路条km 当たり単価} + \text{管路条km 当たり災害対策増分単価})$ $+ \text{音声系加入系管路互長km} \times \text{加入系管路互長km 当たり単価}$ $+ \text{音声系インナーパイプ延長km} \times \text{インナーパイプ延長km 当たり単価}$
中継系管路	1 設備量の算定 (1) ループごとに、ループ延長km(離島設備及び架空設備の適用区間を除く。)を中継系管路互長kmとする。 (2) 光ケーブル条数を中継管路当たり最大ケーブル条数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を	1 設備量の算定 (1) ループごとに、ループ延長km(離島設備及び架空設備の適用区間を除く。)を中継系管路互長kmとし、光ケーブル条数を1管路当たり最大ケーブル条数で除したものの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を管路条数とし、中継系管路互長kmに管路条数を乗じたものを中継系管路条kmとする。 [新設]

四十八頁

	<u>管路条数とし、これに中継系管路亘長kmを乗じたものを中継系管路条kmとする。</u> (3) (1)及び(2)で算定した中継系管路条km及び中継系管路亘長kmからそれぞれ中口径管路、共同溝、とう道の適用区間を控除し、データ系サービス及び光 I P 電話に係るもの（心数比及びQ o S制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該ループのメタル I P 音声系中継系管路条km及びメタル I P 音声系中継系管路亘長kmとする。 2 投資額の算定 次の算定式によりループごと中継系管路投資額を求め、全ての<u>ループ</u>について当該投資額を合算し、中継系管路投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該<u>ループ</u>が属する都道府県の値とする。 ループごと中継系管路投資額 $= \text{メタル I P 音声系中継系管路条km} \times (\text{中継系管路条km 当たり単価} + \text{管路条km 当たり災害対策増分単価}) + \text{メタル I P 音声系中継系管路亘長km} \times \text{中継系管路亘長km 当たり単価}$	
加入系中口径管路	1 設備量の算定 〔(1)・(2) 略〕 (3) 局ごとに、中口径管路亘長kmに加入系管路条数比率を乗じたものからデータ系サービス及び光 I P 電話に係るもの（メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタル I P 音声系加入系中口径管路亘長kmとする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごと加入系中口径管路投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系中口径管路投資額を算定する。 局ごと加入系中口径管路投資額 $= \text{メタル I P 音声系加入系中口径管路亘長km} \times \text{中口径管路亘長km 当たり単価}$	(2) (1)の中継系管路条km及び中継系管路亘長kmからそれぞれ中口径管路、共同溝、とう道の適用区間を控除し、<u>データ系に係るもの（心線数比により算定するものとする。）</u>を控除したものを当該ループの<u>音声系中継系管路条km及び音声系中継系管路亘長km</u>とする。 2 投資額の算定 次の算定式によりループごと中継系管路投資額を求め、全ての<u>局</u>について当該投資額を合算し、中継系管路投資額を算定する。この場合に使用する単価は、当該<u>局</u>が属する都道府県の値とする。 ループごと中継系管路投資額 $= \text{音声系中継系管路条km} \times (\text{中継系管路条km 当たり単価} + \text{管路条km 当たり災害対策増分単価}) + \text{音声系中継系管路亘長km} \times \text{中継系管路亘長km 当たり単価}$
中継系中口径管路	1 設備量の算定 (1) 局ごとに算定した中口径管路亘長kmを<u>管路条数比率</u>により当該局が属する各ループに<u>案分</u>したものを局ごと及びループごと中口径管路亘長kmとする。	加入系中口径管路 1 設備量の算定 〔(1)・(2) 同左〕 (3) 局ごとに、中口径管路亘長kmから、中継系中口径管路亘長kmを控除し、データ系に係るもの（加入系音声比率（電柱本数比率と管路延長比率とのいずれか大きい比率をいう。以下同じ。））により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系加入系中口径管路亘長kmとする。 2 投資額の算定 〔同左〕 局ごと加入系中口径管路投資額 $= \text{音声系加入系中口径管路亘長km} \times \text{中口径管路亘長km 当たり単価}$
	中継系中口径管路 1 設備量の算定 (1) 局ごとに算定した中口径管路亘長kmを、<u>条数比率</u>により当該局が属する各ループに<u>案分</u>する。	

図十 九

	<u>ごと中口径管路亘長kmとする。</u> (2) <u>ループごとに、(1)の局ごと及びループごと中口径管路亘長kmに中継系管路条数比率を乗じたものを当該ループに属する全ての局について合計し、データ系サービス及び光 I P 電話に係るもの（心数比及びQ o S制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該ループのメタル I P 音声系中継系中口径管路亘長kmとする。</u> 2 投資額の算定 次の算定式によりループごと中継系中口径管路投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、中継系中口径管路投資額を算定する。 ループごと中継系中口径管路投資額 $= \text{メタル I P 音声系中継系中口径管路亘長km} \times \text{中口径管路亘長km 当たり単価}$	
加入系共同溝	1 設備量の算定 〔(1) 略〕 (2) 局ごとに、共同溝亘長kmに加入系管路条数比率を乗じたものからデータ系サービス及び光 I P 電話に係るもの（メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタル I P 音声系加入系共同溝亘長kmとする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごと加入系共同溝投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系共同溝投資額を算定する。 局ごと加入系共同溝投資額 $= \text{メタル I P 音声系加入系共同溝亘長km} \times \text{共同溝亘長km 当たり単価}$	(2) <u>ループごと及び局ごとに、(1)の中口径管路亘長kmに中継系管路条数比率を乗じたものを当該ループに属する全ての局について合計し、データ系に係るもの（心線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該ループの音声系中継系中口径管路亘長kmとする。</u> 2 投資額の算定 〔同左〕 ループごと中継系中口径管路投資額 $= \text{音声系中継系中口径管路亘長km} \times \text{中口径管路亘長km 当たり単価}$
加入系共同溝	1 設備量の算定 〔(1) 同左〕 (2) 局ごとに、共同溝亘長kmから中継系共同溝亘長kmを控除し、データ系に係るもの（加入系音声比率により算定するものとする。）を控除したものを当該局の<u>音声系加入系共同溝亘長km</u>とする。 2 投資額の算定 〔同左〕 局ごと加入系共同溝投資額 $= \text{音声系加入系共同溝亘長km} \times \text{共同溝亘長km 当たり単価}$	
中継系共同溝	1 設備量の算定 (1) 局ごとに算定した共同溝亘長kmを、<u>管路条数比率</u>により当該局が属する各ループに<u>案分</u>したものを局ごと及びループごと共同溝亘長kmとする。 (2) <u>ループごとに、(1)の局ごと及びループごと共同溝亘長kmに中継系管路条数比率を乗じたものを当該ループに属する全ての局について合計し、データ系サービス及び光 I P 電話に係るもの（心数比及びQ o S制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該ループ</u>	中継系共同溝 1 設備量の算定 (1) 局ごとに算定した共同溝亘長kmを、<u>条数比率</u>により当該局が属する各ループに<u>案分</u>する。 (2) <u>ループごと及び局ごとに、(1)の共同溝亘長kmに中継系管路条数比率を乗じたものを当該ループに属する全ての局について合計し、データ系に係るもの（心線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該ループの音声系中継系共同溝亘長kmとする。</u>

図十 四

	の<u>メタル I P 音声系</u>中継系共同溝亘長kmとする。 2 投資額の算定 次の算定式によりループごと中継系共同溝投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、中継系共同溝投資額を算定する。 ループごと中継系共同溝投資額 ＝メタル I P 音声系中継系共同溝亘長km×共同溝亘長km 当たり単価
加入系とう道	1 設備量の算定 〔1〕 略] (2) 局ごとに、とう道亘長kmに加入系管路条数比率を乗じたものからデータ系サービス及び光 I P 電話に係るもの（メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタル I P 音声系加入系とう道亘長kmとする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごと加入系とう道投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、加入系とう道投資額を算定する。 局ごと加入系とう道投資額 ＝メタル I P 音声系加入系とう道亘長km×（とう道亘長km当たり単価＋とう道亘長km当たり災害対策増分単価）
中継系とう道	1 設備量の算定 (1) 局ごとに算定したとう道亘長kmを、<u>管路条数比率</u>により当該局が属する各ループに案分したものを局ごと及びループごととう道亘長kmとする。 (2) ループごとに、(1)の局ごとループごととう道亘長kmに中継系管路条数比率を乗じたものを当該ループに属する全ての局について合計し、データ系サービス及び光 I P 電話に係るもの（心数比及び Q o S 制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該ループのメタル I P 音声系中継系とう道亘長kmとする。 2 投資額の算定 次の算定式によりループごと中継系とう道投資額を求め、全てのループについて当該投資額を合算し、中継系とう道投資額を算定する。

	2 投資額の算定 〔同左〕 ループごと中継系共同溝投資額 ＝<u>音声系</u>中継系共同溝亘長km×共同溝亘長km当たり単価
加入系とう道	1 設備量の算定 〔1〕 同左] (2) 局ごとに、とう道亘長kmから中継系とう道亘長kmを控除し、データ系に係るもの（加入系音声比率により算定するものとする。）を控除したものを当該局の<u>音声系</u>加入系とう道亘長kmとする。 2 投資額の算定 〔同左〕 局ごと加入系とう道投資額 ＝<u>音声系</u>加入系とう道亘長km×（とう道亘長km当たり単価＋とう道亘長km当たり災害対策増分単価）
中継系とう道	1 設備量の算定 (1) 局ごとに算定したとう道亘長kmを、<u>条数比率</u>により当該局が属する各ループに案分する。 (2) ループごと及び局ごとに、(1)のとう道亘長kmに中継系管路条数比率を乗じたものを当該ループに属する全ての局について合計し、データ系に係るもの（心線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該ループの<u>音声系</u>中継系とう道亘長kmとする。 2 投資額の算定 〔同左〕

141 | 14

	ループごと中継系とう道投資額 ＝メタル I P 音声系中継系とう道亘長km×（とう道亘長km当たり単価＋とう道亘長km当たり災害対策増分単価）
電線共同溝	1 設備量の算定 〔1）・(2) 略] (3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定したき線電線共同溝延長km及び配線電線共同溝延長kmの合計を当該局の電線共同溝延長kmとし、データ系サービス及び光 I P 電話に係るもの（メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタル I P 音声系電線共同溝延長kmとする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごと電線共同溝投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、電線共同溝投資額を算定する。 局ごと電線共同溝投資額 ＝メタル I P 音声系電線共同溝延長km×電線共同溝延長km当たり単価
自治体管路	1 設備量の算定 〔1）・(2) 略] (3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定したき線自治体管路延長km及び配線自治体管路延長kmの合計を当該局の自治体管路延長kmとし、データ系サービス及び光 I P 電話に係るもの（メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタル I P 音声系自治体管路延長kmとする。 〔2 略]
情報ボックス	1 設備量の算定 〔1）・(2) 略] (3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定したき線情報ボックス延長km及び配線情報ボックス延長kmの合計を当該局の情報ボックス延長kmとし、データ系サービス及び光 I P 電話に係るもの（メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタル I P 音声系情報ボックス延長kmとする。 〔2 略]
空調設備	1 R T－BOX（収容局（メタル回線収容装置架数及び F T T

	ループごと中継系とう道投資額 ＝<u>音声系</u>中継系とう道亘長km×（とう道亘長km当たり単価＋とう道亘長km当たり災害対策増分単価）
電線共同溝	1 設備量の算定 〔1）・(2) 同左] (3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定したき線電線共同溝延長km及び配線電線共同溝延長kmの合計を当該局の電線共同溝延長kmとし、データ系に係るもの（メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の<u>音声系</u>電線共同溝延長kmとする。 2 投資額の算定 〔同左〕 局ごと電線共同溝投資額 ＝<u>音声系</u>電線共同溝延長km×電線共同溝延長km当たり単価
自治体管路	1 設備量の算定 〔1）・(2) 同左] (3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定したき線自治体管路延長km及び配線自治体管路延長kmの合計を当該局の自治体管路延長kmとし、データ系に係るもの（メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の<u>音声系</u>自治体管路延長kmとする。 〔2 同左]
情報ボックス	1 設備量の算定 〔1）・(2) 同左] (3) 局ごとに、(1)及び(2)で算定したき線情報ボックス延長km及び配線情報ボックス延長kmの合計を当該局の情報ボックス延長kmとし、データ系に係るもの（メタル回線及び光回線のそれぞれの回線数比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の<u>音声系</u>情報ボックス延長kmとする。 〔2 同左]
空調設備	1 R T－BOX（収容局（<u>音声</u>収容装置架数、総合デジタル通

141 | 14

	H架数（O L T及び光信号分離装置を設置する架の数を用いる。）の合計が3以下で、かつ、共用架数が1以下のものに限る。）又は陸揚局の場合の局舎種別を用いる。以下同じ。）に設置する場合の設備量の算定 〔略〕 2 R T－B O X以外の局に設置する場合の設備量の算定 (1) 局ごと及び空調区画ごとに設置される設備の電力容量の合計に発熱量換算係数を乗じ、空調設備の1台当たりの能力で除した値（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に空調設備予備台数を加えたものを空調設備台数とする。この場合において、投資額が最低となるように空調設備の種別（空調設備（大）又は空調設備（小））を選択する。 (2) 空調区画及び空調設備の種別ごとに、(1)の空調設備台数からデータ系サービス及び光I P電話に係るもの（電力容量比により算定するものとする。）を控除し、全ての空調区画について合計したものを当該局の種別ごと金属I P音声系空調設備台数とする。 3 投資額の算定 次の算定式により局ごと空調設備投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、空調設備投資額を算定する。 局ごと空調設備投資額 $= \text{金属I P音声系空調設備（大）台数} \times \text{空調設備（大）1台当たり単価} + \text{金属I P音声系空調設備（小）台数} \times \text{空調設備（小）1台当たり単価}$	信回線収容交換機架数及び共用架数がそれぞれ1以下のものに限る。）又は陸揚局の場合の局舎種別を用いる。以下同じ。）に設置する場合の設備量の算定 〔同左〕 2 R T－B O X以外の局に設置する場合の設備量の算定 (1) 局ごと及び空調区画ごとに電力容量の合計に発熱量換算係数を乗じ、空調設備の1台当たりの能力で除した値（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に空調設備予備台数を加えたものを空調設備台数とする。この場合において、投資額が最低となるように空調設備の種別（空調設備（大）又は空調設備（小））を選択する。 (2) 空調区画及び空調設備の種別ごとに、(1)の空調設備台数からデータ系に係るもの（電力容量比により算定するものとする。）を控除し、全ての空調区画について合計したものを当該局の種別ごと音声系空調設備台数とする。 3 投資額の算定 〔同左〕 局ごと空調設備投資額 $= \text{音声系空調設備（大）台数} \times \text{空調設備（大）1台当たり単価} + \text{音声系空調設備（小）台数} \times \text{空調設備（小）1台当たり単価}$
電力設備（整流装置）	1 設備量の算定 (1) 大規模局（相互接続局、コア局及び収容局（緊急通報受付台又はオペレーション設備を設置するものに限る。）を用いる。以下同じ。）及び整流装置区画ごとに、所要電流値の合計を整流装置1系統当たり最大電流で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を整流装置系統数とする。 (2) (1)の所要電流値の合計を整流装置系統数及び整流器1ユニット当たり最大電流値で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に整流器予備ユニット数を加えたものを整流装置1系統当たり整流器ユニット数とする。 (3) (2)の整流装置1系統当たり整流器ユニット数から整流装置	1 設備量の算定 (1) 大規模局（コア局及び収容局（緊急通報設備又はオペレーション設備を設置するものに限る。）を用いる。以下同じ。）ごとに、当該局に設置される設備（整流装置を要するものに限る。）の所要電流値の合計を整流装置1系統当たり最大電流で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の整流装置系統数とする。 (2) (1)の所要電流値の合計を整流装置系統数及び整流器1ユニット当たり最大電流値で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に整流器予備ユニット数を加えたものを当該局の整流装置1系統当たりユニット数とする。 (3) (2)の整流装置1系統当たりユニット数から整流装置基本部

四十四編

	基本部収容可能整流装置数を減じ、整流装置増設架収容可能整流器数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を整流装置1系統当たり増設架数とする。 (4) (1)の整流装置系統数を整流装置基本部数とし、(2)及び(3)で算定した整流装置1系統当たり増設架数及び整流装置1系統当たり整流器ユニット数のそれぞれに整流装置系統数を乗じたものを整流装置増設架数及び整流器ユニット数とする。 (5) (4)の整流装置基本部数、整流装置増設架数及び整流器ユニット数からそれぞれデータ系サービス及び光I P電話に係るもの（電流比により算定するものとする。）を控除し、全ての整流装置区画について合計したものを当該局の金属I P音声系整流装置基本部数、金属I P音声系整流装置増設架数及び金属I P音声系整流器ユニット数とする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごと整流装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、整流装置投資額を算定する。 局ごと整流装置投資額 $= \text{金属I P音声系整流装置基本部数} \times \text{整流装置基本部単価} + \text{金属I P音声系整流装置増設架数} \times \text{整流装置増設架単価} + \text{金属I P音声系整流器ユニット数} \times \text{整流器ユニット単価}$	収容可能整流装置数を減じ、整流装置増設架収容可能整流器数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の整流装置1系統当たり増設架数とする。 (4) (1)の整流装置系統数を当該局の整流装置基本部数とする。 (2)及び(3)で算定した整流装置1系統当たり増設架数及び整流装置1系統当たりユニット数のそれぞれに整流装置系統数を乗じたものを当該局の整流装置増設架数及び整流器ユニット数とする。 (5) (4)の整流装置基本部数、整流装置増設架数及び整流器ユニット数からそれぞれデータ系に係るもの（電流比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系整流装置基本部数、音声系整流装置増設架数及び音声系整流器ユニット数とする。 2 投資額の算定 〔同左〕 局ごと整流装置投資額 $= \text{音声系整流装置基本部数} \times \text{整流装置基本部単価} + \text{音声系整流装置増設架数} \times \text{整流装置増設架単価} + \text{音声系整流器ユニット数} \times \text{整流器ユニット単価}$
電力設備（直流通換電源装置）	1 設備量の算定 〔(1) 略〕 (2) (1)の警察消防用回線所要電流値を直流通換電源装置1架当たり最大電流で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の直流通換電源装置架数とする。 2 投資額の算定 次の算定式により局ごと直流通換電源装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、直流通換電源装置投資額を算定する。 局ごと直流通換電源装置投資額 $= \text{直流通換電源装置架数} \times \text{直流通換電源装置架当たり単価}$	1 設備量の算定 〔(1) 同左〕 (2) (1)の警察消防用回線所要電流値を直流通換電源装置1架最大電流で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の音声系直流通換電源装置架数とする。 2 投資額の算定 〔同左〕 局ごと直流通換電源装置投資額 $= \text{音声系直流通換電源装置架数} \times \text{直流通換電源装置架当たり単価}$
電力設備（交流無	1 設備量の算定	1 設備量の算定

四十四編

停電電源装置)	(1) 大規模局ごとに、当該局に設置される交流100Vを要する設備の交流100V所要電力の合計を交流100V総所要電力とし、これを交流無停電電源装置（100V用最大規格）の規定容量で除したものの（1に満たない端数は、切り捨てるものとする。）を当該局の交流無停電電源装置（100V用最大規格）台数とする。また、それによって生じた交流100V総所要電力の余りから交流無停電電源装置（100V用直近上位規格）を選定し、当該交流無停電電源装置（100V用直近上位規格）の台数を1とする。 (2) 大規模局ごとに、当該局に設置される交流200Vを要する設備の交流200V所要電力の合計を交流200V総所要電力とし、これを交流無停電電源装置（200V用最大規格）の規定容量で除したものの（1に満たない端数は、切り捨てるものとする。）を当該局の交流無停電電源装置（200V用最大規格）台数とする。また、それによって生じた交流200V総所要電力の余りから交流無停電電源装置（200V用直近上位規格）を選定し、当該交流無停電電源装置（200V用直近上位規格）の台数を1とする。 (3) (1)及び(2)で算定した規格ごとの交流無停電電源装置（100V）台数及び規格ごとの交流無停電電源装置（200V）台数からそれぞれデータ系サービス及び光IP電話に係るもの（当該局の電力容量比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の規格ごと金属IP音声系交流無停電電源装置（100V）台数及び規格ごと金属IP音声系交流無停電電源装置（200V）台数とする。 <u>2. 投資額の算定</u> 次の算定式により局ごとに規格ごと交流無停電電源装置（100V）投資額及び規格ごと交流無停電電源装置（200V）投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、交流無停電電源装置投資額を算定する。 $\frac{\text{規格ごと交流無停電電源装置（100V）投資額}}{\text{＝当該規格金属IP音声系交流無停電電源装置（100V）台数} \times \text{当該規格交流無停電電源装置（100V）単価}}$ $\frac{\text{規格ごと交流無停電電源装置（200V）投資額}}{\text{＝当該規格金属IP音声系交流無停電電源装置（200V）台数} \times \text{当該規格交流無停電電源装置（200V）単価}}$	停電電源装置)	(1) 大規模局ごとに、当該局に設置される交流100Vを要する設備の交流100V所要容量の合計を交流無停電電源装置（100V用最大規格）の規定容量で除したものの（1に満たない端数は、切り捨てるものとする。）を当該局の交流無停電電源装置（100V）台数とする。また、それによって生じた交流100V所要容量の余りから選定される交流無停電電源装置（100V用直近上位規格）台数を交流無停電電源装置（100V）台数に加える。 (2) 大規模局ごとに、当該局に設置される交流200Vを要する設備の交流200V所要容量の合計を交流無停電電源装置（200V用最大規格）の規定容量で除したものの（1に満たない端数は、切り捨てるものとする。）を当該局の交流無停電電源装置（200V）台数とする。また、それによって生じた交流200V所要容量の余りから選定される交流無停電電源装置（200V用直近上位規格）台数を交流無停電電源装置（200V）台数に加える。 (3) (1)及び(2)で算定した交流無停電電源装置（100V）台数及び交流無停電電源装置（200V）台数からそれぞれデータ系に係るもの（当該局の電力容量比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系交流無停電電源装置（100V）台数及び音声系交流無停電電源装置（200V）台数とする。 <u>2. 投資額の算定</u> 次の算定式により局ごとに種別ごと交流無停電電源装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、交流無停電電源装置投資額を算定する。 $\text{種別ごと交流無停電電源装置投資額} = \text{当該種別音声系交流無停電電源装置台数} \times \text{当該種別交流無停電電源装置単価}$
---------	---	---------	---

四十四画

電力設備（蓄電池）	1 大規模局に設置する場合の設備量の算定 (1) 局ごとに、当該局に設置される整流装置の所要電流値の合計に大規模局整流装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを当該局の整流装置用蓄電池容量とし、これを整流装置用蓄電池（最大規格）の規定容量で除したものの（1に満たない端数は、切り捨てるものとする。）を当該局の整流装置用蓄電池（最大規格）組数とする。また、それによって生じた整流装置用蓄電池容量の余りから整流装置用蓄電池（直近上位規格）を選定し、当該整流装置用蓄電池（直近上位規格）の組数を1とする。 (2) 局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置（100V）の所要電流値の合計に大規模局整流装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを当該局の交流無停電電源装置（100V）用蓄電池容量とし、これを交流無停電電源装置（100V）用蓄電池（最大規格）の規定容量で除したものの（1に満たない端数は、切り捨てるものとする。）を当該局の交流無停電電源装置（100V）用蓄電池（最大規格）組数とする。また、それによって生じた交流無停電電源装置（100V）用蓄電池容量の余りから交流無停電電源装置（100V）用蓄電池（直近上位規格）を選定し、当該局の交流無停電電源装置（100V）用蓄電池（直近上位規格）の組数を1とする。 (3) 局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置（200V）の所要電流値の合計に大規模局整流装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを当該局の交流無停電電源装置（200V）用蓄電池容量とし、これを交流無停電電源装置（200V）用蓄電池（最大規格）の規定容量で除したものの（1に満たない端数は、切り捨てるものとする。）を当該局の交流無停電電源装置（200V）用蓄電池（最大規格）組数とする。また、それによって生じた交流無停電電源装置（200V）用蓄電池容量の余りから交流無停電電源装置（200V）用蓄電池（直近上位規格）を選定し、当該局の交流無停電電源装置（200V）用蓄電池（直近上位規格）の組数を1とする。 (4) (1)から(3)までで算定した規格ごとの整流装置用蓄電池組数、交流無停電電源装置（100V）用蓄電池組数及び交流無停電電源装置（200V）用蓄電池組数からそれぞれデータ系サービス及び光IP電話に係るもの（当該局の電力容量比によ	電力設備（蓄電池）	1 大規模局に設置する場合の設備量の算定 (1) 局ごとに、当該局に設置される整流装置の所要電流値の合計に大規模局整流装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを当該局の整流装置用蓄電池容量とする。 (2) 局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置（100V）の所要電流値の合計に大規模局交流無停電電源装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを当該局の交流無停電電源装置（100V）用蓄電池容量とする。また、当該局に設置される交流無停電電源装置（200V）の所要電流値の合計に大規模局交流無停電電源装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを当該局の交流無停電電源装置（200V）用蓄電池容量とする。 (3) 種別ごとに、(1)及び(2)で算定した蓄電池容量を蓄電池（種別ごと最大規格）の規定容量で除したものの（1に満たない端数は、切り捨てるものとする。）を当該局の種別ごと蓄電池（最大規格）組数とする。また、それによって生じた蓄電池容量の余りから選定される蓄電池（種別ごと直近上位規格）組数を種別ごと蓄電池組数に加える。 (4) 種別ごとに、(3)の蓄電池組数からデータ系に係るもの（当該局の電力容量比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の種別ごと音声系蓄電池組数とする。
-----------	--	-----------	--

四十六画

	り算定するものとする。)を控除したものを当該局の規格ごととメタル I P 音声系整流装置用蓄電池組数、規格ごととメタル I P 音声系交流無停電電源装置 (100V) 用蓄電池組数及び規格ごととメタル I P 音声系交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池組数とする。 2 小規模局 (大規模局以外の局をいう。以下同じ。) に設置する場合の設備量の算定 (1) 局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置の所要電流値の合計に小規模局用電源装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを当該局の小規模局用電源装置用蓄電池容量とし、これを小規模局用電源装置用蓄電池 (最大規格) の規定容量で除したものの (1 に満たない端数は、切り捨てるものとする。) を当該局の小規模局用電源装置用蓄電池 (最大規格) 組数とする。また、それによって生じた小規模局用電源装置用蓄電池容量の余りから小規模局用電源装置用蓄電池 (直近上位規格) を選定し、当該小規模局用電源装置用蓄電池 (直近上位規格) の組数を 1 とする。 [削る] <u>②</u> (1) で算定した規格ごとの小規模局用電源装置用蓄電池組数からデータ系サービス及び光 I P 電話に係るもの (当該局の電流比により算定するものとする。) を控除したものを当該局の規格ごととメタル I P 音声系小規模局用電源装置用蓄電池組数とする。 <u>3 投資額の算定</u> 次の算定式により局ごとに規格ごとと整流装置用蓄電池投資額、規格ごとと交流無停電電源装置 (100V) 用蓄電池投資額、規格ごとと交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池投資額及び規格ごとと小規模局用電源装置用蓄電池投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、蓄電池投資額を算定する。 規格ごとと整流装置用蓄電池投資額 = 当該規格メタル I P 音声系整流装置用蓄電池組数 × 当該規格整流装置用蓄電池単価	
	2 小規模局 (大規模局以外の局をいう。以下同じ。) に設置する場合の設備量の算定 (1) 局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置用蓄電池の所要電流値の合計に小規模局用電源装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを当該局の小規模局用電源装置用蓄電池容量とする。 <u>②</u> (1) の小規模局用電源装置用蓄電池容量を整流装置用蓄電池 (最大規格) の規定容量で除したものの (1 に満たない端数は、切り捨てるものとする。) を当該局の小規模局用電源装置用蓄電池 (最大規格) 組数とする。また、それによって生じた蓄電池容量の余りから選定される蓄電池 (整流装置用直近上位規格) 組数を蓄電池組数に加える。 <u>③</u> <u>②</u> の蓄電池組数からデータ系に係るもの (当該局の電流比により算定するものとする。) を控除したものを当該局の音声系小規模局用電源装置用蓄電池組数とする。 <u>3 投資額の算定</u> 次の算定式により局ごとに種別ごとと蓄電池投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、蓄電池投資額を算定する。 種別ごとと蓄電池投資額 = 当該種別音声系蓄電池組数 × 当該種別蓄電池単価	

四十一頁

	規格ごとと交流無停電電源装置 (100V) 用蓄電池投資額 = 当該規格メタル I P 音声系交流無停電電源装置 (100V) 用蓄電池組数 × 当該規格交流無停電電源装置 (100V) 用蓄電池単価 規格ごとと交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池投資額 = 当該規格メタル I P 音声系交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池組数 × 当該規格交流無停電電源装置 (200V) 用蓄電池単価 規格ごとと小規模局用電源装置用蓄電池投資額 = 当該規格メタル I P 音声系小規模局用電源装置用蓄電池組数 × 当該規格小規模局用電源装置用蓄電池単価	
電力設備 (受電装置)	1 設備量の算定 (1) 大規模局ごとに、当該局に設置される整流装置を要する設備の所要電流値の合計に整流装置電圧を乗じ、整流装置総合効率で除したものを整流装置受電容量とする。 (2) 大規模局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置 (100V) を要する設備の所要電力容量及び交流無停電電源装置 (200V) を要する設備の所要電力容量の合計を交流無停電電源装置総合効率で除したものを交流無停電電源装置電力容量とする。 (3) 大規模局ごとに、当該局の種別ごとと空調設備台数に当該種別ごとの空調設備 1 台当たり電力容量を乗じたものを全ての種別について合計したものを空調設備電力容量とする。 [削る] <u>④</u> (1) から <u>③</u> までにより求めた電力容量の合計を当該局の受電装置所要容量とし、これを受電装置 (最大規格) の規定容量で除したものの (1 に満たない端数は、切り捨てるものとする。) を当該局の受電装置 (最大規格) 台数とする。また、それによって生じた受電装置所要容量の余りから受電装置 (直近上位規格) を選定し、当該受電装置 (直近上位規格) の台数を 1 とする。 <u>⑤</u> (1) から <u>④</u> までにおいて、メタル I P 電話相当分の所要電力容量により算定した受電装置所要容量を当該局のメタル I P 音声系受電装置所要容量とする。 2 投資額の算定	電力設備 (受電装置) 1 設備量の算定 (1) 大規模局ごとに、当該局に設置される整流装置の所要電流値の合計に整流装置電圧を乗じ、整流装置総合効率で除したものを整流装置受電容量とする。 (2) 大規模局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置 (100V) の所要容量及び交流無停電電源装置 (200V) の所要容量の合計を交流無停電電源装置総合効率で除したものを交流無停電電源装置容量とする。 (3) 大規模局ごとに、当該局に設置される空調設備の種別ごとと電力容量の合計を空調設備電力容量とする。 <u>④</u> 大規模局ごとに、当該局の建物付帯設備面積に単位面積当たり建物付帯設備受電容量を乗じたものを建物付帯設備受電容量とする。 <u>⑤</u> (1) から <u>④</u> までにより求めた電力容量の合計を当該局の受電装置所要容量とし、これを受電装置 (最大規格) の規定容量で除したものの (1 に満たない端数は、切り捨てるものとする。) を当該局の受電装置 (最大規格) 台数とする。また、それによって生じた受電装置所要容量の余りから選定される受電装置 (直近上位規格) 台数を受電装置台数に加える。 <u>⑥</u> (1) から <u>⑤</u> までにおいて、音声相当分の所要容量により算定した受電装置所要容量を当該局の音声系受電装置所要容量とする。 2 投資額の算定

四十八頁

	次の算定式により局ごと受電装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、受電装置投資額を算定する。 局ごと受電装置投資額 $= \text{メタル I P 音声系受電装置所要容量} \times \text{受電装置単位容量当たり単価}$		[同左] 局ごと受電装置投資額 $= \text{音声系受電装置所要容量} \times \text{受電装置単位容量当たり単価}$	
電力設備（発電装置）	1 設備量の算定 (1) 大規模局ごとに、当該局に設置される整流装置の<u>整流器ユニット数の合計に整流器 1 ユニット当たり最大電流及び整流装置電圧を乗じ、整流装置総合効率で除したものを整流装置発電容量とする。</u> (2) 大規模局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置（100V）を要する設備の<u>所要電力容量及び交流無停電電源装置（200V）を要する設備の所要電力容量の合計を交流無停電電源装置総合効率で除したものを交流無停電電源装置電力容量とする。</u> (3) 大規模局ごとに、当該局の<u>種別ごと空調設備台数に当該種別ごとの空調設備 1 台当たり電力容量を乗じたものを全ての種別について合計したものを空調設備電力容量とする。</u> [削る] <u>(4) (1)から(3)までにより求めた電力容量の合計を当該局の発電装置所要容量とし、これを発電装置（最大規格）の規定容量で除したものの（1に満たない端数は、切り捨てるものとする。）を当該局の発電装置（最大規格）台数とする。また、それによって生じた発電装置所要容量の余りから<u>発電装置（直近上位規格）台数を選定し、当該発電装置（直近上位規格）の台数を 1 とする。</u></u> <u>(5) (1)から(4)までにおいて、メタル I P 電話相当分のユニット数及び所要電力容量により算定した発電装置所要容量を当該局のメタル I P 音声系発電装置所要容量とする。</u> 2 投資額の算定 次の算定式により局ごと発電装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、発電装置投資額を算定する。 局ごと発電装置投資額 $= \text{メタル I P 音声系発電装置所要容量} \times (\text{発電装置単位容量当たり単価} + \text{発電装置単位容量当たり停電対策増分})$	電力設備（発電装置）	1 設備量の算定 (1) 大規模局ごとに、当該局に設置される整流装置の<u>ユニット数の合計に整流器 1 ユニット当たり最大電流及び整流装置電圧を乗じ、整流装置総合効率で除したものを整流装置発電容量とする。</u> (2) 大規模局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置（100V）の<u>所要容量及び交流無停電電源装置（200V）の所要容量の合計を交流無停電電源装置総合効率で除したものを交流無停電電源装置容量とする。</u> (3) 大規模局ごとに、当該局に設置される<u>空調設備の種別ごと電力容量の合計を空調設備電力容量とする。</u> <u>(4) 大規模局ごとに、当該局の建物付帯設備面積に単位面積当たり建物付帯設備発電容量を乗じたものを建物付帯設備発電容量とする。</u> <u>(5) (1)から(4)までにより求めた電力容量の合計を当該局の発電装置所要容量とし、これを発電装置（最大規格）の規定容量で除したものの（1に満たない端数は、切り捨てるものとする。）を当該局の発電装置（最大規格）台数とする。また、それによって生じた発電装置所要容量の余りから<u>選定される発電装置（直近上位規格）台数を発電装置台数に加える。</u></u> <u>(6) (1)から(5)までにおいて、音声相当分のユニット数及び所要容量により算定した発電装置所要容量を当該局の音声系発電装置所要容量とする。</u> 2 投資額の算定 [同左] 局ごと発電装置投資額 $= \text{音声系発電装置所要容量} \times (\text{発電装置単位容量当たり単価} + \text{発電装置単位容量当たり停電対策増分})$	

四十九画

	分単価)			
電力設備（小規模局用電源装置）	1 R T—B O X 以外の小規模局に設置する場合の設備量の算定 局ごとに、当該局に設置される設備の所要電流値の合計を小規模局用電源装置（<u>R T—B O X 以外の小規模局用</u>）の 1 台当たり最大電流で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の小規模局用電源装置（<u>R T—B O X 以外の小規模局用</u>）台数とし、<u>データ系サービス及び光 I P 電話に係るもの（電流比により算定するものとする。）を控除したもの</u>を当該局のメタル I P 音声系小規模局用電源装置（<u>R T—B O X 以外の小規模局用</u>）台数とする。 <u>2 R T—B O X に設置する場合の設備量の算定</u> <u>(1) 局ごとに、当該局に設置される設備の所要電流値の合計を小規模局用電源装置（R T—B O X 用最大規格）1 台当たり最大電流で除したものの（1に満たない端数は、切り捨てるものとする。）を当該局の小規模局用電源装置（R T—B O X 用最大規格）台数とする。また、それによって生じた所要電流値の余りから小規模局用電源装置（R T—B O X 用直近上位規格）を選定し、当該小規模局用電源装置（R T—B O X 用直近上位規格）の台数を 1 台とする。</u> <u>(2) (1)で算定した規格ごとの小規模局用電源装置（R T—B O X 用）台数からデータ系サービス及び光 I P 電話に係るもの（電流比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の規格ごとメタル I P 音声系小規模局用電源装置（R T—B O X 用）台数とする。</u> <u>3 投資額の算定</u> 次の算定式により局ごとに小規模局用電源装置（<u>R T—B O X 以外の小規模局用</u>）投資額及び規格ごと小規模局用電源装置（<u>R T—B O X 用</u>）投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、小規模局用電源装置投資額を算定する。 小規模局用電源装置（<u>R T—B O X 以外の小規模局用</u>）投資額 $= \text{メタル I P 音声系小規模局用電源装置（R T—B O X 以外の小規模局用）台数} \times \text{小規模局用電源装置（R T—B O X 以外の小規模局用）単価}$ 規格ごと小規模局用電源装置（<u>R T—B O X 用</u>）投資額 $= \text{当該規格メタル I P 音声系小規模局用電源装置（R T—B O X 用）台数} \times \text{規格ごと小規模局用電源装置（R T—B O X 用）単価}$	電力設備（小規模局用電源装置）	1 R T—B O X 以外の小規模局に設置する場合の設備量の算定 局ごとに、当該局に設置される設備の所要電流値の合計を小規模局用電源装置の 1 台当たり最大電流で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の小規模局用電源装置台数とし、<u>データ系に係るもの（電流比により算定するものとする。）を控除したもの</u>を当該局の音声系小規模局用電源装置台数とする。 <u>2 R T—B O X に設置する場合の設備量の算定</u> 局ごとに、当該局に設置される設備の所要電流値の合計を小規模局用電源装置（<u>R T—B O X 用最大規格</u>）の 1 台当たり最大電流で除したものの（1に満たない端数は、切り捨てるものとする。）を当該局の小規模局用電源装置台数とする。また、それによって生じた所要電流値の余りから選定される小規模局用電源装置（<u>R T—B O X 用直近上位規格</u>）台数を小規模局用電源装置台数に加え、データ系に係るもの（電流比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系小規模局用電源装置台数とする。 <u>3 投資額の算定</u> 次の算定式により局ごとに種別ごと小規模局用電源装置投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、小規模局用電源装置投資額を算定する。 種別ごと小規模局用電源装置投資額 $= \text{当該種別音声系小規模局用電源装置台数} \times \text{当該種別小規模局用電源装置単価}$	

六十画

	<u>一B O X用）台数×当該規格小規模局用電源装置（R T一B O X用）単価</u>
電力設備（可搬型発動発電機）	1 設備量の算定 (1) 所要電流値ごとに、可搬型発動発電機設置台数に可搬型発動発電機規定容量を乗じ、全ての所要電流値について合計したものを可搬型発動発電機所要容量とする。 (2) <u>可搬型発動発電機所要容量を小規模局ごとの総電流比により配賦したものを当該局の可搬型発動発電機所要容量とし、データ系サービス及び光 I P 電話に係るもの（当該局の電力容量比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタル I P 音声系可搬型発動発電機所要容量とする。</u> 2 投資額の算定 次の算定式により局ごとに可搬型発動発電機投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、可搬型発動発電機投資額を算定する。 可搬型発動発電機投資額 ＝メタル I P 音声系可搬型発動発電機所要容量×可搬型発動発電機単位容量当たり単価
機械室建物	1 R T一B O X 以外の局の機械室建物の設備量の算定 (1) 局ごとに、次のアからエまでにより求めた面積の合計を当該局のネットワーク設備面積とする。 <u>ア メタル回線収容装置の架数に当該設備の架当たり面積を乗じたもの</u> <u>イ C Sの架数及びC S用DBの架数に、それぞれ当該設備の架当たり面積を乗じたものを合計したもの</u> <u>ウ 無線伝送装置の変復調回線切替装置の架数及び無線受信装置の架数に、それぞれ当該装置の架当たり面積を乗じたものを合計したもの</u>

電力設備（可搬型発動発電機）	1 設備量の算定 (1) 所要電流値ごとに、可搬型発動発電機設置台数に可搬型発動発電機規定容量を乗じ、全ての所要電流値について合計したものを可搬型発動発電機容量とする。 (2) <u>小規模局ごとに、可搬型発動発電機容量を総電流の割合に応じて割り当てたものを当該局の可搬型発動発電機容量とし、データ系に係るもの（当該局の電力容量比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系可搬型発動発電機容量とする。</u> 2 投資額の算定 〔同左〕 可搬型発動発電機投資額 ＝音声系可搬型発動発電機所要容量×可搬型発動発電機単位容量当たり単価
機械室建物	1 R T一B O X 以外の局の機械室建物の設備量の算定 (1) 局ごとに、次のアからエまでにより求めた面積の合計を当該局のネットワーク設備面積とする。 <u>ア 専用架搭載設備（音声収容装置、総合デジタル通信回線収容交換機、総合デジタル通信回線収容交換機用DB、C S、MGW、X C M、無線伝送装置、衛星通信設備、消防警察トランク、警察消防回線集約装置及び信号用中継交換機）ごとに当該設備の架数に架当たり面積を乗じたものを全ての設備について合計したもの</u> <u>イ 単独設置設備（主配線盤、光ケーブル成端架、海底中間中継伝送装置及びオペレーション設備）ごとに当該設備のユニット数に1ユニット当たり面積を乗じたものを全ての設備について合計したもの</u> 〔新設〕

次ページ

<u>エ 衛星通信設備のT D M A装置の架数、衛星送受信装置の架数及び衛星回線制御装置の架数に、それぞれ当該装置の架当たり面積を乗じたものを合計したもの</u>
<u>オ 消防警察トランクの架数に当該設備の架当たり面積を乗じたもの</u>
<u>カ 警察消防回線集約装置の架数に当該設備の架当たり面積を乗じたもの</u>
<u>キ S B Cの架数、E N U Mサーバの架数、D N Sサーバの架数及び相互接続局共通設備の架数の合計に相互接続局設備共用架当たり面積を乗じたもの</u>
<u>ク 主配線盤収容端子数を10,000で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に1万端子当たり必要主配線盤長を乗じたものに、作業スペース込みの主配線盤幅を乗じたもの</u>
<u>ケ 種別ごとに、光ケーブル成端架収容心線数を光ケーブル成端架単位面積当たり最大収容端子数で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に光ケーブル成端架単位面積を乗じたものを、全ての種別について合計したもの</u>
<u>コ 海底中間中継伝送装置用給電装置数に海底中間中継伝送装置給電装置の装置当たり面積を乗じたもの</u>
<u>サ オペレーション設備の所要面積</u>
<u>シ 共用架搭載設備（メタル回線収容装置用L 2 S W、音声収容ルータ、共用収容ルータ、共用コアルータ、コア局用L 2 S W、P T N、C W D M、中間中継伝送装置、インタフェース変換装置、関門系ルータ及び相互接続局用L 2 S W）ごとに当該設備のユニット数をそれぞれの共用架当たり最大搭載ユニット数で除し、全ての設備について合計したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の共用架数とし、これに共用架当たり所要面積を乗じたもの</u>
<u>ス メタル回線収容装置、光信号分離装置、O L T、C S、海底中間中継伝送装置、無線伝送装置、衛星通信設備、消</u>

〔新設〕
〔新設〕
〔新設〕
〔新設〕
〔新設〕
〔新設〕
〔新設〕
〔新設〕
<u>ウ 共用架搭載設備（音声収容装置用L 2 S W、音声収容ルータ、共用収容ルータ、共用コアルータ、コア局用L 2 S W、P T N、C W D M、中間中継伝送装置、S G W、M G C及びインタフェース変換装置）ごとに、当該設備のユニット数を共用架当たり最大搭載ユニット数で除し、全ての設備について合計したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の共用架数とし、これに共用架当たり所要面積を乗じたもの</u>
<u>エ 音声収容装置、総合デジタル通信回線収容交換機、総合デジタル通信回線収容交換機用DB、C S、MGW、X C</u>

次ページ

	防警察トランク及び警察消防回線集約装置の各設備並びに相互接続局設備共用架及び共用架の更改のための面積のうち最大のもの (2) 局ごとに、次のアからクまでにより求めた面積の合計を当該局の電力設備面積とする。 〔ア・イ 略〕 ウ 交流無停電電源装置種別及び規格ごとに、交流無停電電源装置台数に交流無停電電源装置所要面積を乗じたものの合計 エ 蓄電池種別及び規格ごとに、蓄電池組数に蓄電池所要面積を乗じたものの合計 オ 受電装置規格ごとに、受電装置台数に受電装置所要面積を乗じたものの合計 カ 発電装置規格ごとに、発電装置台数に発電装置所要面積を乗じたものの合計 キ 小規模局用電源装置種別及び規格ごとに、小規模局用電源装置台数に小規模局用電源装置所要面積を乗じたものの合計 ク 整流装置、交流無停電電源装置、蓄電池、受電装置及び小規模局用電源装置の各設備の更改のための面積の合計 〔(3) 略〕 (4) 局ごとに、<u>〔1〕</u>で算定した面積を当該局のケーブル室面積とする。 〔(5) 略〕 (6) 〔1〕から〔5〕までにより求めたネットワーク設備面積、電力設備面積、空調設備面積、ケーブル室面積及び建物付帯設備面積の合計を当該局の機械室建物面積とする。 <u>〔7〕 〔1〕から〔6〕までにおいて、メタルＩＰ電話相当分の面積により算定した機械室建物面積を当該局のメタルＩＰ音声系機械室建物面積とする。</u> 2 <u>ＲＴＢＯＸの機械室建物の設備量の算定</u> RＴＢＯＸ数を１とし、<u>データ系サービス及び光ＩＰ電話に係るもの（機械室建物の所要面積比により算定するものとする。）</u>を控除したものを当該局の<u>メタルＩＰ音声系</u>ＲＴＢＯＸ数とする。 3 投資額の算定
--	--

	<u>Ｍ、海底中間中継伝送装置、無線伝送装置、衛星通信設備、消防警察トランク、警察消防回線集約装置、信号用中継交換機及び共用架の各設備の更改面積のうち最大のもの</u> (2) 〔同左〕 〔ア・イ 同左〕 ウ 交流無停電電源装置種別ごとに、交流無停電電源装置台数に交流無停電電源装置所要面積を乗じたものの合計 エ 蓄電池種別ごとに、蓄電池組数に蓄電池所要面積を乗じたものの合計 オ 受電装置種別ごとに、受電装置台数に受電装置所要面積を乗じたものの合計 カ 発電装置種別ごとに、発電装置台数に発電装置所要面積を乗じたものの合計 キ 小規模局用電源装置種別ごとに、小規模局用電源装置台数に小規模局用電源装置所要面積を乗じたものの合計 ク 整流装置、交流無停電電源装置、蓄電池、受電装置及び小規模局用電源装置の各設備の更改面積の合計 〔(3) 同左〕 (4) 局ごとに、<u>〔1〕の面積のうち主配線盤の所要面積</u>を当該局のケーブル室面積とする。 〔(5) 同左〕 (6) 〔1〕から〔5〕までにより求めたネットワーク設備面積、電力設備面積、空調設備面積、ケーブル室面積及び建物付帯設備面積の合計を当該局の機械室建物面積とし、<u>データ系に係るものを控除したものを当該局の音声系機械室建物面積とする。</u> 〔新設〕 2 <u>ＲＴＢＯＸの機械室建物の設備量の算定</u> RＴＢＯＸ数を１とし、<u>データ系に係るもの（機械室建物面積比により算定するものとする。）</u>を控除したものを当該局の<u>音声系</u>ＲＴＢＯＸ数とする。 3 投資額の算定
--	---

十川

	次の算定式により局ごと機械室建物投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、機械室建物投資額を算定する。 (1) 局舎種別が複数階局の場合 局ごと機械室建物投資額 ＝メタルＩＰ音声系機械室建物面積×（<u>複数階局機械室建物建設単価＋複数階局機械室建物災害対策増分単価</u>） (2) 局舎種別が無線単独局又は衛星通信単独局の場合 局ごと機械室建物投資額 ＝メタルＩＰ音声系機械室建物面積×<u>局舎種別ごと機械室建物建設単価</u> (3) 局舎種別が平屋局であって〔2〕以外の場合 局ごと機械室建物投資額 ＝メタルＩＰ音声系機械室建物面積×（<u>平屋局機械室建物建設単価＋平屋局機械室建物災害対策増分単価</u>） (4) 局舎種別がＲＴＢＯＸの場合 局ごと機械室建物投資額 ＝メタルＩＰ音声系ＲＴＢＯＸ数×<u>ＲＴＢＯＸ単価</u> 機械室土地 1 <u>局舎種別の選定基準</u> <u>〔1〕 大規模局、無線併設局及び衛星通信併設局の局舎種別は複数階局とし、無線単独局及び衛星通信単独局の局舎種別は平屋局とする。</u> <u>〔2〕 その他の局（ＲＴＢＯＸを除く。）の局舎種別は、複数階局及び平屋局の場合についてそれぞれ算定した機械室建物及び機械室土地の資本コスト（減価償却費、利益対応税及び固定資産税の合計をいう。）及び保守コスト（施設保全費及び撤去費用の合計をいう。）の合計を比較し、より安価なものを選択する。</u> 〔削る〕 〔削る〕
--	--

	〔同左〕 (1) 局舎種別が複数階局の場合 局ごと機械室建物投資額 ＝<u>音声系機械室建物面積×（機械室建物建設単価＋機械室建物災害対策増分単価）</u> (2) 局舎種別が平屋局であって離島単独局の場合 局ごと機械室建物投資額 ＝<u>音声系機械室建物面積×機械室建物建設単価</u> (3) 局舎種別が平屋局であって〔2〕以外の場合 局ごと機械室建物投資額 ＝<u>音声系機械室建物面積×（機械室建物建設単価＋機械室建物災害対策増分単価）</u> (4) 局舎種別がＲＴＢＯＸの場合 局ごと機械室建物投資額 ＝<u>音声系ＲＴＢＯＸ数×ＲＴＢＯＸ単価</u> 機械室土地 1 <u>ＲＴＢＯＸ以外の局の機械室土地の設備量の算定</u> <u>〔1〕 大規模局の局舎種別は、複数階局とする。大規模局以外の収容局の局舎種別は、無線併設局及び衛星通信併設局の場合は複数階局、離島単独局の場合は平屋局とし、その他の場合は建物及び土地に係る年間コストを比較し、複数階局と平屋局のうちより低い方を選択する。</u> <u>〔2〕 局舎種別が複数階局の場合は、局ごとに、機械室建物面積を当該局の容積率で除したものを当該局の機械室土地面積とする。ただし、当該局の容積率の指定がない場合には、機械室建物面積を複数階局容積率で除したものを当該局の機械室土地面積とする。</u> <u>〔3〕 局舎種別が平屋局の場合は、局ごとに、機械室建物面積を平屋局容積率で除したものを、駐車スペース等土地面積及び地上鉄塔土地面積（無線伝送装置を設置する場合に限る。）の合計を当該局の機械室土地面積とする。</u> <u>〔4〕 〔2〕及び〔3〕で算定した機械室土地面積から駐車スペース面積のうちデータ系に係るもの（回線数比により算定するものとする。）及び駐車スペース以外の土地面積のうちデータ系に</u>
--	---

十四

	2 複数階局の機械室土地の設備量の算定 (1) 局ごとに、機械室建物面積を当該局の容積率で除したものを、当該局の機械室土地面積とする。ただし、当該局の容積率の指定がない場合には、機械室建物面積を複数階局容積率で除したものを当該局の機械室土地面積とする。 (2) (1)の機械室土地面積から、データ系サービス及び光 I P 電話に係るもの（機械室建物の所要面積比により算定するものとする。）を控除したものを、当該局のメタル I P 音声系機械室土地面積とする。 3 平屋局の機械室土地の設備量の算定 (1) 局ごとに、機械室建物面積を平屋局容積率で除したものを、駐車スペース等土地面積及び地上鉄塔土地面積（無線伝送装置を設置する場合に限る。）の合計を当該局の機械室土地面積とする。 (2) (1)の機械室土地面積から、駐車スペース面積のうちデータ系サービス及び光 I P 電話に係るもの（回線数比により算定するものとする。）及び駐車スペース以外の土地面積のうちデータ系サービス及び光 I P 電話に係るもの（機械室建物の所要面積比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタル I P 音声系機械室土地面積とする。 4 R T－B O X の機械室土地の設備量の算定 局ごとに、R T－B O X 土地面積を当該局の機械室土地面積とし、駐車スペース面積のうちデータ系サービス及び光 I P 電話に係るもの（回線数比により算定するものとする。）及び駐車スペース以外の土地面積のうちデータ系サービス及び光 I P 電話に係るもの（機械室建物の所要面積比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタル I P 音声系機械室土地面積とする。 5 投資額の算定 次の算定式により局ごと機械室土地投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、機械室土地投資額を算定する。この場合使用する土地単価時点補正係数は、当該局が属する都道府県の値とする。 局ごと機械室土地投資額 ＝メタル I P 音声系機械室土地面積×（固定資産評価額
--	---

	係るもの（機械室建物面積比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系機械室土地面積とする。 〔新設〕 〔新設〕 2 R T－B O X の機械室土地の設備量の算定 局ごとに、R T－B O X 土地面積を当該局の機械室土地面積とし、駐車スペース面積のうちデータ系に係るもの（回線数比により算定するものとする。）及び駐車スペース以外の土地面積のうちデータ系に係るもの（機械室建物面積比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系機械室土地面積とする。 3 投資額の算定 〔同左〕 局ごと機械室土地投資額 ＝音声系機械室土地面積×（固定資産評価額÷土地単価
--	---

十十四四

	÷土地単価時価補正係数）×土地単価時点補正係数
〔略〕	
監視設備（収容局設備）	監視設備（収容局設備）投資額 ＝（音声収容ルータ投資額＋共用収容ルータ投資額＋メタル回線収容装置投資額＋メタル回線収容装置用 L 2 S W 投資額 ＋消防警察トランク投資額＋警察消防用回線集約装置投資額） ×監視設備（収容局設備）対投資額比率
監視設備（コア局設備）	監視設備（コア局設備）投資額 ＝（共用コアルータ投資額＋コア局用 L 2 S W 投資額＋C S 投資額） ×監視設備（コア局設備）対投資額比率
〔略〕	

附則別表第 3（附則第 3 条関係）

第 1 固定資産明細表

	〔略〕	メタル回線収容装置	〔略〕	メタル回線収容装置用 L 2 S W	〔略〕	コア局用 L 2 S W	〔略〕	中間中継伝送装置	C S	開門系ルータ	相互接続局用 L 2 S W	S B C	E N U M サイバ	D N S サイバ	〔略〕	アナログ・デジタル回線共通部	〔略〕
価額	定資産	正味固	定額法														

	時価補正係数）×土地単価時点補正係数
〔同左〕	
監視設備（収容局設備）	監視設備（収容局設備）投資額 ＝（音声収容ルータ投資額＋共用収容ルータ投資額＋音声収容装置投資額 ＋音声収容装置用 L 2 S W 投資額＋総合デジタル通信回線収容交換機投資額 ＋消防警察トランク投資額＋警察消防用回線集約装置投資額） ×監視設備（収容局設備）対投資額比率
監視設備（コア局設備）	監視設備（コア局設備）投資額 ＝（共用コアルータ投資額＋コア局用 L 2 S W 投資額＋C S 投資額 ＋M G W 投資額＋M G C 投資額＋X C M 投資額＋S G W 投資額） ×監視設備（コア局設備）対投資額比率
〔同左〕	

附則別表第 3（附則第 3 条関係）

第 1 固定資産明細表

	〔同左〕	音声収容装置	C S	総合デジタル通信回線収容交換機	総合デジタル通信回線収容交換機用 D B	〔同左〕	コア局用 L 2 S W	M G W	M G C	〔同左〕	中間中継伝送装置	〔同左〕	アナログ・デジタル回線共通部	S G W	信号用中継交換機	〔同左〕
価額	定資産	正味固	定額法													

十十六四

第 2 固定資產歸屬明細表第 2 固定資產歸屬明細表第2 固定資產歸屬明細表第2 固定資產歸屬明細表| 又々此同續収容 | | || 収容止一々に係 | |

伝送路数×専用線料金単価		
〔略〕		
第2 共通費等の配賦基準		
区 分	帰 属 対 象 設 備	配賦基準
〔略〕		
空調設備	音声収容ルータ、共用収容ルータ、 <u>メタル回線収容装置、メタル回線収容装置用L2SW、消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、コア局用L2SW、CS、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置、衛星通信設備、開門系ルータ、相互接続局用L2SW、SBC、ENUMサーバ、DNSサーバ及びオペレーション設備</u>	〔略〕
電力設備	整流装置 音声収容ルータ、共用収容ルータ、 <u>メタル回線収容装置、メタル回線収容装置用L2SW、消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、CS、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置、衛星通信設備、開門系ルータ、相互接続局用L2SW、SBC、ENUMサーバ及びDNSサーバ</u>	
	蓄電池 音声収容ルータ、共用収容ルータ、 <u>メタル回線収容装置、メタル回線収容装置用L2SW、消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、コア局用L2SW、CS、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置、衛星通信設備、開門系ルータ、相互接続局用L2SW、SBC、ENUMサーバ、DNSサーバ及びオペレーション設備</u>	
	交流無停電源装置 音声収容ルータ、 <u>警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、コア局用L2SW、CS、伝送装置、中間中継伝送装置、開門系ルータ、SBC、ENUMサーバ、DNSサーバ及びオペレーション設備</u>	

伝送路数×専用線料金単価 (2) 信号用中継交換機に係るもの 信号用中継交換機伝送路数×信号用中継交換機専用線料金単価		
〔同左〕		
第2 共通費等の配賦基準		
区 分	帰 属 対 象 設 備	配賦基準
〔同左〕		
空調設備	音声収容ルータ、共用収容ルータ、 <u>音声収容装置、音声収容装置用L2SW、総合デジタル通信回線収容交換機、総合デジタル通信回線収容交換機用DB、消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、コア局用L2SW、CS、MGW、XCM、MGC、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置、衛星通信設備、信号用中継交換機、SGW及びオペレーション設備</u>	〔同左〕
電力設備	整流装置 音声収容ルータ、共用収容ルータ、 <u>音声収容装置、音声収容装置用L2SW、総合デジタル通信回線収容交換機、総合デジタル通信回線収容交換機用DB、消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、CS、MGW、XCM、MGC、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置、衛星通信設備、信号用中継交換機及びSGW</u>	
	蓄電池 音声収容ルータ、共用収容ルータ、 <u>音声収容装置、音声収容装置用L2SW、総合デジタル通信回線収容交換機、総合デジタル通信回線収容交換機用DB、消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、コア局用L2SW、CS、MGW、XCM、MGC、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置、衛星通信設備、信号用中継交換機、SGW及びオペレーション設備</u>	
	交流無停電源装置 音声収容装置用L2SW、 <u>警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、コア局用L2SW、CS、MGW、XCM、MGC、伝送装置、中間中継伝送装置、信号用中継交換機、SGW及びオペレーション設備</u>	

44111

受電装置	音声収容ルータ、共用収容ルータ、 <u>メタル回線収容装置、メタル回線収容装置用L2SW、消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、コア局用L2SW、CS、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置、衛星通信設備、開門系ルータ、相互接続局用L2SW、SBC、ENUMサーバ、DNSサーバ及びオペレーション設備</u>	〔略〕
発電装置	音声収容ルータ、共用収容ルータ、 <u>メタル回線収容装置、メタル回線収容装置用L2SW、消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、コア局用L2SW、CS、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置、衛星通信設備、開門系ルータ、相互接続局用L2SW、SBC、ENUMサーバ、DNSサーバ及びオペレーション設備</u>	
小規模局用電源装置	音声収容ルータ、共用収容ルータ、 <u>メタル回線収容装置、メタル回線収容装置用L2SW、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置及び衛星通信設備</u>	
小規模局用蓄電池	音声収容ルータ、共用収容ルータ、 <u>メタル回線収容装置、メタル回線収容装置用L2SW、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置及び衛星通信設備</u>	
可搬型発動発電機	音声収容ルータ、共用収容ルータ、 <u>メタル回線収容装置、メタル回線収容装置用L2SW、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置及び衛星通信設備</u>	
〔略〕		〔略〕
機械室建物	主配線盤、光ケーブル成端架、音声収容ルータ、共用収容ルータ、 <u>メタル回線収容装置、メタル回線収容装置用L2SW、消防警察トランク、警察消防用</u>	

受電装置	音声収容ルータ、共用収容ルータ、 <u>音声収容装置、音声収容装置用L2SW、総合デジタル通信回線収容交換機、総合デジタル通信回線収容交換機用DB、消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、コア局用L2SW、CS、MGW、XCM、MGC、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置、衛星通信設備、信号用中継交換機、SGW及びオペレーション設備</u>	〔同左〕
発電装置	音声収容ルータ、共用収容ルータ、 <u>音声収容装置、音声収容装置用L2SW、総合デジタル通信回線収容交換機、総合デジタル通信回線収容交換機用DB、消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、コア局用L2SW、CS、MGW、XCM、MGC、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置、衛星通信設備、信号用中継交換機、SGW及びオペレーション設備</u>	
小規模局用電源装置	音声収容ルータ、共用収容ルータ、 <u>音声収容装置、音声収容装置用L2SW、総合デジタル通信回線収容交換機、総合デジタル通信回線収容交換機用DB、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置及び衛星通信設備</u>	
小規模局用蓄電池	音声収容ルータ、共用収容ルータ、 <u>音声収容装置、音声収容装置用L2SW、総合デジタル通信回線収容交換機、総合デジタル通信回線収容交換機用DB、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置及び衛星通信設備</u>	
可搬型発動発電機	音声収容ルータ、共用収容ルータ、 <u>音声収容装置、音声収容装置用L2SW、総合デジタル通信回線収容交換機、総合デジタル通信回線収容交換機用DB、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置及び衛星通信設備</u>	
〔同左〕		〔同左〕
機械室建物	主配線盤、光ケーブル成端架、音声収容ルータ、共用収容ルータ、 <u>音声収容装置、音声収容装置用L2SW、総合デジタル通信回線収容交換機、総合デジ</u>	

44104

	回線集約装置、共用コアルータ、コア局用 L 2 S W、C S、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、インタフェース変換装置、衛星通信設備、閥門系ルータ、相互接続局用 L 2 S W、S B C、E N U Mサーバ、D N Sサーバ及びオペレーション設備
機械室土地	主配線盤、光ケーブル成端架、音声収容ルータ、共用収容ルータ、メタル回線収容装置、メタル回線収容装置用 L 2 S W、消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、コア局用 L 2 S W、C S、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、無線鉄塔、インタフェース変換装置、衛星通信設備、閥門系ルータ、相互接続局用 L 2 S W、S B C、E N U Mサーバ、D N Sサーバ及びオペレーション設備

注 資本コスト＝減価償却費＋自己資本費用＋他人資本費用＋利益対応税＋通信設備使用料＋固定資産税

保守コスト＝施設保全費＋道路占用料＋撤去費用

附則別表第 5（附則第 3 条関係）

第 1 設備区分別費用明細表

	〔略〕	メタル回線収容装置	〔略〕	コア局用 L 2 S W	〔略〕	中間中継伝送装置	C S	閥門系ルータ	相互接続局用 L 2 S W	S B C	E N U Mサーバ	D N Sサーバ	〔略〕	アナログ・デジタル回線共通部	〔略〕
設備区分直接の減価償却費															

	タル通信回線収容交換機用 D B、消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、コア局用 L 2 S W、C S、M G W、X C M、M G C、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、無線鉄塔、インタフェース変換装置、衛星通信設備、信号用中継交換機、S G W及びオペレーション設備
機械室土地	主配線盤、光ケーブル成端架、音声収容ルータ、共用収容ルータ、音声収容装置、音声収容装置用 L 2 S W、総合デジタル通信回線収容交換機、総合デジタル通信回線収容交換機用 D B、消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、共用コアルータ、コア局用 L 2 S W、C S、M G W、X C M、M G C、伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、無線鉄塔、インタフェース変換装置、衛星通信設備、信号用中継交換機、S G W及びオペレーション設備

〔新設〕

附則別表第 5（附則第 3 条関係）

第 1 設備区分別費用明細表

	〔同左〕	音声収容装置	C S	総合デジタル通信回線収容交換機	〔同左〕	コア局用 L 2 S W	M G W	M G C	〔同左〕	中間中継伝送装置	〔同左〕	アナログ・デジタル回線共通部	S G W	信号用中継交換機	〔同左〕
設備区分直接の減価償却費															

七十五頁

設備区分直接の通信設備使用料															
設備区分直接の固定資産税															
設備区分直接の施設保全費															
設備区分直接の道路占用料															
設備区分直接の撤去費用															
附属設備の減価償却費															
附属設備の固定資産税															
附属設備の施設保全費															
附属設備の撤去費用															
試験研究費															
接続関連事務費															
管理共通費															
設備区分ごとの費用合計															

第 2 設備区分別費用明細表（アナログ電話用設備）

	〔略〕	中間中継伝送装置	C S	閥門系ルータ	相互接続局用 L 2 S W	S B C	E N U Mサーバ	D N Sサーバ	〔略〕
設備区分直接の減価償却費									

設備区分直接の通信設備使用料															
設備区分直接の固定資産税															
設備区分直接の施設保全費															
設備区分直接の道路占用料															
設備区分直接の撤去費用															
附属設備の減価償却費															
附属設備の固定資産税															
附属設備の施設保全費															
附属設備の撤去費用															
試験研究費															
接続関連事務費															
管理共通費															
設備区分ごとの費用合計															

第 2 設備区分別費用明細表（アナログ電話用設備）

	〔同左〕	中間中継伝送装置	〔同左〕
設備区分直接の減価償却費			

七十六頁

設備区分直接の通信設備使用料						
設備区分直接の固定資産税						
設備区分直接の施設保全費						
設備区分直接の道路占用料						
設備区分直接の撤去費用						
附属設備の減価償却費						
附属設備の固定資産税						
附属設備の施設保全費						
附属設備の撤去費用						
試験研究費						
接続関連事務費						
管理共通費						
設備区分ごとの費用合計						

[注 略]

第3 設備区分別費用明細表（第一種公衆電話機）

	〔略〕	C S	関 門 系 ル ー タ	相 互 接 続 局 用 L 2 S W	S B C	E N U M サ ー バ	D N S サ ー バ	〔略〕
		中 間 中 継 伝 送 装 置						
設備区分直接の減価償								

設備区分直接の通信設備使用料						
設備区分直接の固定資産税						
設備区分直接の施設保全費						
設備区分直接の道路占用料						
設備区分直接の撤去費用						
附属設備の減価償却費						
附属設備の固定資産税						
附属設備の施設保全費						
附属設備の撤去費用						
試験研究費						
接続関連事務費						
管理共通費						
設備区分ごとの費用合計						

[注 同左]

第3 設備区分別費用明細表（第一種公衆電話機）

	〔同左〕	中 間 中 継 伝 送 装 置	〔同左〕
設備区分直接の減価償			

七十八頁

却費						
設備区分直接の通信設備使用料						
設備区分直接の固定資産税						
設備区分直接の施設保全費						
設備区分直接の道路占用料						
設備区分直接の撤去費用						
附属設備の減価償却費						
附属設備の固定資産税						
附属設備の施設保全費						
附属設備の撤去費用						
試験研究費						
接続関連事務費						
管理共通費						
設備区分ごとの費用合計						

[注 略]

却費						
設備区分直接の通信設備使用料						
設備区分直接の固定資産税						
設備区分直接の施設保全費						
設備区分直接の道路占用料						
設備区分直接の撤去費用						
附属設備の減価償却費						
附属設備の固定資産税						
附属設備の施設保全費						
附属設備の撤去費用						
試験研究費						
接続関連事務費						
管理共通費						
設備区分ごとの費用合計						

[注 同左]

備考 第3の〔 〕の設備区分は第2項の11項に示すとおり、電話設備や伝送設備を指すものとする。

七十八頁

附 則

この省令は、公布の日から施行する。